

大阪体育大学 平成26年度 自己点検・評価報告書
目次

序章	1
第1章 理念・目的	
1. 現状の説明	
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	3
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか	5
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	6
2. 点検・評価	7
3. 将来に向けた発展方策	9
4. 根拠資料	9
第2章 教育研究組織	
1. 現状の説明	
(1) 大阪体育大学の建学の理念・教育の目標に照らして学部・学科・研究科及び附置研究所・センター等の教育研究組織が適切なものであるか	11
(2) 教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っているか	12
2. 点検・評価	12
3. 将来に向けた発展方策	13
4. 根拠資料	13
第3章 教員・教員組織	
1. 現状の説明	
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか	14
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教育組織を整備しているか	16
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	18
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	20
2. 点検・評価	22
3. 将来に向けた発展方策	23
4. 根拠資料	24
第4章 教育内容・方法・成果	
4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
1. 現状の説明	
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	26

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	28
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員 (教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	30
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に ついて定期的に検証を行っているか	31
2. 点検・評価	33
3. 将来に向けた発展方策	34
4. 根拠資料	35

4-2 教育課程、教育内容

1. 現状の説明	
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を 体系的に編成しているか	37
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各家庭に相応しい教育内容を 提供しているか	40
2. 点検・評価	45
3. 将来に向けた発展方策	47
4. 根拠資料	48

4-3 教育方法

1. 現状の説明	
(1) 教育方法および学習指導は適切か	50
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	53
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか	54
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容方法の 改善に結び付けているか	55
2. 点検・評価	56
3. 将来に向けた発展方策	59
4. 根拠資料	60

4-4 成果

1. 現状の説明	
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか	62
(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	65
2. 点検・評価	67
3. 将来に向けた発展方策	69
4. 根拠資料	70

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明	71
----------	----

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	72
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	74
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生者数を収容定員に基づき適正に管理しているか	76
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか	77
2. 点検・評価	77
3. 将来に向けた発展方策	79
4. 根拠資料	80

第6章 学生支援

1. 現状の説明	
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか	82
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか	83
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか	86
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか	87
2. 点検・評価	89
3. 将来に向けた発展方策	91
4. 根拠資料	91

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明	
(1) 教育環境等の整備に関する方針を定めているか	94
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか	95
(3) 図書館、教育情報サービスは十分に機能しているか	97
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか	98
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか	100
2. 点検・評価	101
3. 将来に向けた発展方策	102
4. 根拠資料	103

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明	
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか	105
(2) 教育研究の成果を季節に社会に還元しているか	105
2. 点検・評価	109
3. 将来に向けた発展方策	110
4. 根拠資料	111

第9章 管理運営・財務

9-1 管理運営

1. 現状の説明	
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか……	112
(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか……	113
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか……	113
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか……	114
2. 点検・評価	115
3. 将来に向けた発展方策	115
4. 根拠資料	116

9-2 財務

1. 現状の説明	
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立して いるか……	117
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか……	117
2. 点検・評価	118
3. 将来に向けた発展方策	118
4. 根拠資料	119

第10章 内部質保証

1. 現状の説明	
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に 対する説明責任を果たしているか……	120
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか……	121
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか……	121
2. 点検・評価	122
3. 将来に向けた発展方策	124
4. 根拠資料	124

終章	126
----	-----

序章

本学が 2008（平成 20）年に大学基準協会の認証評価を受けるべく取り組んだ「自己点検・評価報告書 2008」の終章は、以下の文章で結ばれている。「本報告書では、大学基準協会の指定項目に沿って、15 項目について点検・評価を行った。報告書執筆の中心になったのは、評価項目に関わる学内の各委員会を構成する体育学部・健康福祉学部、大学院研究科の多くの教員達であり、出来上がった草稿を学部・大学院の主要委員会の委員長等で構成される『自己点検・評価委員会』委員が査読・修正し、最終的に学長がその責任において必要な個所について加筆・修正を行った。また、事務局はそれら記述の元となる膨大な基礎的データを収集し、図表の形でまとめる作業に当たった。まさに、本報告書は、大学あげての取組の所産であり、すべての教職員にとって本学がこれまで行ってきた大学改革の様々な取組み、教育・研究活動や大学経営の現状等について、自ら評価し反省し、大学の将来に向かって改革の方向性を共有する大きな契機となった。」

自己点検・評価報告書の作成を通じて、本学の多くの教職員が、大学の理念や教育の目標、教育研究の組織や活動の実態、学生の受入れや生活の現状、教育研究環境、社会貢献、管理・運営、財務の状況等、大学の全体像を実態として捉えることができた。それらは、本学が教育研究活動の改善・改革を進める上での原動力となり、大きな財産となっている。また、認証評価の結果と報告書は教授会・研究科委員会で発表され、大学ホームページ等で公表されることで、全教職員・学生・保護者等に共有されるものとなった。

いうまでもなく、大学が社会からの要請、期待に応えるとともに、大学が育んできた教育の理念、伝統のもとに将来の発展を展望するためには、大学の教育研究活動や学生等の現状ならびに大学一般を取り巻く社会への絶えざる分析、評価、反省が不可欠であり、教職員や学生、保護者、そして社会からの支援が必要である。その意味で、本学にとって自己点検・評価はきわめて重大な意義を持っている。自己点検・評価活動を通して初めて、自らの教育理念に照らして現状を統括し、大学及び社会の現状に照らして自らの教育研究活動等の現状を評価して、教職員が一丸となって改善・改革を進めていくことができる。先の文章は、まさに本学にとっての自己点検・評価の目的、重要性を端的に表していると言えよう。

本学で第三者評価機構にゆだねる厳格な自己点検・評価が始まったのは、大学基準協会正会員への加盟・登録の申請が大きなきっかけとなった。2001（平成 13）年から恒常的な「自己点検・評価委員会」を設置して、自己点検・評価作業に取組み、2002（平成 14）年に体育の単科の大学として初めて正会員への加盟・登録が承認された。本学が初めて公表した自己点検・評価報告書である「自己点検・評価報告書 2002」は、この時に提出された報告書が基になっている。

また、本学は大学基準協会への加盟申請の作業と並行して「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 14 年～平成 16 年）」作成の準備を行い、2002（平成 14）年からその計画を実行してきた。それ以降、本学は、自己点検・評価活動とそれに基づく中期計画の作成・実行を一つのセットとして、教育研究の改善・改革を進めている。2003（平成 15）年の健康福祉学部の開設は中期計画に基づいたものであり、教員の採用や施設の建設等も中期的

なスパンで計画的に行われるようになった。

本学の自己点検・評価体制としては、学則第2条に「教育研究水準の向上を図り、前条の目標達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する組織として大学自己点検・評価委員会を設ける」と定め、大学・学部、大学院研究科のそれぞれに自己点検・評価委員会を設けている。委員会は、「自己点検・評価委員会規定」の第3条に「委員会は次の事項を審議する。(1) 自己点検・評価の実施項目・方法等の検討と策定、(2) 自己点検・評価の組織的、系統的な実施の推進および報告書の作成、(3) 自己点検・評価に基づく改善策の提案、(4) その他、外部評価を含めた点検・評価等の実施に関して必要な事項」と定められた内容に基づいて、おおよそ2年に1度の割合で自己点検・評価活動を実施し、その結果を報告書にまとめて、ホームページ等で公表している。

なお、2008(平成20)年3月、本学は大学基準協会による認証評価を受けた。その際に、認証評価結果に14項目の「助言、参考意見」が付記された。それ以降、指摘された事項について、大学としてすみやかに対応すべき課題として取り上げ、その改善に取り組んだ。そして、その結果を「提言に対する改善報告書」としてまとめて、2012(平成24)年に、大学基準協会に提出した。大学基準協会からは、「本学の改善報告書」に対し、「今後の改善計画について再度報告を求める事項」は「なし」との回答をいただいた。しかし、本学は、「改善報告書」を提出後も、引き続き指摘された事項を中心に改善・改革に取り組んでいる。

本学は、現在、「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成23年度～26年度)」に沿って教育研究活動等の改善・改革を進めているが、2015(平成27)年に大学基準協会の認証評価を受けるべく、大学基準協会の指定項目に沿って、自己点検・評価委員会を中心に、その成果を詳細に点検・評価する作業を開始した。大阪体育大学は、この報告書により大学基準協会による認証審査をいただくことになる。報告書作成のプロセス自体、すべての教職員にとってこれまで本学が行ってきた大学改革の様々な取組み、教育研究活動や大学経営の現状等について、自ら評価し反省する大きな契機となっているが、大学基準協会による審査をいただき、そこでいただいたご意見を踏まえて、さらなる大学改革に向かって教職員あげて取り組んでいく所存である。

第1章 大学・学部等の理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科の理念・目的は、適切に設定されているか

<大学全体>

1) 大阪体育大学の建学の精神

大阪体育大学は、1965（昭和 40）年に関西地域で唯一の体育大学として発足した。東京オリンピックの翌年にあたり、体育・スポーツへの期待と関心が大きく高まっていた時期であった。また、高度経済成長の歪みが顕在化し始め、長時間労働による労働者の健康問題が社会的問題となりつつあった。大阪体育大学の建学の精神は、「不断の努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」ことであり、学是は「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」ことである。（資料 1-1）。

建学の精神は、教育課程の編成に明確に打ち出された。大学における体育の人材養成といえは学校体育の指導者養成が全てであった時代に、学校体育コースに加えて社会体育コース、生産体育コース（後、産業体育コース）を設け、生産体育コースでは衛生管理者免許の取得を可能にするなど、本学はその建学の当初から社会体育と職場における健康づくり指導者の養成という、まさに当時としては体育・スポーツのフロンティアを切り拓くという希望と意気込みに燃えて出発した。その後、社会体育コース・生産体育コースは 1997（平成 9）年の全国初の生涯スポーツ学科の設置（資料 1-2）、さらに 2006（平成 18）年の健康・スポーツマネジメント学科の設置となって現在まで引き継がれており（資料 1-3）、建学の精神は本学の教育に脈々と息づいている。「健康づくり」「生きがいくくり」をキーワードに、生活の質の豊かさを支える福祉の人材養成をめざした健康福祉学部の開設も、このような建学の精神、教育の目的の延長線上にあった（資料 1-4）。

2) 教育の目的

本学の教育の目的は、「大阪体育大学学則」の「第 1 章総則」目的の第 1 条に、「大阪体育大学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び健康福祉に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を養成し、国民の健康とスポーツ文化の向上に寄与することを目的とする」と定められている（資料 1-5 p7）。

<体育学部>

体育学部の教育目的は、これまで「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第 3 条に、「体育・スポーツに関する科学的な理論を理解し、実技能力や実践指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材の養成」を目的とすると定められていたが（資料 1-6）、2011（平成 23）年 4 月の学部教授会において、健康の位置づけを明確にした新しい教育の目的が規定され、同年 5 月の大学評議会において承認された。新しい教育目的は、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に以下のように明記されている（資料 1-7）。

「体育・スポーツ・健康に関する科学的な理論を理解し、実技能力や実践指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材を養成することを目標として、以下の通り定める

- (1) 豊かな教養を修める。
- (2) 専門的な知識・技能を修得する。
- (3) 調和のとれた人格を形成する。
- (4) 社会に貢献できる力を身につける。

(5) 能動的・自立的行動力を身につける。

そして、各学科の教育目的についても、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第4条、第5条に、以下のように定められている。

①スポーツ教育学科

スポーツ教育学科は、「体育・スポーツを科学的に学び、的確な実践理論と指導法を身につけた、体育・スポーツの指導者の養成」を目的とする。

②健康・スポーツマネジメント学科

健康・スポーツマネジメント学科は、「運動・スポーツ・レクリエーションの実践現場で必要とされる知識と技能を有する専門家や指導者の養成」を目的とする。

<健康福祉学部>

健康福祉学部の教育目的は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第7条に、「健康福祉学部健康福祉学科は、人間と社会に対する幅広い理解と教養、福祉に関する総合的な知識と理解、社会福祉の援助を必要とする人の立場に立てる豊かな感性を持つソーシャルワーカーの養成や、精神障がい者の社会復帰、社会参加に向けての援助に対する専門的知識、技術に基づいて優れた福祉サービスを提供できるソーシャルワーカーの養成、ソーシャルワーカーとしての専門性をもとにした福祉運営、経営のスペシャリストの養成を基盤に、生活の質の豊かさを支える人材の養成を目的とする」と定められている（資料1-6）。しかしながら、健康福祉学部は、2010（平成22）年にカリキュラムの抜本的な改革を行い、これまでの社会福祉コース、精神保健福祉コース、福祉マネジメントコースの3つのコースからなる教育から、教育福祉系、スポーツ福祉系、ソーシャルワーク系の3つの系からなる新しい福祉の人材養成をスタートさせた。そのため、従来の教育目的は新しい教育との整合性を失うことになり、規程の見直しが必要となった。2011（平成23）年3月の学部教授会において、新しい教育目的が以下のように規定され、2011（平成23）年5月の大学評議会で承認された。

健康福祉学部の教育目的は、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に、以下のよう定められている（資料1-7）。

「社会で求められる幅広い教養を持ち、人間と社会に対する深い理解と洞察力を有し、スポーツ・教育・福祉に貢献できる専門性と実践力に富んだ人材を養成する。」

- (1) 豊かな教養を修め、広い見識を持つ。
- (2) 専門知識・技能を修得する。
- (3) 調和のとれた人格を形成する。
- (4) 社会に貢献できる力を修得する。
- (5) 主体的に考え行動できる力を修得する。

<スポーツ科学研究科>

本学は、1992（平成4）年に西日本の体育系大学で初めての大学院として体育学研究科（修士）を開設し、2001（平成13）年に博士前期課程（2年）、博士後期課程（3年）からなる大学院スポーツ科学研究科に発展的に改組した。大学院スポーツ科学研究科の教育目的は、大学院学則の第1章総則第1条に「体育・スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識・技能をもった専門家を養成するとともに、自立・率先して教育研究活動を推進することの出来る、創造性豊かな人材を育成することにより、体育・スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と明記されている（資料1-8）。

そして、2011（平成23）年4月の大学院研究科会議で、新たに以下のような教育の目的が規定され、5月の大学評議会で承認された。大学院スポーツ科学研究科の新しい教育目的は、「大阪体

育大学における教育充実のための取組方針」に以下のように明記されている（資料 1-7）。

「高度なスポーツ科学の知識を持ち実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者を養成する。

博士前期課程は、学部における体育・スポーツの教育を基盤に、スポーツ科学の研究を通じて、体育教育や運動、スポーツによる健康づくり、生きがいつくり、スポーツマネジメント、スポーツ競技力の向上などに高度で専門的な知識、技術を持った高度専門職業人を養成する。

博士後期課程は、博士の学位を取得して、高度化する体育・スポーツ科学の発展に貢献できる研究者を養成する。」

（２）大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

<大学全体>

本学は、建学の理念・学是、大学・学部・大学院スポーツ科学研究科の教育の目的について、大学ホームページの「情報公開」の「教育研究上の目的」に掲載し、教職員・学生、受験生を含み広く社会一般に対して公表している（資料 1-9）。教職員に対して、「大阪体育大学規程集」を 2013（平成 25）年度より Web 上に公開し、周知徹底を図っている（資料 1-10）。

また、入学式において、新入生・保護者・来賓・教職員に対して学長の式辞並びに学園理事長の祝辞によって教育の理念や目的を紹介するとともに、学生に対しては、新入生オリエンテーションやフレッシュマンセミナー時における学部長、学科長の挨拶、学生が参照する『履修要項』（資料 1-11、12）、『大学院履修要項』（資料 1-13）、「大阪体育大学規程集」、において周知している。

受験生やその保護者に対しては、年 4 回実施するオープンキャンパス時に相談会を開催し、大学・学部・学科の教育理念・目的等について説明し、理解を得る機会を設けている。また本学への入学希望者を対象とした大学説明会など、様々な機会を捉えて説明に努めている。

その他、『入試ガイド』（資料 1-14）や『ユニバーシティガイド（大学概要）』（資料 1-15）、『大学院パンフレット』（資料 1-16）、キャンパス新聞『OUHS ジャーナル』（資料 1-17）等の印刷物を通じて、広く学内外に周知を図っている。

<体育学部>

体育学部及びスポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科の教育目的については、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第 3 条～第 5 条、及び「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に記載され、大学ホームページに掲載されて、公表されている。また、『入試ガイド』や『ユニバーシティガイド（大学概要）』にもその要点が記されている。学生向けには、新入生に対しては入学当初のオリエンテーションにおいて詳しい説明を行っており、在学生には、学年はじめにガイダンスを行って周知している。その他、本学部に入学を希望する高校生や保護者に対しては、オープンキャンパス、大学説明会等の催し時に学部・学科の説明・相談コーナーを設け、詳細に学部・学科の理念を説明している。

<健康福祉学部>

健康福祉学部の教育の目的は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第 6 条、第 7 条、ならびに「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に記載され、大学ホームページにも掲載されて、公表されている。また、2013（平成 25）年までは『入試ガイド』や『ユニバ

ーシティガイド（大学概要）』にもその要点を記して紹介していたが、2015（平成 27）年度からの学生募集停止にともない、いずれも削除された。在学生に対しては、学年はじめにガイダンスを行って周知している。

＜スポーツ科学研究科＞

大学院スポーツ科学研究科の教育の目的は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」第 8 条、第 9 条、及び「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に記載され、大学ホームページにも掲載されて、学生・教職員のみならず広く社会一般に公表されている。また、学内の学生を対象としたキャリアセミナーにおいても大学院のブースを設け、研究科の理念・目的等について説明している。その時にも使用する大学院スポーツ科学研究科のパンフレットには、本研究科の理念・目的、特色等がわかりやすく紹介されている。

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

＜大学全体＞

本学の教育理念・目的の適切性の検証は、主に中期計画と自己点検・評価報告書の作成を通じて行われている。

自己点検・評価報告書は、全学の自己点検・評価委員会と大学院、各学部の自己点検・評価委員会を中心となって、大学基準協会へ加盟申請した 2002（平成 14）年（資料 1-18）以来、2004（平成 16）年（資料 1-19）、2006（平成 18）年（資料 1-20）、2008（平成 20）年（資料 1-21）、2010（平成 22）年（資料 1-22）に作成されている。

「大阪体育大学の中期の目標と計画」は、2002（平成 14）年に策定され（資料 1-23）、2007（平成 19）年には第 2 次「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 19 年度～22 年度）」（資料 1-24）、2011（平成 23）年には第 3 次「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度）」（資料 1-25）が策定された。策定にあたっては、学長を中心にその諮問機関である大学役員会（学長、副学長、大学院研究科長、学部長、学科長、教学部長、事務局長で構成）が作成し、大学評議会の審議・承認を得て実行に移している。

本学は、2012（平成 24）年より年に 1 回、外部有識者による「外部評価委員会」を実施し、本学教員を交えて教育の目的を含む大学の取組み全般について意見を交換する機会を持っている（資料 1-26）。

また本学は、2010（平成 22）年度に学部・学科・スポーツ科学研究科ごとに、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を策定したが、その際、全学的に学部、学科、スポーツ科学研究科のそれぞれのレベルで、教育の目的について教員間で真摯な議論がなされ、その適切性が再確認された。これらの方針は、大学規程集の「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に明記されるとともに（資料 1-7）、大学ホームページにも掲載され、広く学内外に公表されている（資料 1-27）。

このように定期的な中期計画の作成、自己点検・評価委員会を中心に全学あげて実施する 2 年に 1 度の「自己点検・評価報告書」の作成、公表、あるいは外部評価委員会の開催、アドミッション・ポリシー等の策定を通じて、大阪体育大学は、大学・学部・スポーツ科学研究科の教育の理念・目的の適切性について学内で議論を重ね、必要な検証を行っている。

＜体育学部＞

体育学部は、大学全体の項で述べたように学部に恒常的に設置されている委員会である自己点検・評価委員会を中心として、「自己点検・評価報告書」の作成時に学部教育の点検・評価を行ってきた。その成果は、大学の中期計画に反映されている。

さらに、先述したように2010（平成22）年のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの策定時に、学部、学科、研究科のそれぞれのレベルで、教育の目的について教員間で真摯な議論を行った成果が、2011（平成23）年4月の学部教授会における“健康の位置づけを明確にした”新しい教育目的の策定につながった（資料1-28）。

以上のように体育学部では自己点検・評価委員会を中心に、大学の理念や教育の目的等の適切性について、点検・評価する体制が整備されている。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部においても、学部に恒常的に設置されている自己点検・評価委員会が中心となって、「自己点検・評価報告書」の作成時に学部教育に対する点検・評価を行なっている。その成果は中期計画に反映されるとともに、先に述べたように2010（平成22）年のカリキュラム改革に反映されて、ソーシャルワーク系、教育福祉系、スポーツ福祉系からなる新しい教育体制の構築につながった（資料1-29）。

＜スポーツ科学研究科＞

大学院スポーツ科学研究科においても恒常的な委員会として自己点検・評価委員会が設置されており、「自己点検・評価報告書」作成時に、大学院スポーツ科学研究科の教育の目的やカリキュラム等についても点検・評価が行われ、その成果を大学の中期計画に反映している。一例をあげれば、「大阪体育大学の中期の目標と計画」（平成23年度～26年度）（資料1-25）には、2021年（平成33年）（浪商学園創立百周年）までの長期ビジョンの中に、「大学院スポーツ科学研究科は本学の研究活動を推進する中心機関である。高度専門職業人やスポーツ科学研究者の養成を中心とした教育活動の充実、国際交流活動の推進に加えて、学部から博士後期課程まで有する体育・スポーツ・健康づくりに関する研究教育拠点として、今日的課題に挑戦する総合的研究を推進する。そのために必要な教員の研修体制の整備や、学位取得の支援、外部研究資金獲得の推進に取り組む」と、大学院充実のためのビジョンが明示され（資料1-25）、行動目標の一つとして「大学院教育研究環境の改善・充実」があげられている（資料1-25）。中期計画は定期的に作成されているため、スポーツ科学研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証していると考えられる。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

定期的実施されている自己点検・評価とそれに基づく「大阪体育大学の中期の目標と計画」の作成等によって大学・学部・研究科の理念や目的が検証され、大学ホームページ等で学内外に公表されていることなどから、同基準はおおむね充足されている。

①効果が上がっている事項

＜大学全体＞

- ・大学の理念や教育の目的を反映するために、中長期的なスパンで計画される「大阪体育大学の中期の目標と計画」に基づき具体的方策が練られ、大学評議会、教授会を通じて教職員に理解・

周知されて、適切に実行に移されている。

- ・大学・各学部・大学院スポーツ科学研究科にそれぞれ自己点検・評価委員会が設置され、2年に1度「自己点検評価・報告書」が作成され、公表されるなど、大学の教育・研究、管理運営等に大学の理念や教育目的が適切に反映されているかどうか、定期的に点検・評価するシステムが機能している。
- ・外部有識者による点検・評価の会議が定期的に行われ、大学の教育・研究に対する貴重な意見を大学運営に活かす機会となっている。
- ・大学の「自己点検・評価報告書」、「認証評価結果」、「中期計画」及び「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」は、大学ホームページ上に掲載されて、学内外からアクセスが可能であり、大学の理念や教育の目的が広く学内外に周知される環境が整備されている。

<体育学部>

- ・2010（平成22）年のアドミッション・ポリシー等の策定時に、学部、学科、研究科のそれぞれのレベルで、教育の目的について教員間で真摯な議論がなされ、その成果が、平成23（2011）年4月の学部教授会における“健康の位置づけを明確にした”新しい教育目的の策定につながった。

<健康福祉学部>

- ・2010（平成22）年にカリキュラムの抜本的な改革を行い、教育福祉系、スポーツ福祉系、ソーシャルワーク系の3つの系からなる新しい福祉の人材養成をスタートさせた。そのため、2011（平成23）年3月の学部教授会において教育目的を改定し、2011（平成23）年5月の大学評議会承認された。

<スポーツ科学研究科>

- ・学内学生を対象としたキャリアセミナーにおいて大学院のブースを設置し、大学院の目的や研究活動の現状等についてわかりやすく説明する機会を設けている。

②改善すべき事項

<大学全体>

- ・全学的な「自己点検・評価報告書」は2010（平成22）年以降作成されていない。この間は、大学基準協会による認証評価結果に対する改善報告書の作成が行われたのみである。そのため、2011（平成23）年に体育学部、健康福祉学部、スポーツ科学研究科のそれぞれが実施した教育目的の改正について、大学全体としてその成果を点検・評価する点で課題が残った。

<体育学部>

特になし。

<健康福祉学部>

- ・健康福祉学部は、2010（平成22）年度に実施した抜本的なカリキュラム改革の結果に対する点検・評価がなされないままに、2015（平成27）年度以降の学生募集停止の事態を迎えることとなった。2年生以上の学生に対して責任ある教育を行うためにも、カリキュラム改革に基づく教育の成果に対する点検・評価が学部の責務として残されている。

<スポーツ科学研究科>

- ・自己点検・評価報告書作成時だけでなく、自己点検・評価委員会が研究科の理念や目的、抱えている課題等について常時点検・評価する機能を発揮することが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果があがっている事項

<大学全体>

- ・2015（平成 27）年大阪体育大学は創設 50 周年を迎える。現在多くの記念行事・事業が予定され、シンポジウム開催や刊行物発行も計画されている。大学教職員や学生が一致協力してこれらの行事・事業を企画・運営する中で、大学の理念・教育の目的を再確認し、さらに深化させて、改めて教職員や学生、社会に周知を図る。
- ・外部評価委員会の議論が一層深化するように、委員会運営の改善・充実を図る。

<体育学部>

- ・カリキュラム改革による新しいカリキュラムの成果について、4 年後の新カリキュラム完成年度に向かって、改革の成果に対する点検・評価を実施する。

<健康福祉学部>

- ・教員や学生、地域を巻き込んだ現在の活発な研修・講習活動の継続と一層の充実を図る。

<スポーツ科学研究科>

- ・学内からの研究科への応募者を増やすためにも、学内向けの広報活動に積極的に取り組む。

②改善すべき事項

<大学全体>

- ・今回の自己点検・評価報告書の作成を新たな出発点として、大学評議会、自己点検・評価委員会を中心に、中期計画に基づく大学改革の取組を全学あげて点検・評価するシステムのさらなる改善・充実を図る。

<体育学部>

特になし。

<健康福祉学部>

- ・健康福祉学部の学生募集停止を受けて、残された 2 年生以上の学生に対する教育を充実させるためにも、2010（平成 22）年度に実施したカリキュラム改革の成果を点検・評価する取組みをできるだけ早期に行う。

<スポーツ科学研究科>

- ・自己点検・評価委員会の活動についてスポーツ科学研究科において早急に検討を始める。

4. 根拠資料

- 1-1. 大学ホームページ 「建学の精神」「学是」
- 1-2. 「大阪体育大学生涯スポーツ学科開設記念シンポジウム～スポーツのフロンティアをめざして」
- 1-3. 「大阪体育大学体育学部新学科設置記念シンポジウム報告～体育・スポーツが社会を変える」
- 1-4. 「大阪体育大学健康福祉学部開設記念シンポジウム報告書」
- 1-5. 大阪体育大学 学則
- 1-6. 大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程

- 1-7. 大阪体育大学における教育充実のための取組方針
- 1-8. 大阪体育大学大学院学則
- 1-9. 大学ホームページ 「大学の教育研究上の目的」
- 1-10. 大阪体育大学ポータルサイト 「規程集」
- 1-11. 「履修要項」 体育学部 平成 26 年
- 1-12. 「履修要項」 健康福祉学部 平成 26 年
- 1-13. 「大学院履修要項」 平成 26 年
- 1-14. 「2014 入試ガイド」
- 1-15. 「大阪体育大学 UNIVERSITY GUIDE 2014」
- 1-16. 「大学院パンフレット」 2014
- 1-17. 「OUHS ジャーナル」 vol. 201、202、203
- 1-18. 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・報告書 2002」
- 1-19. 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2004」
- 1-20. 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2006」
- 1-21. 点検・評価報告書 2008(平成 20)年度 大学基準協会 認証評価結果
- 1-22. 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2010」
- 1-23. 「大阪体育大学の中期の目標と計画 (平成 14 年度～18 年度)」
- 1-24. 「大阪体育大学の中期の目標と計画 (平成 19 年度～22 年度)」
- 1-25. 「大阪体育大学の中期の目標と計画 (平成 23 年度～26 年度)」
- 1-26. 第 3 回外部評価委員会資料
- 1-27. 大学ホームページ 「ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)」「アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)」「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」
- 1-28. 平成 23 年度体育学部 第 1 回教授会資料
- 1-29. 平成 22 年度健康福祉学部 第 8 回教授会資料

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大阪体育大学の建学の理念・教育の目標に照らして学部・学科・研究科及び附置研究所・センター等の教育研究組織が適切なものであるか

本学は、第1章に述べたように、建学の精神と、学是を教育研究の理念とし、「大阪体育大学学則」総則第1条～第3条に規定するように「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び健康福祉に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を養成し、国民の健康とスポーツ文化の向上に寄与することを目的とする」ことを目的に掲げて（資料 2-1 p7）、体育学部、健康福祉学部、スポーツ科学研究科からなる教育研究組織を設置し、教育研究活動に取り組んでいる。

体育学部にはスポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科が設置されている。スポーツ教育学科には「コーチ教育コース」「体育科教育コース」「スポーツ心理・カウンセリングコース」が、健康・スポーツマネジメント学科には「スポーツマネジメントコース」「アスレティックトレーニングコース」「健康スポーツコース」が設置され（資料 2-2）、2学科6コース制のもとで、学校体育、生涯スポーツ、健康・体力づくり分野で、体育・スポーツのフロンティアを切り開くような活発な教育研究活動を実践してきた。

健康福祉学部は、第1章に述べたように、特別支援学校の教員養成に対する社会的要請の高まりや、アダプテッドスポーツの広がりなど、福祉の人材養成に関わる社会的ニーズの変容を受けて、2010（平成22）年にカリキュラムの大幅な改革を行った。それまでの社会福祉コース、精神保健福祉コース、福祉マネジメントコースの3つのコースから、ソーシャルワーク系、教育福祉系、スポーツ福祉系の3つの系からなる教育体制に改編し、生活の質を豊かにする福祉の人材養成という学部の教育目的に沿った教育研究の一層の充実を目指して、福祉とスポーツ、教育との融合を目指した人材の養成を進めている（資料 2-2）。

大学院スポーツ科学研究科には博士前期課程及び後期課程が設置され、「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の認定に関する内規」（資料2-3）に基づき選考された教授23名、准教授6名の計29名の教員が、体育学部と兼担で、9つの学問分野（「スポーツ史・哲学」「スポーツ社会学」「スポーツマネジメント」「スポーツ心理学」「バイオメカニクス」「教授学（指導方法学）」「スポーツ生理学」「スポーツ医学」「スポーツ栄養学」）と全ての研究領域の研究対象である「アダプテッド・スポーツ」、そして5つの研究領域（「スポーツ文化」「競技スポーツ」「健康スポーツ」「学校体育」「レジャー・レクリエーション」）の内、担当可能な分野に所属して活発な教育研究活動を展開している。

さらに、本学には、「大学規程集」の「図書館及び附置施設」1～5に規定するように、上記の学部・研究科以外にも学生の学習や教員の教育研究活動をサポートする機能を有する図書館及び附置施設として、大学の社会貢献活動の中心となる生涯スポーツ実践研究センター、本学学生やスポーツ選手等のスポーツ医・科学をサポートするトレーニング科学センター、多様化する情報リテラシーの養成を図り、情報教育の浸透を図るための情報処理センター、福祉・教育・スポーツの連携を目指す活動を展開する健康福祉実践研究センターを設置し、教育研究体制の充実・重層化を図っている（資料 2-4）。なお、これらの附置施設は、すべて本学構成員である教員が運営に携わっている。

以上のように、附置施設を含む本学の全ての教育研究組織は、大学・学部等の理念・目的に添うように設置されている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学は、1965（昭和40）年に体育学部体育学科の単科大学としてスタートして以来、体育学部は3度の、健康福祉学部（2003（平成15）年開設）は1度の、学部・学科の改組を行い、今日の2学部3学科の大学となった（資料2-5 p6）。また、1992（平成4）年に修士課程が、2001（平成13）年に博士後期課程が設置された大学院スポーツ科学研究科は、2010（平成22）年に大幅な改組を行い9つの学問分野と5つの研究領域を組み合わせた現在の教育研究体制となった（資料2-6）。

これらの学部・学科、大学院スポーツ科学研究科の改組は、大学院研究教育委員会や学部の基本問題検討会議、カリキュラム委員会等の関係する各委員会の議論を受けて「大阪体育大学の中期の目標と計画」（平成14年度～平成18年度、平成19年度～22年度、平成23年度～26年度）等で計画され、1学部時代は教授会での、2学部体制になって以降は大学評議会での審議・承認を経て、実行に移された。計画実行の評価は、学部・大学院ともに自己点検・評価委員会が中心になって実施され、報告書にまとめられて（資料2-7～10）、大学ホームページに公表された（資料2-11）。

トレーニング科学センター（資料2-4 p180）、生涯スポーツ実践研究センター（資料2-4 p171）、健康福祉実践研究センター（資料2-4 p172）、情報処理センター（資料2-4 p174）などの附置施設については、それぞれに委員会が設置されて、「大学規程集」の「IV 図書館及び附置施設等」に規定された各センター規程及び委員会規程に基づいて本学教員によって運営される中で、組織の目的等との整合性が検証されている。

また、「外部評価委員会規程」を策定し（資料2-12）、毎年度末に外部有識者による外部評価委員会を開催し、大学外部から大学の教育研究組織を含む教育研究活動全般についてその適切性を検証する機会を設けている（資料2-13）。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

大阪体育大学の建学の理念・教育の目標に照らして学部・学科・研究科及び附置研究所・センター等の教育研究組織は適切なものであり、その適切性の検証もほぼ定期的に行われており、同基準はおおむね充足されている。

①効果が上がっている事項

- ・本学は大学開学以来、数度にわたって学部・学科、スポーツ科学研究科を改組し、附置施設・センターを設置してきた。これらの教育研究組織の改組やセンターの設置、活動の適切性等については、自己点検・評価委員会やカリキュラム委員会等の関係各委員会によって常にその検証が行われている。
- ・外部評価委員会を設置して、教育研究組織の適切性等について外部評価を受ける体制が整備された。
- ・本学の全ての学部が、多くの受験生、適切なレベルの在籍者数（大学基礎データ 表3）、高い就職率（資料2-14）を安定して確保できている。

②改善すべき事項

- ・教員研究組織の適切性について、「自己点検・評価年次報告書」で2年に1度定期的に検証されてきたが、2012年度年次報告書の作成が行われておらず、継続的な検証が中断した。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・外部評価委員会の議論を教育研究組織の改善・改革により反映できる仕組みについて早急に検討する。

②改善すべき事項

- ・教員研究組織の適切性について、自己点検・評価活動の中で定期的に検証できる体制を再整備する。

4. 根拠資料

- 2-1(既出 1-5). 大阪体育大学 学則
- 2-2(既出 1-15). 「大阪体育大学 UNIVERSITY GUIDE 2014」
- 2-3. 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の認定に関する内規
- 2-4. IV 図書館及び附置施設等
- 2-5(既出 1-22). 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2010」
- 2-6. 2008年度第9回研究科会議 資料
- 2-7(既出 1-18). 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・報告書 2002」
- 2-8(既出 1-19). 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2004」
- 2-9(既出 1-20). 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2006」
- 2-10(既出 1-21). 点検・評価報告書 2008(平成20)年度 大学基準協会 認証評価結果
- 2-11. 大学ホームページ 「大学認証評価」
- 2-12. 大阪体育大学外部評価委員会規程
- 2-13(既出 1-26). 第3回外部評価委員会資料
- 2-14. 就職・大学院進学状況

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

<大学全体>

大阪体育大学の教育の目的は、「大阪体育大学学則」総則第1条に「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び健康福祉に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化の向上に寄与することを目的とする。」と示されている（資料3-1 p7）。これに基づいて、学部・研究科の教育の目的を「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」（資料3-2）及び「大阪体育大学における教育研究充実のための取組方針」に定めている（資料3-3）。そして、これらの教育目的にそって教育研究に当たる本学教員については、「大阪体育大学学則」第4条に、教授ほか各職階の教員に求める使命と役割を明示している（資料3-1 p7）。また、それぞれに求められる教育研究上の業績については、「大阪体育大学規程集」「V 人事」の「6 採用・昇任」に明示している（資料3-4）。

スポーツ科学研究科は学部と兼担制をとっており、担当教員を採用する場合、本学教員の中から「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準」（資料3-5）、「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準申し合わせ」（資料3-6）に基づいて審査して、適任とされる教員を採用している。

教員組織の編成方針については、大学設置基準を必要な専門領域と専任教員数で充足した上で、原則的には「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」に教員一人当たり学生数の基準を設け、各学部の構成人数と採用方針・計画を示している（資料3-7 p54）。

定年や転出による教員の補充はもとより、教員の新規採用による教育課程の充実を図る場合には、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」に基づいて各学部で必要な教員を、専門領域と人数、年齢構成、性別等を考慮して採用し、バランスのとれた教員組織を編成することを基本としている。教員の選考は、各学部には人事委員会、人事審査会議が設置され、「大阪体育大学教育職員選考規程」に基づいて実施されている（資料3-4 p213）。

本学では、これらの諸規則に従って、大学全体はもとよりそれぞれの学部及びスポーツ科学研究科において、大学評議会、教授会、研究科委員会、及び全学・学部・スポーツ科学研究科の入学、教務、学生の学修・生活、就職、管理運営に関わる教員組織が設置され、教育及び管理運営に関わる体制が整備されている。教授会の下に基本問題検討会議、自己点検・評価委員会、人事委員会、予算委員会、及び教育研究に関わる各種委員会が設置され（資料3-8 p3～5）、教授会と各委員会との連携や教員間の連絡調整が図られている。また、両学部・スポーツ科学研究科にまたがる諸課題については、大学評議会にて審議・決定する仕組みをとっている（資料3-9）。

以上に示してきた「大阪体育大学学則」「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」「大阪体育大学における教育研究充実のための取組方針」「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準申し合わせ」「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成

23年度～26年度)」等によって、本学の教員像及び教員組織の編成方針が定められ、教員間の連絡調整が図られている。

＜体育学部＞

体育学部の教育研究上の目的、教員に求められる使命と役割、業績等については、大学全体の項に示した通りである。

体育学部の教学運営のシステムは、教授会の下に基本問題検討会議、学科会議、学科連絡会議並びに各種委員会が設けられている（資料 3-8 p3）。体育学部では、月に一度の教授会、学科会議が定例化されている。学科連絡会議も必要に応じて随時招集され、教授会と各種委員会との連携や教員間の連絡調整が図られている。

体育学部では、大学の定年退職年齢が70歳から65歳に引き下げられたことから、2013（平成25）年から2018年（平成30年）の6間で合計17名の教授が退職することとなったが、基本問題検討会議、人事委員会、人事審査会議により、学科・コースの教育を基盤とした教員整備方針が確認され、体育学部教授会で周知された（資料 3-10）。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部の教育研究上の目的、教員に求められる使命と役割、業績等については、大学全体の項に示した通りである。

健康福祉学部は健康福祉学科1学科で構成され、教学運営のシステムは教授会の下に、「大学規程集」の「健康福祉学部組織図」に見るような各種委員会が設置されている。また、ソーシャルワーク系、教育福祉系、スポーツ福祉系の3つの系それぞれで定例の系運営委員会が開催されている（資料 3-8 p4）。また随時開催される「研究懇話会」で教員間の密な連携と教育研究に係る体制を整えている。教養教育に関しては両学部にもたがる「教養教育センター」と本学部所属の教員との連携体制がはかられている。

また、健康福祉学部では、2010（平成22）年のカリキュラム改革に添って、教育福祉系、スポーツ福祉系教員の採用を計画的に実施してきた。

＜スポーツ科学研究科＞

スポーツ科学研究科の教育の目的は、「大阪体育大学大学院学則」第1条に、「体育・スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識・技能をもった専門家を養成するとともに、自立・率先して教育研究活動を推進することの出来る、創造性豊かな人材を育成することにより、体育・スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」（資料 3-11）と示されている。これらの教育目的に沿って研究教育の指導に当たる教員は、大阪体育大学の教授、准教授、専任講師（博士後期課程研究指導担当者を除く）が、博士後期課程研究指導担当者、博士後期課程講義担当者、博士前期課程担当者のそれぞれについて、審査基準（資料 3-5、6）に則って審査され、適任と認められた者が担当している。全教員が学部と兼担しているため、スポーツ科学研究科独自の教員採用は原則として実施していない。

研究科では、教員の専門を5領域（スポーツ文化、競技スポーツ、健康スポーツ、学校体育、レジャー・レクリエーション）に分類し、各領域をさらに9学問分野（スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、バイオメカニクス、教授学（指導方法学）、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学）に分け（資料 3-12）、各教員は45の専門分類（5領域×9学問分野）の1つ以上に所属し、受験生が指導教員を選択しやすいように配慮してい

る。

教学運営のシステムは、「大学規程集」「大学院スポーツ科学研究科組織図」に見るように、大学院研究科委員会の下に「博士委員会」や「研究教育委員会」、「学生委員会」など8つの各種委員会が設置されている（資料 3-8 p5）。また、大学評議会をはじめ大学の各種委員会に大学院の代表を出して、学部と連携をしながら、教学運営にあたっている。

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

<大学全体>

体育学部、健康福祉学部、スポーツ科学研究科それぞれに、カリキュラム委員会、教務あるいは教学委員会、人事委員会・人事審査会議が設置され（資料 3-8 p3～5）、授業科目と担当教員の適合性等が判断されている。また、本学では、専任教員は、毎年、教員個人調書（「履歴書」「教育研究業績集」）の追記を行っている。科目担当の適合性については、基本的に上記の各委員会及び教授会で確認されているが、これらの業績情報は、その際の教員の授業科目担当の適任性についての身近な判断材料となっている。（資料 3-13）

教員組織のみでなく教員数においても同様である。各学部の構成人数と採用方針・計画を定めた「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度版）」（資料 3-7）では、教員 1 人当たりの目標学生数を体育学部 32.0 人、健康福祉学部 28.0 人と、教育の一層の充実を図るために全国の体育系大学・学部の平均と比べて少ない人数に設定している（資料 3-7 p54）。本学の 2014（平成 26）年現在の専任教員数は、教授 42 名（体育学部 34 名、健康福祉学部 8 名）、准教授 26 名（体育学部 21 名、健康福祉学部 5 名）、講師 17 名（体育学部 11 名、健康福祉学部 6 名）、助教（体育学部）2 名の合計 87 名となっており、教員一人当たり学生数は、体育学部 30.2 人、健康福祉学部 27.4 人とこの目標を達成しており、教育研究の目的の達成に相応しい教員数が確保されている（大学基礎データ 表 2）。

<体育学部>

2006（平成18）年度の学科改組に伴い、コーチ教育、体育科教育、スポーツ心理・カウンセリングの3コースからなる「スポーツ教育学科」とスポーツマネジメント、アスレティックトレーニング、健康スポーツの3コースからなる「健康・スポーツマネジメント学科」の2学科を設置し、教員組織は学部、学科、コースの目的を達成できるように構成されている。

それらの学科・コースに所属して授業を担当する教員の科目適合性の確認については、大学全体の項で述べた通りである。

2014（平成26）年現在の学科専任教員数は、スポーツ教育学科は41名で、その内訳は教授19名、准教授14名、講師6名、助教2名となっている。健康・スポーツマネジメント学科は27名で、その内訳は、教授15名、准教授7名、講師5名となっている。

その結果、体育学部における専任教員数は、教授 34 名、准教授 21 名、講師 11 名、助教 2 名の計 68 名であり（大学基礎データ 表 2）、文部科学省令大学設置基準上必要な教員数を大きく上回っている。

教員の年齢構成は、61～70 歳が 14 名（20.6%）、51 歳～60 歳が 21 名（30.9%）、41 歳～50 歳が 11 名（16.2%）、31 歳～40 歳が 22 名（32.4%）、30 歳以下は 1 名（1.5%）である（資料 3-14）。体育学部における女性教員は 11 名、全教員に占める割合は 16.2%で、改

善が進みつつある。また、外国籍を有する教員は1名である。

体育学部では、定年退職年齢引き下げに伴う急激な人事交代に対応すべく、カリキュラム委員会にカリキュラム見直し部会を設置し、カリキュラムについて見直しを行った（資料 3-15）。

＜健康福祉学部＞

2010（平成 22）年の学部改革により、ソーシャルワーク系、教育福祉系、スポーツ福祉系の3教育系を設置し、学生は各系の履修モデルに従って学習することで、福祉学を基礎としてソーシャルワーク学、教育学、スポーツ学を修学できる。各系には、教育課程を担うに相応しい教育研究業績をもつ教員を配属している（資料 3-13）。これら教員の科目適合性の確認については、大学全体の項で述べた通りである。

健康福祉学部の専任教員数は、2014（平成 26）年5月現在で教授8名、准教授5名、講師6名の計19名であり、教員数の42.1%を教授が占めている（大学基礎データ 表2）。また、教員一人当たりの学生数は27.4人であり、年齢構成は、61～70歳が6名（31.6%）、51～60歳が3名（15.8%）、41～50歳が4名（21.1%）、31～40歳が6名（31.6%）である（資料 3-14）。女性教員は5名で26.3%となっている。系別の教員数は、スポーツ福祉系4名、教育福祉系8名、ソーシャルワーク系7名の教員構成となっている。

健康福祉学部は、2015（平成 27）年から学生募集が停止され、2017（平成 29）年度末に学部の廃止が予定されていることから、2015（平成 27）年度以降の学部としての新規教員の採用はなくなる。今後は、体育学部のサポートや非常勤講師の活用を図りながら、現行の教員で残された学生の教育に努力していくことになる。

＜スポーツ科学研究科＞

本研究科の専攻はスポーツ科学専攻1つであり、入学定員は1学年当たり後期課程が6名、前期課程が24名である。教員数は、2014（平成 26）年現在、後期研究指導担当教員が9名（前期課程と兼務）、後期講義担当教員が7名（前期課程と兼務）、前期課程担当教員が29名であり、入学定員に対する研究指導担当教員比率は、後期課程が6/9、前期課程が24/29である。「大学院設置基準」第9条に基づく研究指導教員の数は4名であり、研究指導補助教員数と合わせて8名以上であることから、本大学院では教員数に関する基準を満たしている。また、後期研究指導担当教員にはそれぞれ助手が配置され、教育や研究指導の補助を行っている（大学基礎データ 表2）。

これら教員の担当科目・研究指導の適合性については、大学全体の項で述べたように、「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準」「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準申し合わせ」に詳細に定めている。

教員の年齢分布は、61～70歳が9名（31.0%）、51歳～60歳が11名（37.9%）、41歳～50歳が4名（13.8%）、36歳～40歳が5名（17.2%）であり、概ね年齢構成のバランスがとれている（資料 3-14）。

博士後期課程の研究指導と教育は、先に述べたように後期研究指導担当教員9名と講義（特講）担当教員7名が担当している。現在の大きな課題は、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、教授学において後期課程の研究指導担当教員がないということである。

博士前期課程の研究指導と教育は、前期担当教員29名と併せ非常勤講師6

名が担当している。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

<大学全体>

本学では、教員の募集と採用は、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度版）」の人事構想に基づいて行っている。また、教員の募集は、原則として公募制によって実施している。教員の募集・採用に関する事項は、「大阪体育大学教育職員選考規程」「大阪体育大学教育職員の公募に関する申し合わせ事項」（資料3-4 p213、223）に則って行われており、各学部の「人事審査会議規程」ならびに「人事委員会規程」に基づき、「人事審査会議」「人事委員会」によって運用されている。大学院スポーツ科学研究科では大学院専任の教員は採用しておらず、全て学部教育との兼担であり、大学院担当教員の任免に関しては「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の認定に関する内規」「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準」に従って行われている（資料3-16、5）。

また、昇任については、「教育職員選考に関する申し合わせ事項」「教育職員選考における経験年数及び業績についての運用基準」に基づいて、それぞれの職階に求められる経験年数・業績を厳正に評価して行われている（資料3-4 p215、216）。

このように、本学の教員募集・採用・昇格については、定められた基準と手続きに基づいて、適性かつ厳正に実施されている。

<体育学部>

体育学部では、教員の退職及び転出による補充、あるいは教育課程の拡充による増員等によって教員の採用が必要になると、以下のような手続きで行われる。

教員募集の原案は、人事委員会（学部長、学科長、選挙で選出された委員若干名で構成）が「大阪体育大学教育職員選考規程」及び「大阪体育大学教育職員の公募に関する申し合わせ事項」（資料3-4 p223）に沿って協議・作成して、人事審査会議（学部長、学科長及び専任の教授で構成）に提案、審議の後、公募を原則として採用人事が進められている。

採用候補者の人選は、人事審査会議が「大阪体育大学人事選考委員会規程」に則り定めた「人事選考委員会」により審査が進められる。人事選考委員には、非当該学科からも5名中2名の委員を選出し、採用人事が学部全体のバランスを考慮して進められるようにしている（資料3-4 p222）。人事選考委員会は、採用人事の基本方針に従って詳細な公募要件（①職名と人員、②専門分野、③担当科目、④応募資格、⑤応募締切日、⑥提出書類一履歴書・学位記等の写し、⑨今後の教育・研究計画と抱負をまとめた文書、等）を決め、それを教授会に諮った上で、ホームページ等で公募する。応募者の選考作業は、まず提出された資料を検討して、採用分野についての応募者の適否を慎重に審査して、複数の推薦候補者を選ぶ。これらの候補者について、教授能力等を判断するために提出資料に基づく面接と模擬授業を課する。審査結果は人事審査会議に報告され、構成員の投票により認否が決定されるが、「大阪体育大学教育職員の任期に関する規則」に定めるように、5年間の任用期間を定めての採用を原則としている（資料3-4 p223）。

専任教員の昇任に関わる審査は、当該教員の申告を原則とし、学科長が人事委員会に具申、人事委員会が「大阪体育大学教育職員選考規程」及び「教育職員選考に関する申し合わせ事項」に定める資格要件を満たしていることを認めれば、人事審査会議に提案、人事

審査会議が「大阪体育大学人事選考委員会規程」に則り定めた「人事選考委員会」により審査が進められる。人事の審査結果は人事審査会議に報告され、構成員の投票により採否が決定し、その結果を教授会に報告される。

また、本学の特徴であるクラブ活動の実績を評価する立場から、業績評価の項目に「優れた指導実績」「優れた競技実績」の評価項目が加えられた（資料 3-4 p215）。

このように、体育学部の教員の募集・採用・昇任については、定められた基準と手続きに基づいて、適切かつ厳格に実施されている。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部の教員の募集・採用に関しては、「大阪体育大学教育職員選考規程」「教育職員選考に関する申し合わせ事項」「教育職員選考における経験年数及び業績についての運用基準」「大阪体育大学人事選考委員会規程」に基づいて（資料 3-4 p213, 215, 216, 222）、体育学部と同様の手続きによって行なわれる。募集は原則として公募で行われる。5名の人事選考委員の内3名は選考対象となる教員の専攻分野と同分野又は関連分野の教員から選出する。人事選考委員会は、提出された書類と面接等により推薦候補者を決定する。選考結果は人事審査会議に報告される。人事審査会議は、報告書及び候補者からの提出物を基にして採用の可否を決定し、その結果を教授会に報告する。

教員の昇任に関しては、次のように行なわれる。当該教員の申告を学部長が人事委員会に具申、人事委員会は「大阪体育大学教育職員選考規程」及び「教育職員選考に関する申し合わせ事項」に定める資格要件を満たしていることを認めれば人事審査会議に提案する。人事審査会議は人事選考委員会において審査を進める。審査結果は人事審査会議に報告され、構成員の投票により採否が決定される。

＜スポーツ科学研究科＞

スポーツ科学研究科では大学院専任の教員は採用しておらず、全て学部教育との兼担である。そのため大学院担当の専任教員の募集・昇格については、学部の項目で説明したように「人事審査会議規程」に基づいて行われている。大学院担当教員の任命に関しては、「大学院スポーツ科学研究科担当教員の認定に関する内規」に従って厳正に行われている（資料 3-16）。教員の選考基準は、「大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準」「大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準申し合わせ」において明確に定められている。研究科における博士前期課程担当者にあつては、原則として本学教授、准教授又は講師のうちから担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者としている。研究業績は、担当予定授業科目に関連する専門分野と合致することを原則としている（資料 3-5、6）。

大学院における研究指導の質を確保するため、2012（平成 24）年 11 月 8 日に「大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準申し合わせ」が次のように改定された。下線部が改定または追加部分であり、いずれも条件が厳しくなる方向に改定された。

「後期研究指導担当教員にあつては、大学における教育経験を 10 年以上有し、かつ、大学院における後期講義担当の教育経験を 2 年以上有することを原則としている。さらに、学術誌に掲載された論文又は学術的な内容を持った著書等が 10 編以上あり、そのうち筆頭著者又は責任著者であるものが 5 編以上あり、更に、そのうち英文の論文が 2 編以上あることを原則としている。後期講義担当教員にあつては、大学における教育経験を 5 年以上

有し、かつ、大学院における教育経験を3年以上有することを原則としている。また、学術誌に掲載された論文又は学術的な内容を持った著書等が5編以上あり、そのうち筆頭著者又は責任著者であるものが3編以上あり、さらにそのうち英文の論文が1編以上あることを原則としている。前期担当教員にあつては、大学における教育経験を5年以上有することを原則としている。そして、学術誌に掲載された論文又は学術的内容を持った著書等が5編以上あり、そのうち筆頭著者又は責任著者であるものが2編以上あることを原則としている」(資料3-6)。

上記の担当教員の選考は、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績に基づいて厳正かつ客観的に行われている。審査は「大学院人事委員会」において行われ、研究科委員会の審議を経て、学長に報告される。

(4) 教員の資質向上を図るための方策は講じているか

<大学全体>

教員の資質向上に関しては、「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成23年度～26年)」の目標の中で「教育力を高める」「研究力を高める」「運動部力を高める」「社会貢献力を高める」「就職力を高める」等を取り上げ、それぞれに達成目標・行動目標を掲げて計画的に取り組むことを通じて、大学として積極的に教員の資質向上に努めている(資料3-7 p17, 21, 30, 36)。また、体育学部・健康福祉学部に「在外研究員規程」「海外研究出張規程」「海外スポーツ出張規程」「在外スポーツ出張規程」「内地留学規程内規」「国内研修内規」等を設け、在外研修制度、国内研修制度の活用、学内研究費や科学研究費等学外研究資金、教員研修会等による積極的な取り組みを通じて支援に努めている(資料3-17～26)。

その他、第8章「社会貢献活動」に詳細に述べるように、大学・学部・学科や系、あるいは生涯スポーツ実践研究センター、健康福祉実践研究センターなどの附置施設を中心に、国や自治体のスポーツ、福祉の振興に関わる活動に加えて、地域住民や広く一般の人々を対象とした各種スポーツや健康・体力づくり指導、スポーツや健康・体力づくりの指導者、福祉の指導者養成講習会、地域教育活動、高大連携活動、交流協定に基づく自治体教育委員会との協力活動、さらには教職員・学生が東北大震災の被災地に毎年出向いて、健康づくりやスポーツ活動、復旧支援活動などを行う「サンライズキャンプ」など、実に多様な社会貢献活動が展開されている。本学は全学的に社会貢献活動を推進し、そうした活動の重要性への理解を促進し、社会貢献活動に対する教員の資質向上を図っている。

また、本学は、運動部強化についても法人組織である運動部強化センター(資料3-27)、教員組織である競技力向上委員会(資料3-28)が中心となって、運動部強化の基本方針を定め、強化費の配分や運動部指導教員の海外・在外スポーツ研修(資料3-19、24)、運動部指導に関わる旅費・宿泊費等の支援、運動部学生を対象とした学費等の免除・減免、スポーツ医科学サポート、学習支援室を通じた学習支援等の様々な取り組みを実施している。運動部指導教員は、教育研究活動に加えて多くの時間と労力を運動部指導や学生の教育、自らの指導技術等の研鑽に費やしている。本学はそれらの活動の重要性への理解を促進し、昇任のための業績に「優れた指導実績」「優れた競技実績」を加え、評価をすることで、運動部指導に対する教員の意識を高め、資質の向上を図っている。

さらに、本学は教員の資質向上の一環として教員のモラルを高めるための取り組みをして

いる。まず、教員のコンプライアンスの意識を高めるため「大阪体育大学における研究倫理に関する指針」を定めるとともに（資料 3-29）、研修会等を通じてその徹底を図っている。また、ハラスメント防止のための規程を改正し、調査・調停委員会の委員長に弁護士を招いて、専門的な立場からより公正で公平な判断ができる仕組みを整備するとともに、研修会等を開催し、ハラスメント防止のための教員の資質向上に努めている。

本学は、教員の研究・研修のための時間を確保し、教員の資質向上を図るために、「大学教育職員の勤務時間に関する申し合わせ事項」で、「専任教員の授業担当時間は、週 6 コマとし、4 日以上に分けて担当する。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない」と定めている。その他、FD 活動等の教員の教育活動への取組みについては、「基準 4-3」に示す。

これらの教育研究活動、社会貢献活動等に対する大学の支援も年々強化されている。帰属収入に定める教育研究費の割合は、2007（平成 19）年以降年々増加しており、2013（平成 25）年度は 35.9%となった（大学基礎データ 表 7）。

現在、大きな課題として残されているのは、社会貢献活動を含む教員の社会的活動を業績として評価するための基準づくりであり、今、そのための特別委員会が設置されて、基準作りに取り組んでいる。

<体育学部>

教員の資質向上を図るための取組みは、大学全体の項に述べた通りである。ここでは、研究活動への支援を通じた教員の資質向上への取組みを中心に説明する。

体育学部には学術の研究又は調査のために教員を海外に派遣する在外研究員制度がある。3 年以上在職した教員は、短期（1 ヶ月以上～3 ヶ月未満）又は長期（3 ヶ月以上）の在外研究を申請でき、旅費は実費（上限 50 万円）、滞在費は期間に応じて上限 200 万円まで支給される。また、1 ヶ月未満の海外研究出張と海外スポーツ出張（学生の海外試合の引率、競技団体の役員等での派遣、競技大会の視察、自己研鑽のための研究会への参加など）の場合は、年に 2 回まで旅費と滞在費のほぼ全額が支給される（資料 3-18）。

国内の出張旅費については、「大阪体育大学旅費規程」に基づき、学会等への参加の場合、全教員において年間 5 回まで、1 回あたり 7 万円まで支出できる。調査・実験等の場合は、全教員において 5 万円まで旅費が支出できるが、大学院担当教員についてはあらかじめ申請した額の範囲内で別途支出することができる（資料 3-30、31）。このように、教員の研究・研修活動への旅費等の支援は、海外・国内共に充実している。

研究費については、研究成果に応じた研究費の比例配分制度を採用している。研究予算申請を、申請 A（20 万円まで）、申請 B（20 万円から 100 万円）と特別備品とし、申請 B と特別備品に対しては申請教員の過去 3 年間の研究実績を点数化して配分している。これらの申請に対しては 3 年以内の成果報告を求めている（資料 3-32）。

その他、科学研究費申請に関する説明会を毎年実施し、科学研究費助成事業の概要説明、ルール説明、応募書類記入要領の説明を行っている。科学研究費の申請件数は、2009（平成 21）年度 21 件、2010（平成 22）年度 18 件、2011（平成 23）年度 26 件、2012（平成 24）年度 17 件、2013（平成 25）年度 14 件あり、それぞれの年度における採択件数は 3 件、3 件、7 件、4 件、5 件であった（資料 3-33）。

以上のように、研究活動を中心に体育学部の教員の資質向上を図る取組みは、制度的

にも実質的にも着実に実施されている。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部の教員の資質向上を図る取組みは、大学全体の項で述べた通りである。ここでは、社会貢献活動を中心に説明する。健康福祉学部では、基準 8「社会貢献活動」に詳細に述べるように、教育福祉系が「特別支援教育トワイライト研修会」（資料 3-34）を月 1 回程度、健康福祉実践研究センターでは「教育講演会」（資料 3-35）を年 1 回程度の頻度で、学内外の関係者を対象に実施している。また、未就学児や小学校低学年の運動が苦手な子ども達を対象に「子ども運動教室」（資料 3-36）を定期的に行っている。その他、地域自治体と連携しながら運動に主眼を置いた介護予防事業「お元いきいき教室」（資料 3-37）を 2013（平成 25）年度に実施している。その他、ソーシャルワーク系が、実習施設関係者を招いて年に 1 回の頻度で、「社会福祉士・精神保健福祉士実習施設連絡協議会」を実施している。これらの取組みは、いずれも健康福祉学部の教職員、学生が中心になって企画・運営され、教員の社会貢献活動への関心を高め、資質を向上させるのに大きな役割を發揮している。

＜スポーツ科学研究科＞

スポーツ科学研究科の担当教員は、すべて体育学部教員による兼担であることから、研究面、教育面、地域貢献面で、体育学部の活動を基盤に研鑽を行っている。

それに加え、学部研究費のほかにスポーツ科学研究科独自の研究教育予算を配分している（資料 3-38）。また、海外学術交流予算（特別予算）を活用し、教員の資質向上を図っている。

2. 点検・評価

●基準 3 の充足状況

本学の教員像及び教員組織の編成方針の明確化、学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織の整備、教員の募集・採用・昇格の適切性、教員の資質向上を図るための方策など、適切に実施されており、同基準はおおむね充足されている。

①効果が上がっている事項

＜大学全体＞

- ・体育学部、健康福祉学部、スポーツ科学研究科ともに教員数、教員一人当たりの学生数は、文部科学省令大学設置基準に定める基準を十分に満たしている。
- ・教員の募集・採用・昇任に関する手続きは、「大阪体育大学人事選考委員会規程」などにより適切に行われており、全学的な高齢化傾向は、若干改善された。
- ・教員の資質向上を図る取組みは、教育活動・研究活動・運動部活動・社会貢献活動など、大学の教育研究の幅広い分野で、多様にかつ活発に実施されている。

＜体育学部＞

- ・指摘されていた教員の高齢化が、体育学部の場合、51 歳以上の教員の割合が、2010（平成 22）年は 58.3%であったが、2014（平成 26）年は 51.5%と若干是正がなされた。
- ・教授会や、学科会議、学科連絡会議、コース会議等を通して、学科間、コース間の連携や教員間の連絡調整はスムーズに行われている。
- ・2008（平成 20）年 4 月施行の「教育職員選考に関する申し合わせ事項」により、従来の

研究業績に加えて優れた指導実績や、優れた競技成績が業績として加えられるようになった。

- ・定年年齢の引き下げにより、急激な教員の入れ替わりが始まり継続しているが、中期的人事計画やカリキュラム見直し作業により、大きな混乱もなく作業が進んでいる。

<健康福祉学部>

- ・2010（平成22）年のカリキュラム改革以降、教員の採用が進み、3つの系でバランスのとれた教員構成となっている。
- ・健康福祉学部の教員一人当たり学生数は、2014（平成26）年現在27.4人で、教育の充実に適切な人数が維持されている。

<スポーツ科学研究科>

- ・大学院担当教員の年齢構成は概ねバランスがとれている。
- ・大学院における研究指導の質を確保するため、2012（平成24）年11月8日に「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準申し合わせ」が改訂された。

②改善すべき事項

<大学全体>

- ・教員定年が65歳に引き下げられたことにより、教員の年齢構成のバランスが改善されたが、今後、教授層の退職者が増大することから、年齢構成や職階、専門性等を意識した人事計画が重要となる。
- ・「社会貢献活動」を業績として評価するための基準づくりが遅れている。

<体育学部>

- ・今後とも年齢構成上バランスの取れた教員採用を計画的に進める必要がある。
- ・体育学部における女性教員の割合は、2014（平成26）年現在16.2%（11/68人）であるが、今後、その割合を高めていく必要がある。

<健康福祉学部>

- ・健康福祉学部は、2015（平成27）年度の学生募集が停止され、学部が廃止になることが決定している。残された2年生以上の学生に十分な教育を行うためにも、学部教員が一致協力して教育に当たる体制を確立することが、大きな課題となっている。

<スポーツ科学研究科>

- ・現在、後期研究指導担当教員は9名であるが、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、教授学（指導方法学）の分野における担当者がいない。これらの分野は、国内における人材自体が少ないという現状に加えて、本学では研究科独自の教員採用を原則として実施していないという事情がある。社会学分野における前期課程の学生が比較的多いという現状を考えると、特にこの分野における後期研究指導担当教員の養成あるいは採用が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<大学全体>

- ・引き続き定年退職教員の後任人事を、年齢構成、教育課程を考慮しながら確実に進めていく。現在、学長の諮問委員会として向こう10年間の本学のミッションを示す「大体

大ビジョン 2024」を策定中である。このビジョンと整合性を持たせ、人事計画についても 2015（平成 27）年 4 月からの「中期計画」を策定する。

- ・教員の資質向上を図る取組みを新しい中期計画に反映させ、教育活動・研究活動・運動部活動・社会貢献活動など大学の教育研究の幅広い分野で、今後とも多様にかつ活発に実施している。

<体育学部>

- ・上述の「大体大ビジョン 2024」で、向こう 10 年間の本学のミッションを示すことになり、その中に目指すべき教員像を明確に打ち出す。体育学部はこれから 4 年の間に 13 名の教授が定年退職を迎える。教育課程や専門性、年齢や性別、大学の将来計画などを考慮した教員採用計画を、大学中期計画、基本問題検討委員会、人事委員会で打ち出し、法人と連携して実行に移していく。

<健康福祉学部>

- ・系や附置施設の活動を通じて、現在の活発な社会貢献活動を今後とも充実させていく。

<スポーツ科学研究科>

- ・教員一人当たりの適正な学生数と担当教員のバランス良い年齢構成を維持するために、順次若い教員を大学院の担当として認定していく。

② 改善すべき事項

<大学全体>

- ・「社会貢献活動」の評価基準を 2015（平成 27）年中に策定し、業績評価に反映させる。

<体育学部>

- ・体育学部はこれから 4 年の間に 13 名の教授が定年退職を迎える。教育課程や専門性、年齢や性別、大学の将来計画などを考慮した教員採用計画を、大学中期計画、基本問題検討委員会、人事委員会で打ち出し、法人と連携して実行に移していく。

<健康福祉学部>

- ・2 年生以上の残された学生の教育を充実させるためにも、例えばカリキュラム改革の成果を振り返るような、3 系の教員が一致協力して取り組むことができるシンポジウム等を企画し、実施する。

<スポーツ科学研究科>

- ・後期課程において、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、教授学（指導方法学）の分野における研究指導担当教員がいない問題について、現在、研究科委員会の中に「博士後期課程に係る担当教員の応募についての検討会（仮称）」を設置して、検討を開始している。

4. 根拠資料

- 3-1（既出 1-5）. 大阪体育大学 学則
- 3-2（既出 1-6）. 大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程
- 3-3（既出 1-7）. 大阪体育大学における教育充実のための取組方針
- 3-4. V 人事 6 採用・昇任
- 3-5. 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準

- 3-6. 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準申し合わせ
- 3-7(既出 1-25). 「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度版）」
- 3-8. 組織図
- 3-9. 大阪体育大学評議会規程
- 3-10. 平成 24 年度体育学部第 8 回教授会 資料
- 3-11(既出 1-8). 大阪体育大学大学院学則
- 3-12(既出 1-16). 「大学院パンフレット」2014
- 3-13. 専任教員の教育・研究業績 2009(平成 21)～2013(平成 25)年度 ※電子データ提出
- 3-14. 専任教員年齢構成
- 3-15. 平成 26 年度体育学部 7 月 臨時教授会資料
- 3-16(既出 2-3). 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の認定に関する内規
- 3-17. 体育学部在外研究員規程
- 3-18. 体育学部海外研究出張規程
- 3-19. 体育学部海外スポーツ出張規程
- 3-20. 体育学部内地留学内規
- 3-21. 体育学部国内研修内規
- 3-22. 健康福祉学部在外研究員規程
- 3-23. 健康福祉学部海外研究出張規程
- 3-24. 健康福祉学部在外スポーツ出張規程
- 3-25. 健康福祉学部内地留学内規
- 3-26. 健康福祉学部国内研修内規
- 3-27. 運動部強化センター運営審議会規程
- 3-28. 大阪体育大学競技力向上委員会規程
- 3-29. 大阪体育大学における研究倫理に関する指針
- 3-30. 旅費と経費 申請・使用ハンドブック 2014
- 3-31. 平成 25 年度（2013 年度）第 8 回研究科会議
- 3-32. 平成 25 年度体育学部第 3 回教授会 資料
- 3-33. 科学研究費の採択状況
- 3-34. 特別支援教育トワイライト研修会
- 3-35. スポーツ福祉系研究会（教育講演会）
- 3-36. 子ども運動教室
- 3-37. お元氣いきいき教室
- 3-38. 平成 25 年度第 2 回大学院研究科委員会

第4章 教育内容・方法・成果

4-1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<大学全体>

本学は、建学の精神と、学是を教育研究の理念とし、「大阪体育大学学則」総則第1条に規定するように「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び健康福祉に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を養成し、国民の健康とスポーツ文化の向上に寄与することを目的とする」ことを目標に掲げて（資料4(1)-1 p7）、教育研究活動に取り組んでいる。

本学では、体育学部、健康福祉学部、大学院スポーツ科学研究科の各々が上記の目的の実現を目指し、それぞれの教育目標を掲げているが、大学全体としては、学士の学位授与については、学則第23条に「本学に4年以上在学し、第14条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定め、さらに第24条で「学長は、前条により卒業を認定された者に卒業証書及び学位記を授与する」と明確に定めている（資料4(1)-1 p11）。スポーツ科学研究科修了者への学位授与については、大学院学則第28条に「博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士前期課程の修了を認める」と定め、第29条には「博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士後期課程の修了を認める」と定めて、第33条に「本大学院の課程を修了した者に対し、修士または博士の学位を授与する」と明確に定めている（資料4(1)-2）。これらの教育目標については、「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成23年度～26年度)」に記載して教職員に周知させるとともに（資料4(1)-3 p6）、大学ホームページで広く社会に公開している（資料4(1)-4）。

以下、それぞれの学部・研究科別に学位授与方針を明らかにしていくが、それらは学部・研究科の教育目標に相応しく定められ、明文化されて、ホームページ等を通じて広く社会に公表されている。

<体育学部>

体育学部の教育目標及び学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」（資料4(1)-5）及び「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に以下のように定められており（資料4(1)-6）、ホームページ等を通じ広く社会に公表されている。

1. 教育の目標

体育・スポーツ・健康に関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的人材を養成することを教育目標として、以下のように定める。

- (1) 豊かな教養を修める。 (2) 専門的な知識・技能を修得する。
- (3) 調和のとれた人格を形成する。 (4) 社会に貢献できる力を身につける。
- (5) 能動的・自立的行動力を身につける。

2. 学位授与の方針

体育学部は、以下の力を修めた学生に学位を授与する。

- (1) 豊かな教養
 - ・学問を修めるための基盤となる力
 - ・多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
- (2) 専門的な知識・技能
 - ・体育・スポーツ・健康に関する幅広い知識
 - ・体育・スポーツ・健康に関する基本的技能と実践的指導力
 - ・体育・スポーツ・健康の特定領域における深い知識・技能
- (3) 調和のとれた人格
 - ・豊かな人間性
 - ・高い倫理観
 - ・体育・スポーツ・健康に関する専門家としての自覚と誇り
- (4) 社会に貢献できる力
 - ・スポーツ文化の向上に貢献できる
 - ・スポーツ振興に貢献できる
 - ・健康づくりに貢献できる
 - ・地域社会に貢献できる
 - ・人びとの生きがいをづくりに貢献できる
- (5) 能動的・自立的行動力
 - ・課題探究能力と課題解決能力
 - ・コミュニケーション能力
 - ・情報の収集・分析・伝達能力
 - ・職業的自立能力

<健康福祉学部>

健康福祉学部の教育の目標及び学位授与の方針（ディプロマポリシー）についても、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」及び「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に以下のように定められており、ホームページ等を通じて広く社会に公表されている。

1. 教育の目標

社会で求められる幅広い教養を持ち、人間と社会に対する深い理解と洞察力を有し、スポーツ・教育・福祉に貢献できる専門性と実践力に富んだ人材を養成することを教育目標として、以下のとおり定める。

- (1) 豊かな教養を修め、広い見識を持つ。 (2) 専門的な知識・技能を修得する。
- (3) 調和のとれた人格を形成する。 (4) 社会に貢献できる力を修得する。
- (5) 主体的に考え行動できる力を修得する。

2. 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

健康福祉学部は、以下の力を修めた学生に学位を授与する。

- (1) 豊かな教養と広い見識
 - ・学問を修めるための基礎となる力
 - ・多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
- (2) 専門的な知識・技能
 - ・スポーツ・教育・福祉に関する幅広い知識

- ・スポーツ・教育・福祉に関する基本的技能と実践力
- ・スポーツ・教育・福祉の特定領域における深い知識・技能
- (3) 調和のとれた人格
 - ・豊かな人間性
 - ・高い人権意識
 - ・専門家としての自覚と誇りに裏付けられた倫理観
- (4) 社会に貢献できる力
 - ・地域社会に貢献できる
 - ・健康づくりに貢献できる
 - ・人びとの生きがいに貢献できる
- (5) 主体的に考え行動できる力
 - ・課題探究能力及び課題解決能力
 - ・コミュニケーション能力
 - ・情報の収集・分析・伝達能力
 - ・キャリアを形成する力

＜スポーツ科学研究科＞

スポーツ科学研究科の教育の目標及び学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」に「大阪体育大学大学院は、体育、スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識、技能を持った専門家を養成するとともに、自立、率先して教育研究活動を推進することのできる、創造性豊かな人材を育成することにより、体育、スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と定められている。「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」には、以下のように定められており、ホームページ等を通じて広く社会に公表されている。

1. 教育の目標

高度なスポーツ科学の知識を持ち実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者を養成する。

博士前期課程は、学部における体育・スポーツの教育を基盤に、スポーツ科学の研究を通じて、体育教育や運動、スポーツによる健康づくり、生きがいにづくり、スポーツマネジメント、スポーツ競技力の向上などに高度で専門的な知識、技術を持った高度専門職業人を養成する。

博士後期課程は、博士の学位を取得して、高度化する体育・スポーツ科学の発展に貢献できる研究者を養成する。

2. 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

体育・スポーツに関して幅広い視野と高度な知識技能を持つ専門家、及び自立・率先して教育研究活動を推進できる能力を持つ者に学位を授与する。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

＜大学全体＞

本学における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に、体育学部、健康福祉学部とスポーツ科学研究科のそれぞれについて定めており、それに基づいてカリキュラムが作成され、教育が行われている。

また、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等については「履修要項」に（資料4(1)-7）、各教科の到達目標及び修得までの詳細はWebシラバスに明示して（資料4(1)-8）、ガイド

ンスにおける説明等を通して学生への周知を図り、あわせて全学生に時間割表を配布している。(資料 4(1)-9、10、11)

以下、学部・大学院の各々について教育課程の編成・実施方針を記載するが、それらは体育学部、健康福祉学部、スポーツ科学研究科それぞれの教育目標に相応しく定められ、明文化されて、大学ホームページ等を通じて広く社会に公表されている(資料 4(1)-4)。

＜体育学部＞

体育学部では、2011(平成23)年4月の教授会で、体育学部の教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針が下記のとおり決定され、これを基にカリキュラムが定められ、学部教育が進められている(資料 4(1)-12)。

(1)「豊かな教養」を修める。

- ・学問を修めるための基盤を身につけるために基礎教育科目を提供する。
- ・幅広い学識を身につけるために一般教育科目を提供する。

(2)「専門的な知識・技能」を修得する。

- ・「専門基礎科目」で学部として必要な基礎的な専門教育課程を提供する。
- ・「発展科目」で学科として必要な発展的専門教育課程を提供する。
- ・「応用科目」で特定の領域を深く学び、特色ある人材を養成するための専門教育課程を提供する。
- ・「関連科目」で幅広く学べる専門教育課程を提供する。
- ・スポーツ、トレーニング、レクリエーションなどの実習・実技は、1～3年で技術を学び、3～4年で指導法を学ぶ教育課程を提供する。

(3)「調和のとれた人格」を形成する。

- ・高い倫理性を養うとともに、社会の規範やルールを順守する姿勢を涵養する。
- ・野外活動実習での体験活動を通して、社会性、人間に対する愛情、協力する心などを涵養する教育機会を提供する。

(4)「社会に貢献できる力」を身に付ける。

- ・スポーツ文化の向上について考える機会を提供する。
- ・スポーツの振興に関する知識と情報を提供する。
- ・健康づくりに必要な知識・技術を身につける教育課程を提供する。
- ・インターンシップで社会への貢献について考える機会を提供する。

(5)「能動的・自立的行動力」を身に付ける。

- ・専門領域で修得した知識、技術、態度等を活用して、問題を解決する力を身に付ける機会を提供する。
- ・情報通信技術の活用を含め、必要な情報を収集し、分析する力を身に付ける機会を提供する。
- ・研究課題を計画、実施し、まとめたものを発表する教育機会を提供する。
- ・コミュニケーション能力を修得できる教育課程を提供する。
- ・インターンシップで自分の将来について考える機会を提供する。
- ・キャリア教育を通じて人生設計について考える機会を提供する。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部の教育課程編成・実施の方針は、2011（平成23）年3月の教授会で（資料4(1)-13）、教育目標・学位授与方針に基づき、以下のように決定され進められている。

- (1) 「豊かな教養」を修め、「広い見識」を持つために
 - ・学問を修めるための基礎を修得するために基礎教育科目を提供する。
 - ・多角的に思考・判断する幅広い学識を修得するための一般教育科目を提供する。
- (2) 専門知識・技能を修得するために
 - ・スポーツ・教育・福祉の基礎的な専門基礎科目を提供する。
 - ・各専門領域の深い知識・技能を修得するために発展科目および応用科目を提供する。また、社会福祉領域では、実践力修得の実習教育を提供する。
- (3) 調和のとれた人格を形成するために
 - ・高い人権意識と専門家としての自覚と誇りに裏付けられた倫理観を涵養する。
 - ・社会規範の遵守を身に着ける機会を提供する。
 - ・教育・福祉現場で行う多彩な実習を通して、揺るぎない人権意識、確かな社会性、人に対する思いやりや愛情、協働の心などを涵養する。
- (4) 社会に貢献できる力を修得するために
 - ・社会貢献について考える力と行動力を修得するための教育課程として、教育・福祉現場で行う多彩な実習とボランティア活動の機会を提供する。
- (5) 主体的に考え行動できる力を修得するために
 - ・問題を発見・解決する力を身につける機会を提供する。
 - ・情報通信技術の活用を含め、必要な情報を選別・収集し、分析する力、およびプレゼンテーション能力を修得する教育課程を提供する。
 - ・コミュニケーション能力を修得できる教育課程を提供する。
 - ・キャリア教育を通じてキャリアを形成する力をつける教育課程を提供する。

＜スポーツ科学研究科＞

スポーツ科学研究科の教育課程編成・実施の方針は、2011（平成23）年4月の研究科委員会で検討し（資料4(1)-14）、2011（平成23）年5月の第2回大学評議会で教育目標・学位授与の方針に沿って次のように決定している（資料4(1)-15）。

- (1) 専門分野の高度な理論・技能を修得する
- (2) 体育・スポーツ科学に関する正しい歴史観、世界観、倫理観および使命感を持った人間形成
- (3) 客観的視野で事象を捉え問題を分析・考察し、問題解決する能力を身につける
- (4) 自らの考えを論理的に分かりやすく表現・伝達する能力を身につける
- (5) 国際的に活躍できる人材となる

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

＜大学全体＞

本学の教育目標、学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）は、各学部教授会・研究科委員会で議論され、決定されているので、

全教職員は自ら所属する学部・研究科の教育目標等については十分に理解している。また、新任教員に対しては、教員の採用後の学長・学部長面談においてこれらについて説明している。

学生に対しては、「履修要綱」にまとめ、学生一人ひとりに配布するとともに、毎年、2年生・3年生・4年生には履修ガイダンスで、新入生には新入生オリエンテーションで説明して、周知させている。

また、本学教職員や学生はもとより受験生やその保護者を含む社会一般に対しては、大学のホームページの「情報公開」の中で公表している（資料4(1)-16）。

このように、本学は教育の目標や学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を、大学教職員や学生に適切に周知し、社会に対して公表している。

<体育学部>

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、学生に対しては、年度末（3月末）にガイダンスを学年ごとに行い、「履修要項」の配付により周知している。特に、新入生には入学後のオリエンテーションを実施し、「履修要項」に基づき、説明を行っている。また、教職員には大学評議会、教授会、合同学科会議などにおいて必要に応じて書面で周知している。

社会への公表は、大学公式ホームページに掲載している。受験生やその保護者に対しては、主要な目的を『ユニバーシティガイド（大学概要）』（資料4(1)-17）にわかりやすく掲載し、周知を図っている。

<健康福祉学部>

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、学生に対しては、入学時のガイダンスから始まって、毎年4月に個人の履修相談会、年度末（3月末）にガイダンスを午前と午後に分けて学年ごとに行っている。とりわけ新2年生は系別の履修モデルを周知し主体的に履修計画が立てられるように全日の日程で行っている。また編入生については編入生だけのガイダンスを行い、周知徹底している。

また教育課程の編成・実施方針については、「履修要項」にまとめて配布している。

社会への公示方法としては、大学公式ホームページに掲載している。高校生に対しては『ユニバーシティガイド（大学概要）』（資料4(1)-17）にわかりやすく掲載している。

<スポーツ科学研究科>

スポーツ科学研究科の教育目標や学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は「大阪体育大学規程集」に記載されており、教職員は閲覧が可能である。新入生には入学時のオリエンテーションにおいて、「履修要項」に基づき説明を行っている。さらに、ホームページにも記載することによって、教職員や学生はもとより広く社会に対して公表している。

（4）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<大学全体>

本学は、2010（平成22）年まで2年に1度の割合で全学あげて自己点検・評価作業を行い、その結果を報告書として公表するとともに（資料4(1)-18）、大学の中期計画の中に反映してきた（資料4(1)-19）。そして、「大阪体育大学の中期の目標と計画」（平成23年度

～26年度)において大阪体育大学が直面する3つの課題をあげ、その第一に「学士課程教育と教育研究の質保証の仕組みの構築」を取上げた(資料4(1)-3 p3)。その背景には、中央教育審議会の2008(平成20)年の答申「学士課程教育の構築に向けて」の趣旨を踏まえて、すでに2010(平成22)年9月の大学評議会において、「大阪体育大学の教育充実のための取組方針」の策定が提案され(資料4(1)-20)、学部・研究科に特別委員会が設置されて、教育目標と学位授与の方針、教育課程編成及び実施の方針の検討作業が行われていたことがある。そして、体育学部は2011(平成23)年4月の教授会(資料4(1)-12)で、健康福祉学部は同年3月の教授会で(資料4(1)-13)、そしてスポーツ科学研究科は4月の研究科委員会で原案が決定され(資料4(1)-14)、2011(平成23)年5月の大学評議会において教育目標と学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を定めた(資料4(1)-15)。それ以降、この方針に沿って教育が実施されるようになった。

また、授業における教育の質保証については、単位制度の実質化の観点から、試験日を除いて授業回数15回を厳格にするとともに、各授業科目のシラバスに授業内、到達目標、予習・復習を含む授業内外の学習内容を明示できるように、シラバス様式の変更を行った。そして、FD委員会を中心に学生による「授業評価アンケート」が毎学期実施され、その結果がFD委員会によってまとめられ、学生に公表されている(資料4(1)-21)。

また、教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、各学部・研究科が持つカリキュラム委員会、FD委員会などでも検証を行っている。大学・学部の教育全体に関わる根幹となるような大きな方針などについては、基本問題検討会議において扱われている(資料4(1)-22、23)。

＜体育学部＞

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、カリキュラム委員会や学科連絡会議(学科長や各コース長そして一般教養の代表者などで構成される)において、定期的に検証を行っている。その活動の一環として、ここ数年間での教員構成などの変化に鑑み、2013(平成25)年度に、コース長および教養科目担当代表者を中心にカリキュラム見直し部会を構成し、見直し作業を行っている。そしてこの作業の過程で、様々な議論を重ね、カリキュラムの修正案を作成し、教授会に提案して、承認されている(資料4(1)-24)。

＜健康福祉学部＞

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、カリキュラム委員会や系会議(ソーシャルワーク系、教育福祉系、スポーツ福祉系)、教授会において審議している。そして、コース制から3つの系の履修モデルへの変更や教員構成の変化に対応することを踏まえてきめ細かなカリキュラムの見直しに取り組んでいる(資料4(1)-25)。

＜スポーツ科学研究科＞

教育目標については、カリキュラム改革や自己点検・評価報告書の作成等の機会を通して、絶えず内容の点検作業を行っている。また、学位授与および教育課程については、博士の学位授与は博士委員会が、修士の学位授与および教育課程は研究教育委員会がそれぞれ担当委員会であり、各委員会において常に問題点を見だし、大学院スポーツ科学研究科全体の課題として取り上げ、各方針の適切性の検証を行っている。

2. 点検・評価

●基準4-1の充足状況

それぞれの学部および研究科で、教育目標に基づく学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が明確に示されており、その適切性について定期的に検証を行っている。また、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員へ周知され、社会への公表も適切に行っていることなどから、同基準はおおむね充足されている。

①効果が上がっている事項

<大学全体>

- ・2011（平成23）年に、各学部・研究科において、「大阪体育大学における教育充実のための取り組み方針」（教育の目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）を策定し、明文化した過程で、各学部・スポーツ科学研究科のそれぞれでその内容の適切性の点検と評価がなされ、教育の質保証に対する教員の意識が高まり、各学部・スポーツ科学研究科でカリキュラムの見直し等が進められていることは評価できる。
- ・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を大学ホームページで公表することで、学生はもとより教職員も、いつでもそれらを確認する環境が整備された。
- ・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針は、学生に対して各年次の履修ガイダンスにおいて説明しているが、特に、2年次以降のコース、系教育領域選択及び演習選択のためにガイダンスを実施しており、そこにおいて、コース、系の特徴および教育目標を説明し、各コース、系の特徴を十分に理解した上で、コース、系や演習を選択するように指導している。このことにより、学生については、コース、系の特徴を十分に理解した上で選択することになり、教職員も含めて、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を十分に周知させるという目標については、達成できている。
- ・授業における教育の質保証に関して、単位制度の実質化の観点から、試験日を除いて授業回数15回を厳格にするとともに、各授業科目のシラバスで、到達目標、予習・復習を含む授業内外の学習内容を明示するようになった。

<体育学部>

- ・カリキュラム委員会を中心に、カリキュラムの改善・改革の視点から教育課程編成・実施の方針等の適切性が検証されている。

<健康福祉学部>

- ・カリキュラム委員会や系会議を中心に、カリキュラムの現状が検証され、改善が図られていることは評価できる。
- ・カリキュラム改革等の学部努力の結果、入学生の卒業率が2010（平成22）年度の73.28%から、2013（平成25）年度の87.23%へと大幅に改善されたことは高く評価できる（資料4(1)-26）。

<スポーツ科学研究科>

- ・博士委員会、研究教育委員会において絶えず学位授与の方針や教育課程の編成・実施の方針、カリキュラム等が検証され、改善が図られていることは評価できる。

②改善すべき事項**<大学全体>**

- ・教育目標、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針等の大学構成員への周知が整備され実行に移されているが、カリキュラムの改革を除けば、具体的な教育計画に効果的に反映されるまでは到っていない。現在、大学の将来計画を作成中であるが、特に体育学部、スポーツ科学研究科については、これらの方針を具体的に実行可能な政策レベルに落とし込む方向で、計画づくりを進めることが求められている。

<体育学部>

- ・教育目標、入学者受け入れの方針、教育課程の編成・実施の方針等は、「履修要項」等で、学内に周知されてはいるが、形式的なものにならないように、学生、教職員への周知にさらに努力する必要がある。カリキュラムの点検については、見直し部会において、しっかりとした議論がなされ、一つの方向性が示されて、実行に移されようとしているが、教育目標や教育方針などについては、十分な議論をする機会が少ないのが現状である。

<健康福祉学部>

- ・カリキュラムの点検については、カリキュラム委員会と各系会議や各種実習部会において、しっかりとした議論がなされ、一つの方向性が示されたが、教育目標や教育方針などについては、残された学生の教育のためにもさらに検証し、改善する努力を継続していくことが必要である。

<スポーツ科学研究科>

- ・スポーツ科学研究科においては、教育目標や学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針にそってカリキュラム等の整備を進めてきたが、現在、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、教授学（指導方法学）において後期課程の研究指導担当教員がいないことが、教育目標等の実現に大きな課題として残されている。

3. 将来に向けた発展方策**①効果が上がっている事項****<大学全体>**

- ・教育目標、入学者受け入れの方針、教育課程の編成・実施の方針等については、各学部・スポーツ科学研究科のそれぞれにおいて、カリキュラム委員会等を中心に今後とも定期的に検証していく。

<体育学部>

- ・教育目標、入学者受け入れの方針、教育課程の編成・実施の方針等だけでなく、大学の教育研究の現状についても、「履修要項」や履修ガイダンス、新入生オリエンテーション、大学ホームページ等だけでなく、教授会や合同学科会議などでの議論の機会をとらえて教職員への周知をさらに徹底していく。

<健康福祉学部>

- ・教育目標、入学者受け入れの方針、教育課程の編成・実施の方針等についての学生への周知をさらに徹底させるために、履修ガイダンスや系教育と資格取得・演習選択ガイダンスなどの内容や方法をさらに充実したものにするとともに、ホームページについても、

学生に理解しやすい形で進めていく。また、教員に対しても、教授会や系会議などで、より一層の周知を図っていく。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・スポーツ科学研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施の方針は、教育目標を実現するのに効果的であると思われるので、今後もこの方針を維持し、さらにすぐれた効果が得られるようにしていく。

②改善すべき事項

＜大学全体＞

- ・現在、大学の将来計画を作成中であるが、その中で教育目標、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針等を具体的に将来計画の中に実行可能な政策レベルに落とし込む方向で、計画づくりを進めていく。そして、これらの方針等を教職員、学生、地域社会などにより一層発信し、浸透させていく。
- ・基本問題検討会議やカリキュラム委員会を中心に、検証方法の確立を含め、それらが具体的な教育活動に反映される段階まで、継続的に見直し作業を進めていく。

＜体育学部＞

- ・教育目標、学位授与の方針についても点検、検証を定期的に行うことができるように、教授会や合同学科会議などで議題として取り上げて、議論を行い、共通認識をより深めていく。
- ・学生への周知、社会への公表については、大学ホームページ以外に、「履修要項」、年度初めの学年別ガイダンス、OUHS ジャーナルなどで公表を積極的に進めていく。

＜健康福祉学部＞

- ・健康福祉学部は、2015（平成 27）年度からの学生募集を停止した。しかし、残された 2 年生以上の学生の教育のためにも、教育目標、学位授与の方針について点検、検証を定期的に行うことができるように、教授会や系会議および各種実習部会などで議題として取り上げて、議論を行い、共通認識をより深めていく。学生への周知、社会への公表については、大学ホームページ以外に、学生履修要項、年度初めの学年別ガイダンス、OUHS ジャーナルなどで公表を積極的に進めていく。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・現在、博士後期課程の論文指導担当教員がいない領域について、スポーツ科学研究科として指導教員の育成に取り組んでいる。新規教員の採用は学部の担当授業との兼ね合いもあり課題は多いが、研究科として早急に結論を出す方向で検討する。

4. 根拠資料

- 4(1)-1(既出 1-5). 大阪体育大学 学則
- 4(1)-2(既出 1-8). 大阪体育大学大学院学則
- 4(1)-3(既出 1-25). 大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度）
- 4(1)-4(既出 1-9). 大学ホームページ 「大学の教育研究上の目的」
- 4(1)-5(既出 1-6). 大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程
- 4(1)-6(既出 1-7). 大阪体育大学における教育充実のための取組方針

- 4(1)-7(既出 1-11~13). 「履修要項」体育学部・健康福祉学部 「大学院履修要項」 平成 26 年
- 4(1)-8. 大学ホームページ 「Web シラバス」
- 4(1)-9. 体育学部 年間授業時間割表
- 4(1)-10. 健康福祉学部 年間授業時間割表
- 4(1)-11. 大学院 年間授業時間割表
- 4(1)-12. 平成 23 年度第 1 回体育学部教授会 資料
- 4(1)-13. 平成 22 年度健康福祉学部臨時教授会 資料
- 4(1)-14. 平成 23 年度 4 月研究科委員会 資料
- 4(1)-15. 平成 23 年度第 2 回大学評議会 資料・議事録
- 4(1)-16. 大学ホームページ 「情報公開」の「大学の教育研究上の目的」「教育課程の編成・実施の方針」「学位授与の方針」
- 4(1)-17(既出 1-15). 「大阪体育大学 UNIVERSITY GUIDE 2014」
- 4(1)-18(既出 1-18~22). 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・報告書 2002」
「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2004」
「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2006」
点検・評価報告書 2008(平成 20)年度 大学基準協会 認証評価結果
「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2010」
- 4(1)-19(既出 1-23、24). 「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成 14 年度~18 年度)」
「大阪体育大学の中期の目標と計画(平成 19 年度~22 年度)」
- 4(1)-20. 平成 22 年度第 5 回大学評議会 資料
- 4(1)-21. 大阪体育大学ポータルサイト eポートフォリオ
- 4(1)-22. 大阪体育大学体育学部基本問題検討会議規程
- 4(1)-23. 大阪体育大学健康福祉学部基本問題検討会議規程
- 4(1)-24(既出 3-15). 平成 26 年度体育学部 7 月臨時教授会資料
- 4(1)-25. 平成 24 年度健康福祉学部第 6 回教授会資料(履修モデル)
- 4(1)-26. 学部・学科の退学者数

4-2. 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<大学全体>

本学の教育課程の編成・実施の方針については、「4-1の2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施の方針を明示しているか」において明らかにしたが、本学はそれらの方針に基づいて、授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

授業科目は、体育学部においては、①教養教育科目、②専門基礎科目、③発展科目、④応用科目、⑤関連科目、⑥資格関連科目、⑦教職に関する専門科目、⑧自由選択科目の8種類、健康福祉学部においては、①総合科目、②専門基礎科目、③専門発展科目、④専門応用科目、⑤専門演習・実習科目、⑥自由科目の6種類の科目の体系的な組み合わせとして編成されている。健康福祉学部の「総合教育科目群」は、教養教育科目に健康教育科目を組み合わせたものであり、学部創設以来の「健康づくり、生きがいづくりを支援する新しい福祉の人材養成」という教育理念に基づいて(資料4(2)-1 p16)、学部全体の必修・選択科目として1年次履修の科目群の中に位置づけたものである。また、健康福祉学部の資格関連科目は、社会福祉士・精神保健福祉士、保健体育教員、特別支援学校教員、福祉教員の養成を教育の柱としていることから、専門基礎科目、専門発展科目、専門応用科目、専門演習・実習科目の中にそれぞれの科目特性に応じて配置されている。

教養科目については、本学は、教育目標の1つに、「豊かな教養を育む」をあげている。そして、豊かな教養を育む基礎となる力を養うために「リメディアル教育、習熟度別授業を推進する」ことを行動目標として取り上げている(資料4(2)-2 p24)。具体的には、1年次を中心に学問を学ぶための基礎的な学力を身につけさせるべく、体育学部では、日本語技法、自然科学基礎、情報処理実習、英語を基礎教育科目として位置づけ、徹底した少人数・習熟度別クラスで授業を行っている。また、健康福祉学部でも同じく総合教育科目の中で、日本語技法、自然科学基礎、情報処理実習、英語の科目に力を入れて、基礎的学力の向上に力を注いでいる。

また、本学では、入学前の「導入教育」については、A0入学試験等で語学その他の試験を受験してこない学生に対して行う英語、国語及び数学(数学は体育学部のみ)の通信制による指導を実施している(資料4(2)-3 p109-122)。具体的には課題を提示し、現状の把握をするとともにそのレベルに応じた取り組みを指示しており、入学後の基礎教育科目である「日本語技法Ⅰ」「英語Ⅰ」「自然科学基礎」の単位認定と連動させ、基礎学力を保證する仕組みにしている。

各授業科目の質的保証については、全学FD委員会、教務委員会が中心となって、シラバス記載内容の統一化と充実を図っており、「試験を含まない15回の授業内容」を義務づけ、Web上でシラバスを公開している(資料4(2)-4)。また、FD委員会、カリキュラム委員会を中心に、カリキュラム編成や教育内容や方法の適切性について継続的に検証を行っている。

以下、各学部・研究科ごとに授業科目が学部、研究科の教育課程の体系的編成に向

けて開設されていることを示す。各学部・研究科の教育課程の編成・実施方針に基づきそれら授業科目が設定、配置されていることは言うまでもない。

<体育学部>

体育学部のカリキュラム編成は、体育学の専門性を深めることと、幅広い教養を身につけ、高い倫理観のもとに総合的な判断力や応用・実践力を発揮できる力を養うことを目的としている。

教養教育については、1991（平成3）年の大学設置基準の大綱化以降も教養教育を学部教育のひとつの柱として、今日まで幅広い知識と教養や人間性の涵養に努力を続けている。専門教育は、専門基礎科目から発展科目、応用科目へと専門性を深め、関連科目により専門性を広げて、深くそして幅の広い専門性が身につくように配慮している。

1) 授業科目の開設と体系的配置

体育学部におけるカリキュラム体系および順次性は、以下の通りである。

- A) 「教養科目」のうち「基礎教育科目」は、専門科目の学修に必要な学力が含まれていることから主に1年次に配当されている。独立していた「外国語科目」も2011（平成23）年度より「基礎教育科目」として位置づけ、必修8単位、選択必修5単位を配置している。教養基礎科目については、徹底した少人数、習熟度別クラス編成を行い、大学の学習に必要な基礎的教養力を修得できるよう指導している（資料4(2)-5 p59）。
- B) 「教養科目」のうち「一般教育科目」は普遍的な教養を身に付けるための科目であり、人文・社会・自然の3分野に16科目を配置し、合計12単位履修する。4年間を通じて継続的に学習できるよう、配当学年は定められていない。
- C) 「専門基礎科目」は、3、4年次の専門的な学びにつなげる基礎となる科目が配置されており、主に1、2年次に履修する。学部として重要な科目であり、唯一3年次配当の「体育原論」を含めた講義科目が13科目、選択必修の「ダンスⅠ、柔道Ⅰ、剣道Ⅰ」を含めた実技11科目が、2学科共通で配置されており、合計41単位履修する。
- D) 「発展科目」は、学科共通科目として配置され、2年次に履修する学科の特性を反映する専門科目（講義・実技）と、3、4年次に履修する演習で構成されており、合計22単位履修する。
- E) 「応用科目」は、3年次に履修する高度な専門科目である。スポーツ教育学科においては「コーチ教育コース」、「体育科教育コース」、「スポーツ心理・カウンセリングコース」より、また、健康・スポーツマネジメント学科においては「スポーツマネジメントコース」、「アスレティックトレーニングコース」、「健康スポーツコース」より、それぞれいずれか1つのコースを選択して、該当する科目を履修する。そして、発展科目の演習Ⅰ・Ⅱ（必修）と結びつけることにより、専門性を深めている。合計14単位履修する。
- F) 「関連科目」は、主に3、4年次にて選択履修する専門科目で、コースの専門的学習をさらに幅広く進める科目、教職免許状に必要な科目など、学部として共通に開

設している科目や各学科で開設している選択科目で構成されている。特に学際的な知として、「スポーツカウンセリング」、「スポーツと人類学」、「スポーツ事故法律論」、「人権教育」、「障害者スポーツ概論」、「野外教育論」、「英語講読」、「ドイツ語講読」等の科目を配置している。

また、野外実習関連実技やより専門性を深める種目実技も配置されている。「関連科目」は、合計 17 単位履修する。

G)「教職に関する専門科目」は、2 年時より配当し、教員免許法施行規則改定に伴うカリキュラム改革によって、2010（平成 22）年度より「教職実践演習」を設けた。これは教育実習の経験を踏まえて、学校教育に見られる様々な課題・問題に対する実践的な指導力を育成するものである。少人数による演習形式で行っている。

H)「資格関連科目」は、スポーツ関連の資格や衛生管理者免許の資格等に必要科目である。

I)「自由科目」は、卒業要件単位には含まれないキャリアセミナー（就職、教職、公務員、進学）と 1 年次のガイダンスを兼ねて行われるフレッシュマンセミナーである。

体育学部の科目構成は以上のようになっている。学年別の履修単位数（およびコマ数）、最低取得単位は、「履修要項」（資料 4(2)-5）の通りである。卒業要件単位となる「小計」覧をみると、学年が上がるにつれて履修単位数が減少し、4 年生ではわずか 8 単位となる。本学では教員免許を取得する学生が多いので、教員免許取得に必要な教職科目を含めた「合計」覧をみると、1 年次から 3 年次まで 43～47 単位と平均化されており、4 年次は 15 単位に減少している。

以上のように体育学部の科目構成は、体系性、順次性を重視した構成になっている。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部では、履修すべき科目を「総合教育科目群」、「専門基礎科目群」、「専門発展科目群」、「専門演習科目」、「専門実習科目」、「自由科目群」に分け、専門教育は 1 年次、2 年次、3 年次と進むにつれて多く履修できるように学年配当上の工夫をしている。

「総合教育科目群」は、先述したように教養教育科目に健康教育科目を組み合わせたものであり、学部創設以来の「健康づくり、生きがいを支援する新しい福祉の人材養成」という教育理念に基づいて、学部全体の必修・選択科目として 1 年次履修の科目群の中に位置づけたものである。また、1・2 年次に必修で配置されている「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」は、ゼミ形式で指導教員の下で、大学での学びとその方法について基礎的な知識を修得させるための科目である。同時に不慣れな大学生活に適応するための人間関係づくりの場としての役割も果たしている。「総合教育科目群」には、必修で 20 単位、選択で 12 単位の合計 32 単位が配置されている。

専門教育においては、健康福祉学部が社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格などの福祉系資格、保健体育教諭、特別支援学校教諭、福祉教諭などの教育職員免許上の取得を教育の柱としていることから、資格関連科目が「専門基礎科目」、「専門発展科目」、「専門応用科目」、「専門演習科目」、「実習科目」、「自由科目」の中にそれぞれの科目特性に応じて多数配置されていることが特徴的で

ある。そして、「精神保健福祉援助実習」、「社会福祉士援助技術現場実習」「教育実習」、「特別支援学校教育実習」などの現場実習科目と、保健体育教諭免許取得のための必修科目となる「スポーツ心理学」、「スポーツ社会学」「スポーツ生理学」等のスポーツ科学関連の科目には、科目の履修までに修得しておかなければならない前提科目を指定し、資格取得に厳しい条件を設定することで、資格に相応しい人材の養成に努めている。「専門教育科目群」には、必修で 18 単位、選択で 48 単位の合計 66 単位が配置されている。

その他、「総合教育科目群」、「専門教育科目群」から 26 単位が、別途、選択必修で配置されている（資料 4(2)-6）。

＜スポーツ科学研究科＞

前期課程では、学部における体育・スポーツの教育を基盤に、スポーツ科学を通じて、体育教育や運動、スポーツによる健康づくり、生きがいづくり、スポーツマネジメント、スポーツ競技力の向上などに高度で専門的な知識、技術を持った高度専門職業人を養成すること、後期課程では、高度化する体育・スポーツ科学の発展に貢献できる研究者を養成することを教育の目標としている（資料 4(2)-7）。2009（平成 21）年度に領域の発展的解消がなされ、2010（平成 22）年度より新しいカリキュラムが実施された。具体的には「スポーツ文化・社会科学領域」、「スポーツ運動・コーチ科学領域」、「スポーツ健康・医科学領域」に分かれて各分野からの選択科目数が示されていたものが、9つの学問分野（スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、バイオメカニクス、教授学（指導方法学）、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学）、と 6つの領域（スポーツ文化領域、競技スポーツ領域、健康スポーツ領域、学校体育領域、レジャー・レクリエーション領域、アダプテッド領域）を対象とした学術的な研究と教育に取り組むことができるように改編された（資料 4(2)-8 p4）。

各分野での教育は特論と演習で構成され、演習ではもっぱらそれぞれの専門分野で必要な実験や調査などのリサーチワークを含めた形で展開されている。また、高度職業人を養成することを目的とする前期課程のカリキュラムには、共通科目と「インターンシップ」、「実験実習（実験・調査・測定）」からなる総合科目を配置して、コースワークとリサーチワークを組み合わせたカリキュラムとなるようにしている（資料 4(2)-9 p28～30）。

（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程にふさわしい教育内容を提供しているか。

＜大学全体＞

本学の学部・研究科の教育課程の編成・実施方針は、「4-1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施の方針」で説明したが、体育学部、健康福祉学部、スポーツ科学研究科ともにそれらの方針に相応しい教育内容を体系的、順次性を持って提供している。そして本学の特徴は、両学部とも保健体育教員の志望者が多いことである。また、健康福祉学部ではそれに加えて特別支援学校教員や社会福祉士、精神保健福祉士の養成を教育の大きな柱としていることから、資格取得のあるいは資格試験受

験の要件を充足することを前提として教育内容を提供している。

また、本学ではシラバスの充実に努め、シラバスに記載された科目の目的、到達目標、授業計画、履修上の注意、授業方法及び評価方法から、授業内容が学生に理解できるようにしている。

以下、各学部・研究科それぞれの教育内容を教育課程の編成・実施の方針に示すが、これらの教育課程の編成・実施方針並びに授業の方法、内容、年間の授業計画は、大学ホームページで学生、教職員、受験生・保護者並びに広く社会に公表されている（資料4(2)-10）。

＜体育学部＞

スポーツ教育学科には、コーチ教育コース、体育科教育コース、スポーツ心理・カウンセリングコースの3コースが、健康・スポーツマネジメント学科には、スポーツマネジメントコース、アスレティックトレーニングコース、健康スポーツコースの3コースが設置され、学部の教育課程の編成・実施の方針に基づきながら、特色のある教育を実施している。

1) 教養科目

「教養科目」は学部共通の科目であり、先に述べたように学問を学ぶための基礎的学力を育むことを目的とした「基礎教育科目」と、普遍的な教養を身につけることを目的とした「一般教育科目」から構成されている。「基礎教育科目」では、「日本語技法」（必修）で日本語の言語活用能力を育成し、「自然科学基礎」（選択必修）で数学、物理、生物、統計の基礎を学び、「情報処理実習Ⅰ」「情報処理実習Ⅱ」（必修）で、パソコンを用いた文書作成、プレゼンテーション、表計算、グラフ作成、文字列の操作、統計処理の基本教育を行っている。

「一般教育科目」では、人文・社会・自然の3分野に16科目を配置し、合計12単位以上履修する。4年間を通じて継続的に学習できるよう、配当学年は定められていない。

2) 専門科目

「専門基礎科目」は学部必修科目で、「スポーツ科学概論」、「スポーツ社会学」、「スポーツ生理学」、「機能解剖学」、「体力トレーニング論・同実習」など主要な体育・スポーツ科学分野の講義13科目と、「陸上競技Ⅰ」「器械運動Ⅰ」、「水泳Ⅰ」「レクリエーションⅠ」などの主要実技11科目（内、「柔道ⅠA」・「剣道ⅠA」は男子の選択必修、「ダンスⅠ」は女子のみ必修）が、いずれも必修で配置されており、体育学部として必要な体育・スポーツ、健康に関する科学的な基礎知識と技術の基礎的な技能と指導法を身に付ける科目で構成されている。スポーツ、トレーニング、レクリエーションなどの実技は、主として技能を学ぶ実技科目を「専門基礎科目」と「発展科目」の1、2年次、「関連科目」の3年次に、指導法を中心に学ぶ科目を「関連科目」の4年次に配当して、科目配置の体系性と学科・コースの専門性の深まりに対応している。

＜スポーツ教育学科＞

「発展科目」と「応用科目」は、学科・コースの特性を反映した科目構成になっている。「発展科目」は、スポーツ教育学科では、保健体育教員の養成教育をベースにスポーツコーチングやスポーツ心理やカウンセリングの専門的知識・技術を学ぶことを

目的とする学科の特性に応じて、「スポーツ教育学」、「スポーツ科学とコーチング」、「スポーツメンタルトレーニング指導論」「発育発達論」などの講義科目を必修で6科目、「ハンドボールⅠ」、「ラグビーⅠ」、「ソフトボール」の実技を選択で配置して、それぞれのコースで身につけるべき専門的内容を学ぶ機会を提供し、各自の学習目標と進路について考えさせることによって、3年次におけるコース選択、演習の選択に結び付けている。また、「スポーツ教育学演習Ⅰ・Ⅱ」も3年次以降に学ぶ「発展科目」として配置されている。

「応用科目」は、コースの特性をより専門的で深い知識と技能を身につける機会を提供する科目で構成されている。コーチ教育コースでは、「コーチング論」や「コーチング法」「トレーナー実習」などの講義科目が必修で6科目、「コーチング技術・戦術論」、「コーチングの心理学」、「動作分析法」などが選択で6科目配置されている。体育科教育コースでは、同じく、「体育科教育学」や「授業研究ⅠA・ⅠB」、「インターンシップA」などの科目が必修で6科目、「ダンスⅡ」、「柔道ⅠB」、「剣道ⅠB」の実技が選択で配置されている。スポーツ心理・カウンセリングコースでは、「認知・行動分析論」や「運動学習論」「スポーツ心理学実験実習」などの科目が必修で6科目、「セーフティプログラム実習」、「インターンシップB」が選択で配置されている。

＜健康・スポーツマネジメント学科＞

健康・スポーツマネジメント学科では、「発展科目」にスポーツマネジメントやアスレティックトレーニング、健康づくり指導者の養成をめざす学科の特性に応じて、「生涯スポーツ概論」、「健康スポーツ心理学」、「健康・スポーツ産業論」「アスレティックトレーニング概論」などの講義科目を必修で5科目、「トレーニング実技」、「スポーツコンディショニング実習」、「レクリエーションⅡ」を必修で配置している。また、「健康・スポーツマネジメント学演習Ⅰ」が3年次、「健康・スポーツマネジメント学演習Ⅱ」が4年次に配置されている。

「応用科目」では、スポーツマネジメントコースに、「スポーツマーケティング」や「スポーツプログラム開発論」「スポーツマネジメント実践論」などの講義科目が必修で7科目、アスレティックトレーニングコースに、「臨床スポーツ医学A」、「実践トレーニング科学概論」「スポーツマネジメント実践論」などの5科目と、実習科目である「体力科学実験実習」、「アスレティックリハビリテーション実習」が、いずれも必修で配置されている。健康スポーツコースでは、「臨床スポーツ医学A」や「健康指導管理論」「栄養管理」などの講義科目が必修で5科目、実技科目である「健康スポーツ実技A」、「健康スポーツ実技B」がいずれも必修で配置されている。また、健康・スポーツマネジメント学科では、「インターンシップ」が、スポーツマネジメントコースでは必修で、アスレティックトレーニングコースと健康スポーツコースでは選択で、配置されているのが特徴的である。

その他、「関連科目」や「資格関連科目」「自由科目」は学部共通科目であり、その科目特性は先に述べた通りである（資料4(2)-11）。

キャリア教育については、1年次における「フレッシュマンセミナー」、2年次における「キャリアセミナーA（就職）」、3年次における「キャリアセミナーB（教職）」「キャリアセミナーC（公務員）」の授業で早期から継続的に行っている。また、2010

(平成 22)年 2 月から 1～3 年生を対象として 1 週間の「キャリアウィーク」(2013 (平成 25) 年からは「キャリアフェスタ」) を設け、進路別の就職試験対策講座などを実施しており、全学的な協力を得て、ほぼ全学生が参加している (資料 4(2)-12)。

これらの科目配置が適切に機能し、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育がなされているかについては、FD 委員会やカリキュラム委員会を中心に定期的な検証がなされて、改善・改革に活かされている。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部は、健康福祉学科 1 学科のみの学部であるが、ソーシャルワーク系、教育福祉系、スポーツ福祉系の 3 つの系から構成されており、ソーシャルワーク系は、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格や社会福祉主事任用資格、福祉教員免許、教育福祉系は特別支援学校教員免許、スポーツ福祉系は保健体育教員免許等の資格取得教育を中心に系教育が形づくられているところに特徴がある。

1) 総合科目

「総合教育科目群」は、教養教育科目と健康教育科目が組み合わされた科目群で、1 年次を中心に開講されている。教養科目は、日本語技法科目や自然科学基礎科目、情報教育科目、コミュニケーション科目 (英語等の外国語科目) などの体育学部の「基礎教育科目」に該当する科目と、「倫理学」や「日本国憲法」、「社会学」等の一般教養科目 8 科目で構成されている。健康教育科目は、「生涯スポーツ概論」や「健康科学論」、「レクリエーション論」などの講義科目と、「健康づくり運動Ⅰ」、「健康づくり運動Ⅱ」、「レクリエーション実技Ⅰ」、「レクリエーション実技Ⅱ」の実技科目から構成されている。「総合教育科目群」は、1 年次の履修科目であり、教養科目的な位置づけであるが、保健体育教諭免許取得のための必修科目となる「スポーツ心理学」、「スポーツ社会学」、「スポーツ生理学」等のスポーツ科学関連科目の履修には、自然科学基礎の各科目が、履修までに修得しておかなければならない前提科目として設定されている (資料 4(2)-13 p8)。また、中学・高校の教員免許 (保健体育教諭第一種免許・保健体育、福祉) の取得には、教養教育科目の中から教育職員免許法で指定された「日本国憲法」、「情報処理実習 (基礎)」、「英語Ⅱ」が、健康教育科目の中からは「生涯スポーツ概論」、「健康科学論」、「健康づくり運動Ⅰ」、「健康づくり運動Ⅱ」、「レクリエーション実技Ⅰ」、「レクリエーション実技Ⅱ」が、単位の取得を義務づけられている (資料 4(2)-13 p37～39)。同様に、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格の取得にも、厚生労働省指定の「日本国憲法」、「心理学」、「社会学」等の科目の単位を取得することが求められており (資料 4(2)-13 p25～29)、実質的には 2 年次以降の系教育と結びついた形で科目が構成されている。

2) 専門科目

このように、健康福祉学部は資格取得を教育の柱としていることから、資格関連科目が専門科目の中に、それぞれの科目特性に応じて多数配置され、学部教育、系教育の実質的内容を形づくっていることが特徴的である。

「専門基礎科目 A 群」は、社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験受験資格と福祉教員資格取得の指定科目を中心に、「専門基礎科目 B 群」は、保健体育教員、福祉教員の資格取得の指定科目を中心に構成され、2 年次の履修となっている。「専門発展科目」

は、2年次に履修する特別支援学校教員免許取得の指定科目と、3年次に履修する保健体育教員免許と社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格取得の指定科目から構成されている。

「専門応用科目」は、専門的な知識・技術をさらに深め広めるための科目として3つの系の学びに関連する40科目14単位が設定されているが、特別支援学校教員免許取得の指定科目が6科目12単位、保健体育教員免許取得の指定科目が4科目8単位含まれており、これらの資格取得希望者の選択範囲は大きくない。

「専門演習科目」は、指導教員の下で専門的、応用的知識・技術を深く学んで卒業論文に結びつける科目である。「実習科目」は、ソーシャルワーク系では「社会福祉援助技術現場実習」、「精神保健福祉援助実習」が3年次に、スポーツ福祉系、教育福祉系では「教育実習」、「特別支援学校教育実習」が4年次に、それまでの学修の集大成として組み込まれている。実習への参加は、これまで述べてきたように厚生労働省や文部科学省が免許状交付のために指定した多くの前提科目を取得していることが条件となっている（資料4(2)-13 p5~6）。そして、授業科目と資格指定科目の有無を示した一覧表に見るように（資料4(2)-13 p49）、それらは、とりもなおさず1年次から積み重ねた学部教育、系教育の内実を形づくっている。

「自由科目」もまた、「キャリアセミナー」を除けば、保健体育教諭免許のために必要な「陸上競技」や「器械運動」、「水泳」などの実技科目で構成されている（資料4(2)-13 p66）。

＜スポーツ科学研究科＞

2009（平成21）年度のカリキュラム改定に伴い、2010（平成22）年度より領域ごとに区分されたカリキュラムを解消し、前期課程では共通科目と総合科目、後期課程では共通科目の編成で運用を開始した（資料4(2)-9 p28~30）。これにより、前期・後期課程ともに学生はより広範な領域・分野の科目を履修することが可能となった。また、高度専門的職業人の養成を目的とする前期課程においては、「総合科目」として「インターンシップ」、「実験実習（実験・調査・測定）」を配置して、時代の要請にあった実践的スペシャリストの養成にも力を入れており、長期インターンシップ制度も導入している。

インターンシップについては、「大阪体育大学大学院博士前期課程インターンシップマニュアル」を策定し、「①体育・スポーツ関連の教育機関、企業、施設、組織等での職業体験を通して、職業体験や就職活動への道を開き、高度専門職業人としての素養を身につける。②大学院で学んだ体育・スポーツ科学に関する知識や技術を、現場での経験を通して自分の力量として身につける。③インターンシップを通して研究を実践する機会、あるいはその経験を今後の研究活動に活かす機会を得る」とその目的を定めている。単位の認定には、「インターンシップ報告書（インターンシップ先の報告）」「インターンシップ実施報告書（インターンシップ生の報告）」の提出を求め、主査（指導教員）と副査（2名）が厳格な審査を行い、研究科委員会に報告する手続きを定めて、大学院の授業としての質が保証されることを求めている（資料4(2)-14）。

その他、2013（平成25）年度には、総合科目として開講されていた「特別セミナー」を共通科目「スポーツ科学セミナー」として必修化した。2014（平成26）年度には、

前期・後期課程ともに演習科目を通年科目から半期科目とし運用を開始し、学生は柔軟な履修が可能となった。

前期課程の教育は、そのカリキュラムにより、一方で研究者養成という大学院の役割を追求しながら、他方で高度専門職業人の養成を目指して体育・スポーツ科学、健康科学等の高度で幅広い教養を育くむのに適していると言える。

後期課程は、課程博士の論文作成には、論文受理の可否から論文発表会、論文審査及び最終試験に到る審査が行なわれる。また、学位取得には筆頭著者である英語論文1編を含む2編の学術論文が求められ、研究者として着実に成果をあげることが必要である(資料4(2)-15)。これらのことから、カリキュラムも含め、本学の後期課程の教育は、高度の研究能力を養うという博士課程の目的に適合していると言える。

2. 点検・評価

●基準4-2の充足状況

それぞれの学部および研究科で、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目の適切な開設、教育課程の体系的な編成、各課程にふさわしい教育内容の提供がなされていることから、同基準はおおむね充足されている。

① 効果が上がっている事項

<大学全体>

- ・学部・研究科共に、教育課程の編成・実施方針に基づきカリキュラムが編成され、必要な科目が体系性、順序性をもって適切に配置されている。
- ・教養科目の学びにおいては、体育学部の基礎教育科目をはじめ、大学で学ぶに相応しい学力を育くむ教育が、全学的に行われている。
- ・専門科目では、基礎的専門科目から高度な専門科目へ、さらにそれらを発展させ応用する科目へと、教育や福祉の専門的人材の養成に必要な科目が体系性・順序性をもって適切に配置されている。
- ・インターンシップが体育学部、スポーツ科学研究科で授業科目として位置づけられ、実習活動を通じて大学での学びの妥当性、有効性を現場での確認し、さらに深めるための機会として有効に機能している。
- ・シラバスに沿った授業の展開では、FD委員会が中心になってシラバス記載内容の統一を図り、半期15回の授業を厳密に実施し、授業の質の保証を図っている。
- ・コース・系の教育の改善・充実を図る取組みを支援する特別予算として「特色ある教育研究」への取組みが予算化された。

<体育学部>

- ・A0入試による入学者に対して、大学教育へのスムーズな適応が図れるように導入教育を実施している。
- ・1・2年次に「専門基礎科目」と「発展科目」を、3年次より6コースに分かれて「応用科目」と「関連科目」を履修するシステムをとっており、順次性のある授業科目の体系的配置については、概ね適切に配置されている。
- ・教養教育と専門教育のバランスは概ね適切であり、特に総合的な視野を確立する教養教育は、「一般教育科目」を4年間通じて履修できるように配置している。

- ・2011（平成 23）年度以降、退学・除籍や及び留年者数が減少し、導入教育の効果が出ているといえる（資料 4(2)-16）。
- ・基礎教育科目において少人数化、習熟度別編成が進んできたことが評価できる点である。
- ・中学校におけるダンスと武道の必修化に伴い、「関連科目」に「ダンス」と「教職ダンス」（いずれも男子のみ）を選択で設け、これまで受講機会のなかった学生にダンスを学ぶ機会を設けた（資料 4(2)-11 p31）。
- ・教員免許法施行規則改定に伴うカリキュラム改革の一つとして位置づけた「教職実践演習」の効果の一つとして、教員採用試験の現役合格者数が増加した（資料 4(2)-17 p45）。

＜健康福祉学部＞

- ・学部教育、系教育の骨格をなす資格取得の科目を中核として、カリキュラムと科目配列が体系性と順序性を持って編成されている。
- ・資格の取得には、実習をはじめ主要科目の履修に前提科目を設け、資格にふさわしい人材の養成に努めている。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・高度な専門職業人の養成をめざす博士前期課程に設置した「インターンシップ」は、大学院の教育に相応しい手続きと内容で実施されている。
- ・演習科目の学びの中で行われる実験や調査、測定等に加えて、「総合科目」として「実験 実習（実験・調査・測定）」の科目を設けて、リサーチワークに関わる知識や技術を深めている。

② 改善すべき事項

＜大学全体＞

- ・基礎的教育科目の開設が体育学部にとどまり、全学的実施ができていない。
- ・「キャリアセミナー」等のキャリア教育科目が「自由科目」に置かれており、履修制限単位の対象外に置かれているため、十分に学生達に活用されていない。

＜体育学部＞

- ・受講生の数が多過ぎる（講義においては 200 人以上、実技・実習においては 50 人以上）授業がある。教室の数や開講コマ数の適正化などとの兼ね合いはあるが、受講生の数の適正化は常に努力する必要がある。
- ・3、4 年生では卒業所要単位の選択科目を余分に履修し、その幾つかの科目について学期途中からの受講放棄が少なくない。そのため、実技や実習においては授業運営の面から望ましくない状況が生じている。
- ・カリキュラムや時間割についての学生の意見では、「特に不満なし」と回答したものが全体の半数以上はいるものの、「時間割が重なっているので履修したい科目が履修できない」とするものが約 30%いる（資料 4(2)-18）。

＜健康福祉学部＞

- ・学部教育が資格取得教育を中心に行われることで、幅広い福祉の人材養成や、「健康づくり、生きがいづくりを支援する新しい福祉の人材養成」という学部創設の理念に基づく教育が難しくなっている。
- ・1 年次の履修から事実上の専門教育がスタートしており、学生には大学の幅広い学び

から徐々に問題意識を深め、専門性を深めていくという学習が難しい仕組みになっている。

- ・社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得する学生の数が減少している（資料4(2)-19）。
- ・3年後の学部廃止を控えて教員数の減少が予想される中、現状の教育の質の維持が難しくなることが心配される。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・博士後期課程に人文・社会科学系の論文指導教員がおらず、この分野への進学を希望する学生の期待に応えられていない。

3. 将来の発展方策

①効果が上がっている事項

＜大学全体＞

- ・授業内容の質的充実を図るために再三シラバスの改善を進めてきたが、さらに「事前・事後学習」の指示を明確にして充実を図り、学生の授業への積極的な取組みを促していく。
- ・特色あるコース・系教育の充実をはじめとする専門教育の充実に取り組む。そのためにコース（系）・学科で教育の重点目標を設定し、教育の改善・充実に取り組む活動に対して「特色ある教育研究」予算をはじめとして、優先的に予算化する仕組みを整備することを検討する

＜体育学部＞

- ・導入教育は大学の学びへのスムーズな適応を図るために効果を発揮しており、今後とも内容の充実に努める。
- ・体育学部では現在、カリキュラム委員会において2015（平成27）年度に向けたカリキュラム全体の点検・評価・改善を進めている（資料4(2)-20）。検討内容は、以下の通りである。
 - ① 「職業的自立能力を学ぶ力や意識の土台」と位置付けるキャリア教育の充実を図るためにキャリア科目の必修化
 - ② 社会性、人間に対する愛情、協力する心、コミュニケーション能力の涵養のため野外活動実習の必修化
 - ③ 教職を含む様々な進路実現に向け学生の学ぶ時間を確保するために、教職単位の一部卒業所用単位への組み込み
 - ④ 現行カリキュラムの点検評価（配当学年、科目名等）
 - ⑤ ボランティア活動、クラブ活動の単位化の是非

＜健康福祉学部＞

- ・3年後に学部が廃止されることもあり、大幅な改善は難しい。科目のほとんどが資格要件のしぼりの中にあり、かつ選択科目であることから、科目履修のオリエンテーションでそれぞれの資格が求める人材像、能力等を学生にわかりやすく説明して、可能な範囲で学生が幅広く科目選択ができるようにサポートをする。

<スポーツ科学研究科>

- ・高度専門的職業人の養成をめざす博士前期課程の教育で、「インターンシップ」の効果は大きく、キャリア支援部や教職センターとも連携して、今後ともその取組みを充実させていく。

② 改善すべき事項**<大学全体>**

- ・資格関連の科目取得の影響もあり学生の取得単位が多すぎる現状では、キャリア支援科目を卒業所要に組み込むのは難しい。「キャリアウィーク」のように休み期間中を活用して全学的に取り組む事業等の、キャリア支援部と連携したキャリア支援プログラムの中でキャリア教育の取組みを充実させていく。

<体育学部>

- ・受講生の数が多過ぎる授業において、人的配置を工夫し、複数コマ数を開講するなどして、受講生の数の適正化を図る。
- ・カリキュラムや時間割について「時間割が重なっているので履修したい科目が履修できない」ケースがある。また、安易に資格の取得をめざすことで、途中で履修放棄する学生も多い。カリキュラム委員会を中心に、カリキュラムのスリム化や時間割作成の自由度を増すための方策を検討していくとともに、履修ガイダンス等で資格取得要件や履修方法等について丁寧に説明していく。
- ・FD委員会の今後の取り組みとして、リフレクションペーパーの公表、授業公開プログラム、授業改善フォーラムの開催などを検討していく。

<健康福祉学部>

- ・学部廃止に伴う教員の減少には、新学部や体育学部との連携、非常勤講師の採用等で対応する。

<スポーツ科学研究科>

- ・人文・社会科学関連の博士後期課程の論文指導教員については、前回の認証評価において助言項目として指摘された項目であり、現有教員の中から適合者を育成するか、外部から適新たに教員を採用するか、大学として早期に結論を出すことが必要である。

4. 根拠資料

- 4(2)-1(既出 1-4). 「大阪体育大学健康福祉学部開設記念シンポジウム報告書」
- 4(2)-2(既出 1-25). 「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度）」
- 4(2)-3. 大阪体育大学紀要 第 44 巻
- 4(2)-4(既出 4(1)-10). 大学ホームページ 「Web シラバス」
- 4(2)-5(既出 1-11). 「履修要項」体育学部 平成 26 年
- 4(2)-6. 大阪体育大学 学則 第 14 条関係 別表 (2)
- 4(2)-7(既出 1-7). 大阪体育大学における教育充実のための取組方針
- 4(2)-8(既出 1-16). 「大学院パンフレット」2014
- 4(2)-9(既出 1-13). 「大学院履修要項」 平成 26 年

- 4(2)-10(既出 1-9). 大学ホームページ 「大学の教育研究上の目的」
- 4(2)-11. 大阪体育大学 学則 第 14 条関係 別表 (1)
- 4(2)-12. キャリアフェスタ (平成 25 年度)
- 4(2)-13(既出 1-12). 「履修要項」健康福祉学部 平成 26 年
- 4(2)-14. 大阪体育大学大学院博士前期課程インターンシップマニュアル
- 4(2)-15. 学位 (博士) 申請の要件と審査委員選出に関する申し合わせ
- 4(2)-16(既出 4(1)-28). 学部・学科の退学者数
- 4(2)-17(既出 1-26). 第 3 回外部評価委員会資料
- 4(2)-18. 学生生活実態調査 平成 24 年度
- 4(2)-19. 国家試験合格率
- 4(2)-20(既出 3-15). 平成 26 年度体育学部 7 月臨時教授会資料

4-3. 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導は適切か

<大学全体>

本学の教育目標は、学則の第1条に「体育・スポーツ及び健康福祉に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を養成し、国民の健康とスポーツ文化の向上に寄与することを目的とする」と記されている（資料4(3)-1）。この目的を達成するために、体育学部と健康福祉学部の2学部を設置し、体育学部にはスポーツ教育学科と健康スポーツマネジメント学科の2学科を設置している。また健康福祉学部には、ソーシャルワーク系、教育福祉系、スポーツ福祉系の3つの系を設置している。

本学では、近年の入学学生の多様化に対応すべく、体育学部、健康福祉学部ともに様々な取組みを行っている。「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」の中で、「教育力を高める」を9つの重点目標の中心に位置づけ、次の6つの指針を打ち出している。「①大学が保証する学士力の向上に取り組めます。②「豊かな教養」の達成をめざして、初年次教育、リメディアル教育の推進に取り組めます。③「確かな専門性」の育成を図るため、特色あるコース教育の充実に取り組めます。④マナーアップキャンペーン等を通して学習・生活マナーの向上に取り組めます。⑤あらゆる教育機会を通して、スポーツ価値の内面化に取り組めます。⑥大学に対するアイデンティティを高め、教育への理解を深めるため、保護者を対象とした教育懇談会を開催します」（資料4(3)-2 p17,21）。

1) リメディアル教育の推進

特に、②の豊かな教養を育む力を高めるために「リメディアル教育、習熟度別授業を推進する」ことを行動目標として取り上げている（資料4(3)-2 p24）。具体的には、1年次を中心に大学で学ぶ基礎的な学力を身につけさせるべく、体育学部では、日本語技法、自然科学基礎、情報処理実習、英語を基礎教育科目として位置づけ、徹底した少人数・習熟度別クラスで授業を行っている。また、健康福祉学部でも同じく総合教育科目の中で、日本語技法、自然科学基礎、情報処理実習、英語の科目に力を入れて、基礎的学力の向上に力を注いでいる。

2) クラス担任制の採用

また、体育学部は1～2年次はクラス担任制を、健康福祉学部は基礎演習Ⅰ・Ⅱの授業で担任制をしいて、初年次段階の学生たちが大学での学修や生活にスムーズに適応できるようにサポートができる体制をとっている。

3) 体系的、順序性に配慮したカリキュラム編成

カリキュラム編成においては、「4-1 教育課程・内容」の「授業科目の開設と体系的配置」に示したように、1年次から上級学年になるに従って体系的に学修ができるように、科目特性を考慮し、配当学年を配慮して編成している。

4) キャップ制の採用と教育の質保証の取組

また、授業における教育の質保証については、単位制度の実質化の観点から、試験日を除いて授業回数15回を厳格にするとともに、各授業科目のシラバスに授業内、到達目標、予習・復習を含む授業内外の学習内容を明示できるように、シラバス様式の変更を行った。

そして、学生が1年次から4年次まで、授業に対する事前及び事後の学習時間を確保できるようにするため、また4年間を通して計画的に学修できるようにするため履修単位数の上限を定めている(資料4(3)-3、4)。履修規制の上限単位は、体育学部は48単位、健康福祉学部は1年次50単位、2年次以降は56単位と定めている。

5) 卒業論文、ゼミ論文の作成

大学での学びの総決算として体育学部は選択で、健康福祉学部は必修で卒業論文の作成を課している。最終成果は、口頭報告会として体育学部は学部全体で、健康福祉学部は系ごとに質疑応答を伴う公開の発表会を行うとともに、卒業論文集を作成している。体育学部では、卒論を作成しない学生もゼミ論文を作成し、コースで発表会を行っている。

この論文作成・発表の時期を通じてゼミでの学びが深くなり、教員と学生の、学生同士の人間的なつながりが深まっていく。

6) 教務補佐、TAの採用

本学では、大人数授業に対して教務補佐とTA(ティーチング・アシスタント)制度を導入している。教務補佐は、パワーポイントやビデオ等のセッティングや出欠の管理、資料の作成、レポート等の配布・回収、あるいは学生の授業に対する相談などに応じることで、教員と学生の間で立って、授業の円滑な実施をサポートしている。TAは、「大阪体育大学ティーチング・アシスタント規程」に、「大阪体育大学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮のもとに学部学生に対する教育的補助業務を行わせ、これに対する手当てを支給することにより大学院生の処遇の改善に資するとともに、将来教員や研究者等となるためのトレーニングの機会を提供することにより、学部教育におけるきめ細かな指導を実現し、大学教育の一層の充実を図るため、必要な事項を定めるものとする」と定められている通り(資料4(3)-5)、学部教育の充実と大学院生のキャリアトレーニングを目的としている。2014(平成26)年現在、教務補佐13名、TA10名が学部教育のサポートに携わっている(大学基礎データ 表2)。

その他、授業形態では、大規模授業、演習、実技、インターンシップなどを適切に配置している学外講師を招聘してのセミナー形式の授業の実施をはじめ、生涯スポーツ実践研究センター、健康福祉実践研究センターでは子ども達や高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動における企画・指導機会の創出、あるいは学外組織・団体の支援活動などを通じた実践教育を展開するなど、幅広い学びの場を用意している。

スポーツ科学研究科においては、通常の学内での授業に加えて専門の異なる大学や社会人の講師招聘、国際シンポジウムやセミナーの開催など、学問の発展と社会への還元の両面を見据えた活動を展開している。これらの活動は、独創性を持つ人材育成とともに、修了生や体育・スポーツ関係者の活躍の場の拡大につながっている。

<体育学部>

体育学部の授業は、講義・実技・実験・演習などを適切に組み込んでいる。「専門基礎科目」や「発展科目」は必修科目として開講しており、大規模授業ではスポーツ教育学科では、定員の300を半分に分けて150名程度、健康・スポーツマネジメント学科では定員180名を1クラスとして授業を行っている。演習は、教養教育担当教員を除く全ての教員が担当しており、1クラス10名程度の少人数制をとっている。また、実技の授業はクラス単位で実施しており、その規模を40名~50名に抑えることで、学年300人前後が保健体育教

員免許を取得する大学の責任として、学生たちの実技能力の向上に力を注いでいる。「応用科目」は、所属するコース毎に定められており、それぞれのコースで特徴のある授業を開講している。「関連科目」は、学生の興味や関心にあわせて自由に選択できる科目を配置しており、教職に関する専門科目、資格関連科目などが含まれる。また、スキー実習、海洋スポーツキャンプ実習、キャンプ実習の3つの野外活動実習を関連科目に配置しており、学外の非日常的な環境での授業として、それぞれの種目の実技能力の向上だけでなく、野外での大人数の実習の運営に関する知識・経験を高める成果を上げている(資料4(3)-6)。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部では学生の主体的な科目選択を可能にするために、「専門基礎科目群」の履修によって健康と福祉に関する基礎的な知識を養った後、本人の関心や目指す職業、目標資格などに応じて、3つの学問系統から専門的な科目を選択的に履修することとしている(資料4(3)-7)。学生の学問系統の選択の支援は1クラス15名程度の少人数で実施する「基礎演習」で行うが、担任が属する系以外の教員が参加することにより、3年生以降の専門科目や「専門演習」の適切な選択を可能としている。「専門演習」は全教員が担当し、7名程度の少人数制を基本にクラス編成をしている。また、実習科目を重視しており、福祉関連の実習は、教員1人が学生5名程度を担当し、週に1回の巡回指導を行っている。さらに、教育実習の前段階として「特別支援学校インターンシップ」を平成25年度から開設し、実践的な指導力の向上に力を注いでいる。なお、学修の系統性を学生により分かりやすく示すため、平成24年度から科目履修に年次配当を導入した。

＜スポーツ科学研究科＞

スポーツ科学研究科修了者への学位授与については、大学院学則第28条に「博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士前期課程の修了を認める」と定め、第29条には「博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士後期課程の修了を認める」と定めている(資料4(3)-8)。課程修了に必要な単位取得のための授業科目は、講義(特論)と演習(特演)がセットになって構成されており、特に博士前期課程は高度専門職業人の養成をうたっていることから、実験実習やインターンシップが総合科目として組み込まれているのが特徴的である。

研究指導に関しては、研究科では、教員の専門を5領域(スポーツ文化、競技スポーツ、健康スポーツ、学校体育、レジャー・レクリエーション)に分類し、各領域をさらに9学問分野(スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、バイオメカニクス、教授学(指導方法学)、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学)に分け(資料4(3)-9)、各教員は、45の専門分類(5領域×9学問分野)の1つ以上に所属し、学生が指導教員を選択しやすいように配慮している。

具体的には、博士前期課程・博士後期課程ともに各学生の志望に基づき、入学段階に決定された指導教員が、研究指導の主要な責任を果たしている。具体的には、指導教員は、学生の志望する研究分野・内容について早くから相談に乗り、研究テーマについてより深い理解が進むように指導を行っている。また、学内での授業にとどまらず、研究会や学会への参加の機会を多く取るようにさせており、教員の個人研究費によって大学院生の学

会・研究会参加のための交通費や宿泊費を負担できるようになっている。また、修士論文に対して優秀論文賞を設定しており、大学院生が執筆する修士論文のレベル向上に貢献している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

<大学全体>

本学では学部・大学院の両方で、講義・実技・実習のすべての科目でシラバスを作成し、具体的な授業計画と評価の方法等を学生に示している。シラバスに記載されている項目は、「科目名」「教員名」「履修年次」「単位数」「必修・選択の区分」「担当教員の研究室」「研究室電話番号」「授業の概要」「到達目標」「授業の進め方」「受講上の注意」「授業計画」「時間外学習」「指定教科書」「成績の評価基準」「教員への連絡方法」「その他」の17項目で構成されている。作成されたシラバスはWeb上で公開されており、本学学生や教員はもちろん、学外からも閲覧ができるようになっている（資料4(3)-10）。

また、シラバスに基づく授業の成果は、学生による授業評価と教員のリフレクションペーパーを通じて学生、教員の双方に確認されるようになっており、その結果はポータルサイトで公開されている（資料4(3)-11）。

<体育学部>

上記に示した基本的な科目情報以外のシラバス内容の概要は以下の通りである。まず、「授業のねらいと概要」については、その授業科目を学習することの必要性とその意義が説明され、科目の概要と学ぶべき具体的内容を記載されている。「授業計画」については、半期授業では15週、通年授業では前後期それぞれ15週を設定して、各週の授業内容が記載されている。「教科書及び参考文献」については、教科書やテキストに基づいて授業を展開する場合は、指定された教科書、参考書が記載されている。授業科目によっては、「適宜プリント配布」「資料配付」と記載されている場合がある。「成績評価法」については、評価項目（定期試験、レポート、出席状況）を明示して、各項目の評価割合をパーセントで明確に示している場合と評価項目だけを明示し、「総合的に評価する」と記載している場合とがある。

シラバスに基づいて授業が展開されているかについては、2013（平成25）年後期に実施した学生による授業評価アンケートにおいて、「授業は『シラバス』に沿う等計画的に展開されてい了吗」という質問を行った結果、講義科目で5点満点中4.09、実技科目で4.34となっており、おおむねシラバス通りの授業が実施されている（資料4(3)-11）。

<健康福祉学部>

本学部では学部開設時よりシラバスが作成されており、ほぼシラバスに沿った授業が行われている。このシラバスは従前、「履修年次」「必修・選択の区分」「単位数」「授業のねらいと概要」「授業計画」「教科書及び参考文献」「成績評価法」「担当教員との連絡方法」を記入していたが、2013（平成25）年度より「到達目標」「授業の進め方」「時間外学習」の項目を設け学生の自主学習の便宜をはかるようにした。また、授業評価アンケートを実施し、学生から見ての授業の充実度と授業に対する満足度が評価され、それに対し教員からリフレクションペーパーが作成・公開され、双方向の評価により授業の質の向上に努めている。

＜スポーツ科学研究科＞

本学大学院のシラバスは、学部と同様の書式で作成されWeb上に公開されている。シラバスに基づいて授業展開がなされているかについては、大学院科目における「授業に関するアンケート調査」の結果から知ることができる。本研究科では、2010（平成22）年に「スポーツ科学統計（1）」「スポーツ科学特論A」「特別セミナー」の3科目において授業評価を実施し授業内容に関する評価を数量的に把握した。その結果では、サンプル数12名において「シラバスの授業概要は、この授業を適切に表現していた」について「そう思う」の回答が「ややそう思う」と「強くそう思う」を含めて、スポーツ科学統計（1）では91.6%、スポーツ科学特論Aでは50.0%、特別セミナーでは75.0%となっており、授業内容はおおむねシラバスに基づいた授業が展開されていると言える（資料4(3)-12）。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか

＜大学全体＞

本学では、成績評価については、2008（平成20）年度からGPA（Grade Point Average）を導入した。授業科目ごとの成績を5段階（A=4.0、B=3.0、C=2.0、D=1.0、F=0）で評価し、単位あたりの平均値を算出するシステムは、全学生に配布される「履修要項」に明記され（資料4(3)-13 p16）、大学ホームページにも明記されている（資料4(3)-14）。GPAを導入した理由としては、学生個人の学期毎や一定期間の履修と学修状況が数値化されることによってきめ細かな学習アドバイスが可能となり、GPAを活用して成績優秀者の決定や履修コースを決定する際の選考基準などに用いる事ができる。本学のGPAでは、公平性を担保するために、演習、習熟度別にクラス分けされる授業などにおいてはGPA対象科目から除外されている。

また、全教員が、評価方法について定期試験・小テスト・レポート・出席状況等の配分をシラバスに明記し、厳格に成績評価と単位認定を行っている。欠席または不合格学生に対しては、両学部それぞれ追試験・再試験に関する規程を設け（資料4(3)-15、16）、「履修要項」に明記するとともに、教務委員会および教授会で厳格に該当者の受験資格の判定を行って、追試験・再試験の機会を与えるなど、きめ細かい学修成果評価を行い、学生の便宜を図っている。

既修得単位の認定については、「入学前の既修得単位の認定に関する内規」を設け、他大学からの転学者や短期大学卒業者等が本学に編入学した場合に一定数の単位まで認定するなど、適切に対応している（資料4(3)-17）。

＜体育学部＞

体育学部では、シラバスに成績の評価基準を明示して適切に評価を行っている。また、GPAの適正な運用を図るために、以下のような申し合わせを行っている（資料4(3)-13 p11）。

- A, 授業参加回数下限を授業時数の80%とし、それを下回る学生は出席不足として単位認定を行わない。
- B, 欠席届の取り扱いについて、競技会への参加、合宿への参加、病気欠席、忌引き、交通障害、実習への参加、就職活動等による欠席については1/2の出席とする。
- C, 見学、遅刻、早退等に関する基準が定められ、見学、遅刻、早退については1/2の出席

とする。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部における各科目の成績評価は、定期試験・期末レポートさらに授業への参加状況・小テストなどを加味して行われる。その詳細については、学年当初に提示するシラバスで学生に案内され GPA 成績評価制度に基づき学生に通知される。

期末の定期試験実施に際しては、成績評価の信頼性の担保のために、試験場の設定や授業担当教員以外に、試験監督としての複数教員配置など厳格公正な実施に留意している。定期試験時に病気・競技会等で受験できなかった学生や不合格学生のための追試験・再試験については、教務委員会および教授会で厳格に該当者の受験資格の判定が行われている。

＜スポーツ科学研究科＞

成績評価には、授業内容の理解度、授業において提出される課題や期末のレポート、授業中のディスカッションなどへの関わりなどを総合的に評価して得点化されている。シラバスに「成績の評価基準」の項目が設けられているので、受講生は事前に成績評価の基準を知ることができる。これらの基準によって、成績評価は適切に行われていると言える。また大学院生は、実験や学会参加や社会人大学院生の勤務の都合などによって授業への出席がままならないことがあるが、そのような際にはレポート課題を与えるなどして単位認定の厳格性と柔軟性を持って対応をしている。

（４）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

＜大学全体＞

教育成果についての「定期的な検証」に関しては、FD委員会が大きな役割を担っている。FD委員会は、「大阪体育大学FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程」に、「①学生の授業への関心を高める方策に関する事項②教員の教育力を高める方策に関する事項③教員の研究活動の充実方策に関する事項④授業評価の結果を反映させる方策に関する事項⑤カリキュラム運用に関する事項⑥その他教育・研究の充実に関する事項、について審議する」と定められている（資料4(3)-18）。

FD委員会の教育成果の定期的な検証の取組の一つに、毎学期、専任教員、非常勤講師の担当する実技も含めた全ての授業に対して行う「授業評価アンケート調査」がある。アンケートによる学生の授業評価結果は担当教員に通知され、教員は授業改善に活用するとともに、それに対するリフレクションペーパーを提出する。学生は、教員から提出されたリフレクションペーパーを大学ポータルサイトで閲覧できる（資料4(3)-11）。このように本学は、授業評価アンケートの結果を担当教員にフィードバックして教育内容や方法の改善につなげている。その他にも、FD委員会は、規程に基づいて教育内容や方法等の改善を図るための講演会・研修会の開催、また、学生委員会と連携した「学生生活実態調査」など（資料4(3)-19）様々な取組みを通して、大学全体の授業の改善に取り組んでいる。

その他、両学部のカリキュラム委員会も定期的なカリキュラムの点検・見直し作業などを通して、教育成果の検証と改善に取り組んでいる。体育学部では2010（平成22）年度から取り組みを行って、教育成果の検証をカリキュラムの改善につなげており、健康福祉学部では、これまでのコース制を社会福祉系（2011（平成23）年度にソーシャルワーク系と

名称変更)、教育福祉系、スポーツ福祉系の3系からなる体制に刷新するなどの大きな成果をあげている。

＜体育学部＞

2010(平成22)年度からカリキュラム委員会により専任教員に対して担当科目の授業内容が適切かどうかを含めた調査「カリキュラムに関する教員向けアンケート調査」＜第1回5/18～6/25、第2回8/30～9/11＞が実施された(資料4(3)-20)。また、全教員対象のカリキュラムに関するヒアリングが、2010(平成22)年10月21日と10月28日の2回実施された。ヒアリングでは、全体的な評価、教養科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目、教職に関する専門科目、資格関連科目、自由科目の各分野に分けて責任者を決め、情報収集を行った。

これらの作業で得られた多様な意見をカリキュラム委員会で意見集約し、2015(平成27)年度の改訂に向けカリキュラムの見直し作業を実施している。

また、FD委員会が中心になって、学期ごとに学生に対する「授業に関するアンケート調査」を実施している。授業評価実施教員数は、2013(平成25)年度前期は専任教員87.5%、非常勤教員94.5%、同年後期は専任教員82.4%、非常勤教員88.2%(過去5年間の平均は専任教員84.5%、非常勤教員85.9%)であった。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部では、FD委員会が中心となって、前期および後期が終了した後に授業の実施報告と改善点等の反省を行っている。その項目は「教室・施設」「座席指定の状況」「出欠確認の方法・状況」「授業内課題の状況」「評価方法(期末試験)の状況と配点」の基本情報の他に、「授業の目的」「授業の工夫」「授業で上手くいった点」「授業の改善点」「学生の受講態度への感想」である。さらに、演習科目と10人以下の少人数クラスを除く授業において実施した「学生による授業評価」へのリフレクションペーパーの提出を通して、授業内容や方法の改善を図っている。

＜スポーツ科学研究科＞

スポーツ科学研究科でも、2010(平成22)年から授業評価を実施し、授業における教育成果の検証に役立てている。授業評価で得られた授業改善に対する意見については、集計結果が研究科委員会で公表され、大学院担当教員によって共有されて、教育内容や方法などの改善計画に役立てている。また、大学院担当教員の増減にあわせて開講科目の見直しを行っている。2013(平成25)年度には「スポーツマネジメント実践論特論」「スポーツスポンサーシップ論特論」の2科目を、カリキュラム充実の視点から追加するなど、カリキュラム内容の点検・評価、充実に努めている。

2. 点検・評価

●基準4-3の充足状況

それぞれの学部および研究科で、教育方法及び学習指導、成績評価と単位認定は適切に行われており、シラバスに基づいて授業が展開されており、教育成果を定期的に検証しその結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけていることなどから、同基準はおおむね充足されている。

① 効果が上がっている事項

＜大学全体＞

- ・FD委員会やカリキュラム委員会を中心に、教育内容・方法の妥当性、有効性を継続的に検証し、授業の質の向上を図っていく体制が整備されている。
- ・教務補佐・TA制度を導入し、教員の授業の円滑な実施をサポートできるようになった。
- ・成績評価と単位認定が適切に行われるよう、年間15単位未修得学生を呼び出して学修指導を行っている。これまでは15単位未習得の場合は無条件に除籍処分としていたが、除籍ではなく学習意欲を確認しながらカウンセリングを行うように改め、学習意欲の向上につながるサポートを行うようになった。
- ・学生による授業評価アンケートと教員によるリフレクションペーパーの提出を通して、学生の意見や要望が授業に反映され、授業内容や方法の改善につながる効果が期待できる。
- ・シラバスを全学で統一した項目で表記し、Webにより公開していることは効果的である。また、学生の授業評価アンケートからシラバスに基づいた授業が展開されているという評価が得られている。

＜体育学部＞

- ・カリキュラムが体系性、順序性を考慮して編成されており、「カリキュラムに関する教員向けアンケート調査」の実施など、カリキュラム委員会によって常に点検・評価され、改善につながっている。
- ・「基礎教育科目」群を設定し、少人数・習熟度別クラスを設定して、大学で学ぶ学力の育成に取り組んでいる。
- ・実技科目が40～50人、演習が10人規模の、教育効果が発揮しやすい人数に抑えられて、実施されている。
- ・リフレクションペーパーの作成において、特に、「授業の目的」「授業の工夫」「授業で上手くいった点」「授業の改善点」「学生の受講態度への感想」については、各教員がそれぞれの担当科目の実施を振り返る機会となっている。また、各教員が記載した結果は、一覧表にまとめたうえ教授会で公開されており、各教員の工夫・改善の方法を全教員で共有している。

＜健康福祉学部＞

- ・学びの体系性と順序性に基づくカリキュラムに改編した。
- ・学びの専門性を深めるため卒業論文を必修とした。
- ・多くの授業で、授業時に小レポート用紙を配布して出欠を確認するとともに学生からの授業ごとのフィードバックを得ている。この用紙の集計には各コースに配置されている教務補佐が大きな役割を果たしており、授業内容やレベルを含めた教育方法を点検する機会になっているのに加えて、学生の出席率の向上をなどといった成果を上げている。
- ・各科目の目標を達成するためにさまざまな授業形態を取り入れて教育効果を高める工夫を行っている。そのいくつかをあげれば次のとおりである。
[グループワーク等で学生間の討議を導入]：健康づくり運動、体育指導法、障害者の体育・運動、リハビリテーション論、道徳教育の研究、教育原理 など
[事例による演習の導入]：特別支援教育論Ⅱ、知的障害指導法 など

- ・GPA の活用方法は卒業時の学業優秀者を表彰するための客観的なデータとして利用する他に、体育実技科目の履修や特別支援学校教諭免許の基準として用いられており、「学習点検シート」において継続的に記載し、学生指導に活用している。また、社会福祉士受験資格関連の実習・演習科目については、2009（平成 21）年度から近畿厚生局への実施報告義務が科せられており、厳格な運用が求められている。

<スポーツ科学研究科>

- ・高度専門職業人の養成を目標とする博士前期課程において、実験実習やインターンシップが総合科目として組み込まれているのが特徴的である。
- ・大学院においても授業評価アンケートを実施し、授業の改善に役立てている。

② 改善すべき事項

<大学全体>

- ・GPA は、学業優秀者の表彰のための客観的なデータとしての活用以外に、ゼミ等の指導教員による学生指導や運動部学生に対する学習支援室での学習指導等に活用されているが、コース、学部教育への活用については大学全体でのコンセンサスが得られていない状態である。
- ・キャップ制を採用して、学生は4年間を通じての計画的な履修が可能になったが、卒業単体に算入されない科目、卒業論文は履修制限の対象外とされている。体育学部では「教職に関する専門科目」が卒業所要単体に算定されないため、教員志望の多い学部学生の取得単位は必然的に多くなり、履修制限の効果が限定的となっている。また、健康福祉学部でも資格取得の関係上、2年次以降は56単位まで履修が認められており、こちらも履修制限効果は限定的となっている。
- ・専任教員のリフレクションペーパーの提出率が低い割合にとどまっている。授業内容や方法の改善を通して教育の質の保証をめざす本学にとって大きな問題である。
- ・リフレクションペーパーの公開は、各教員の同意を行っているため、2013（平成 25）年前期の授業については35科目、後期の授業については25科目にとどまっている。各科目の報告において、各授業者が授業方法等で行っている工夫改善策を知ることができ、他の科目の実施においても有用な資料となっていることから公開件数を増やしていきたい。

<体育学部>

- ・学生の授業欠席理由で圧倒的に多いのが「大会出場のため」である。これら公式大会に参加する学生への学習サポートシステムの構築が大きな課題となっている。
- ・卒業論文は必修でないため、提出率が低い割合にとどまっている。ゼミ論文を卒業論文にまで高めていく指導が求められている。

<健康福祉学部>

- ・健康福祉学部では、1年間の履修の上限を、1年次50単位以内、2年次以上56単位以内と定めているが、教職関連科目のうち体育実技に係る科目は自由科目であり上限科目の規定の対象外となっており、制限単位を越えて履修することが可能である。学生の負担過重を防ぐことから、今後さらに丁寧な指導を行う予定である。
- ・卒業論文が必須科目になったことにともない、従前以上に学生の専門演習に係る選択が

重要になっている。学生の興味・関心に沿って指導教員を選択できるようにしているが、健康福祉学部の廃止にともない専任教員の減少が予想される。適切なゼミ選択の方法を検討する必要がある。

- ・講義と実技の各授業で原則的に 80%以上の出席を最低基準としている。しかし、本学部では福祉現場における実習や中学校、高等学校、特別支援学校における教育実習のために授業を欠席せざるを得ない学生だけでなく、部活動に係る公式競技会のために授業を欠席する学生が少なくない。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・大学院の教育成果については、授業評価によって定期的に確認・検証を行っている。しかしながら、受講生の数が少ないことなどから、詳細な質問項目は設定しておらず、授業全体について質問を行っている程度である。大学院での教育成果の検証や、検証結果を生かした教育改善については、今後の課題である。

3) 将来に向けた発展方策効果

① 効果が上がっている事項

＜大学全体＞

- ・FD委員会、カリキュラム委員会の連携を一層深めて、教育方法・学習指導の改善につなげていく。
- ・教務補佐の活用は現在、大人数授業に限定されているが、今後、実技授業や実験・実習等にも拡大すべく、教務委員会等で検討する。
- ・学生による授業評価アンケート等については、今後も評価項目や時期を見直しながら継続していく
- ・今後もシラバスの充実を検討し、Webシラバスの改善もめざす。

＜体育学部＞

- ・今後ともカリキュラム委員会を中心にカリキュラムの検証・改善に取り組んでいく。
- ・演習と実技授業の少人数授業体制は今後とも継続していく。実技授業に関しては教務補佐等の活用も検討していく。
- ・リフレクションペーパーに記載された各教員の授業の工夫等を教授会で公開し、教員間で共有する取り組みは、授業改善に効果的であり、今後とも継続する。
- ・基礎教育科目の少人数・習熟度別クラス編成での授業は、同一時間帯に多くのクラスが設定されカリキュラム編成に支障もあることから、全体のカリキュラムに支障の出ない範囲で、その効果と影響を考慮しながら今後も継続していく。

＜健康福祉学部＞

- ・卒業論文の必修制を継続するとともに、論文の質の向上に取り組んでいく。
- ・授業の特性を生かした多様な授業展開の工夫を今後とも継続していく。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・研究科における授業評価は、2011（平成 23）年以降は自由回答による調査に変更されており、シラバスの内容を問う項目は設定されていない。今後は、定期的に質問を設定して受講生に確認をする作業が必要である。

② 改善すべき事項

<大学全体>

- ・GPAによる成績評価を学修支援やコース、学部の教育の改善につなげるために、FD委員会やカリキュラム委員会を中心に、学部・大学レベルでその活用法についてさらに検討する。
- ・キャップ制が効果的に機能していない原因は明白である。圧倒的に取得者の多い教職関連の科目を一部卒業所要単位の中に組み込むなど、学生の負担の軽減に取り組む。
- ・リフレクションペーパーの提出率が低い理由の一つは、記入フォームの配布が、授業終了後約半年経過した次学期の終わり頃と遅くなることにあると考えられる。このように記入フォームの配布が遅れるのは、委託している外部業者から授業評価の集計結果が戻ってくるのが2ヶ月以上かかること(成績層別集計はさらに1~2ヶ月かかる)にある。この点を改善するために、学内に既に導入されていたeポートフォリオシステムの機能拡張を行い、2014(平成26)年度前期から授業評価用紙のスキナー読み取り処理を学内で迅速に行えるようにした。また、リフレクションの記入も同システムに組み込むことで記入フォームの配布が早くなるようにした。
- ・FD委員会を中心に、教員のFD活動の意義についての理解を深める取組みを通じて、リフレクションペーパーの提出や公開に大学をあげて取り組んでいく。

<体育学部>

- ・大会出場のため授業に出られない学生のために遠隔授業の実施や補習授業の実施等の方法を検討する。
- ・卒業論文作成を卒業所要単位の対象科目に組み込んだり、演習の授業で卒業論文作成への意欲向上にコースをあげて取り組むなどの方法を検討する。

<健康福祉学部>

- ・3年後の学部廃止を控えてできることは限られているが、現在の学生たちの学修をサポートするために、現在履修制限上限科目の対象外になっている体育実技の授業の単位を卒業所要単位の中に組み込むなど、学生負担を軽減する方法についてFD委員会を中心に、体育学部と共に検討する。
- ・学部廃止に伴う演習指導教員の減少については、新しくできる教育学部教員との連携や体育学部教員のサポート、特任教員の採用など、大学全体の問題として取り組んでいく。

<スポーツ科学研究科>

- ・実施している授業評価の内容を共有し、大学院生の教育方法に対する満足度に関するモニタリングを実施している。授業評価については将来に向けても内容を工夫しながら継続し、教育方法のチェックに役立てていく。さらに、優秀論文賞の設定などについては、審査方法を鋭意見直しながら学修動機の維持、向上に努めていく。

4. 根拠資料

- 4(3)-1(既出 1-5). 大阪体育大学 学則
- 4(3)-2(既出 1-25). 「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度）」
- 4(3)-3. 大阪体育大学体育学部学科目履修規程
- 4(3)-4. 大阪体育大学健康福祉学部学科目履修規程
- 4(3)-5. 大阪体育大学ティーチング・アシスタント規程
- 4(3)-6(既出 4(2)-11). 大阪体育大学 学則 第 14 条関係 別表 (1)
- 4(3)-7(既出 4(2)-6). 大阪体育大学 学則 第 14 条関係 別表 (2)
- 4(3)-8(既出 1-8). 大阪体育大学大学院学則
- 4(3)-9(既出 1-16). 「大学院パンフレット」2014
- 4(3)-10(既出 4(1)-10). 大学ホームページ 「Web シラバス」
- 4(3)-11(既出 4(1)-23). 大阪体育大学ポータルサイト eポートフォリオ
- 4(3)-12. 2010 年度第 14 回研究科会議資料
- 4(3)-13(既出 1-11). 「履修要項」体育学部 平成 26 年
- 4(3)-14. 大学ホームページ「情報公開」の「成績評価の方法」
- 4(3)-15. 大阪体育大学体育学部追試験規程・再試験規程
- 4(3)-16. 大阪体育大学健康福祉学部追試験規程・再試験規程
- 4(3)-17. 入学前の既修得単位の認定に関する内規
- 4(3)-18. 大阪体育大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程
- 4(3)-19(既出 4(2)-18). 学生生活実態調査 平成 24 年度
- 4(3)-20. 平成 22 年度第 5 回体育学部教授会 資料（新カリキュラムに関する教員アンケート）

4-4. 成果

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

<大学全体>

本学では、教育活動の成果を測定する基準として取得単位数だけでなく GP(Grade Point)を採用している。GPA (Grade Point Average) の値を追跡調査し、学習への取組状況を学生自身を含めて、クラス担任や演習担当教員等が把握することで、個々の学生への適切な対応が可能になっている。また、学年全体としての GPA の分布や平均値の推移を把握することで、学年全体の学習状況の把握に役立てている。本学では GP による成績評価方法について、履修ガイダンスでの指導だけでなく大学ホームページにも掲載し、学生の理解に努めている (資料 4(4)-1)。

GP に加えて、卒業率も教育の成果を測る有効な尺度である。体育学部では入学後 4 年間で卒業した学生の割合は、2007 (平成 19) 年から 2010 (平成 22) 年までの平均は 86.26%、平均退学率は 8.74% である。健康福祉学部は、平均卒業率は 78.56%、平均退学率は 13.54% である。健康福祉学部は高い退学率であったが、学部をあげて対策に取り組んだ結果、2010 (平成 22) 年度入学生は退学率 7.8% で、卒業率が 87.23% と大きく回復した (資料 4(4)-2)。

教育目標に沿った成果が上がっているかどうかは、学生自身が自分たちの期待通りの学びができ、成果が上がっていると感じているがどうか、またその結果の一つとして、学生がその成果を活かせる職場に就職できているかどうかに関係する。本学が 2012 (平成 24) 年に実施した「学生生活実態調査」の結果では、授業内容の理解ができているとする学生の割合が約 80% となっており、授業の内容はおおむね理解されていると言える (資料 4(4)-3)。しかし、逆に言えば約 20% の学生が学習に困難を抱えていることになり、これらの学生への対応が今後の課題である。

その他、全体の就職率や学部の特性を表す分野への就職率も、教育目標に沿った成果を測る有効な指標である。

スポーツ科学研究科においては、学位授与の割合や修了後の進路が成果の指標となってくる。

以下、学部・研究科別にこれらの指標に基づいて、それぞれの教育目標に沿った成果の現状について見ていくことにする。

<体育学部>

1) 学生の学習成果を測定するための評価指標

A) GP について

学習成果を示す指標として GP がある。本学は、2008 (平成 20) 年度入学生から 5 段階評価 (0~4 点) の GP を採用している。2010 (平成 22) 年度から 2013 (平成 25) 年度までの全履修科目の学年別 GP 平均 (GPA=Grade Point Average) を見ると、学年が上がるに従って平均値は上昇傾向にあるが、3 年次にのみ低下する傾向を示している。これは特に健康・スポーツマネジメント学科で顕著である。また 1 年次生の値もおおむね上昇傾向であり、導入教育の成果がうかがわれる。(資料 4(4)-4)

B) 退学・除籍者、留年者数

2008（平成 20）年度入学生から 2013（平成 25）年度入学生までの退学者・除籍者及び留年者はおおむね減少傾向にある。特に留年者の減少が顕著である。（資料 4(4)-2）

C) 卒業論文の数

体育学部は卒業論文を必修とはしていない（ゼミ研究レポートは必修）が、課題探求能力、課題解決能力、情報の収集・分析・伝達能力を身につける機会となるため、学生には積極的に履修するよう勧めている。卒業論文の数は 2010（平成 22）年度が 51 編、2011（平成 23）年度が 51 編、2012（平成 24）年度が 38 編、2013（平成 25）年度が 42 編とやや減少傾向にある。（資料 4(4)-5）学科の定員（スポーツ教育学科が 300 名、健康・スポーツマネジメント学科が 180 名）に対する割合でみると、健康・スポーツマネジメント学科は、2013（平成 25）年度においてスポーツ教育学科の約 3 倍を示している。

なお、ゼミ論文（ゼミ研究レポート）の場合でも、コース毎に発表会を行って成果を共有し、卒業論文と同様に抄録にまとめゼミ論文集を作成して、図書館で保管している。

D) 就職率・進学率

体育学部の就職率（内定数÷就職希望者数）は、95%～99%と高い値を示し、近年増加傾向にある（資料 4(4)-6）。内容を見ると学校関係は若干減少傾向にあるが、現役学生の教員採用試験の合格者数は、2010（平成 22）年 8 名、2011（平成 23）23 名、2012（平成 24）年度と 2014（平成 26）年度 30 名と増加傾向にある。同様に、公務員試験の合格者数も増加傾向にある。進学率（全卒業生数に対する進学者数の割合）は約 10%である（資料 4(4)-7）。

E) 免許・資格等取得者数

中学校、高等学校の教員免許状（保健体育）の取得者は過去 4 年で、それぞれ 320～380 名と多く、本学の特徴とも言える。卒業生数に対する教員免許状（保健体育）取得者数の割合は 70～80%であった。小学校の免許は通信教育で取得可能であるが、年度ごとの修了者は、2010（平成 22）年度が 5 名、2011（平成 23）年度が 7 名、2012（平成 24）年度が 11 名、2013（平成 25）年度が 8 名となっている（資料 4(4)-8）。またその教員採用試験合格者も増加している。

日本体育協会の講習会免除の＜共通コース＞は卒業生全員に資格が与えられるが、免除証明書を取得するのは約 4 分の 1 の学生である。その他日体協関連の資格取得のカリキュラムは準備されているものの実際に取得する数は少ないのが現状である。

F) 学生の自己評価

2012（平成 24）年度に初めて実施した「学生生活実態調査」では、学生の学習成果に関して、授業内容の理解状況を調査した結果、全体では「ほぼ理解できている」22.8%、「まあまあ理解できている」57.9%であり、約 20%の者が「多少困難である」「ほとんど理解できない」となっている。また 1 日の自習時間別では、自習時間の多いものほど理解度が高い傾向を示している。朝食の摂取状況別では、摂らないとする学生の「多少困難である」「ほとんど理解できない」の割合が約 25%と高くなっていた。図書館の利用状況別では、「いつも利用している」者の「ほぼ理解できる」割合が 35%と高く、「ほとんど理解できていない」割合が 8.7%と低い。逆に「ほとんど利用していない」者の「ほぼ理解できる」割合は 16.9%と低く、「多少困難である」「ほとんど理解できていない」割合が約 25%と高くなっている。

授業内容が困難な理由として挙げられるのは、1 年次から 4 年次までの全体で「自分の

学力が不十分である」51.5%、「自分の勉強の意欲や努力が不足している」38.1%となっている。しかし、「授業方法や教員の指導・助言が不十分である」とする者が31.6%、「授業内容が高度すぎて理解できない科目が多い」とする者が29.2%となっている(資料4(4)-3)。大学では、「学習支援室」を設け、授業についていけない学生の支援に当たっているが、教員の授業内容や方法の改善についても、大学全体として取り組むことが必要である。

<健康福祉学部>

健康福祉学部では、2010(平成22)年度入学生の卒業率が大幅にアップしている。大きな理由としては、以下に説明するような卒業論文の必修化、就職率の向上、コース制から系制への移行などが考えられる。

A) 卒業論文

健康福祉学部では、福祉主体の3コース制(社会福祉コース・精神保健福祉コース・福祉マネジメントコース)を廃止し、スポーツと教育と福祉を融合させたカリキュラムの中で、高い専門性を持つ教養人の養成をめざすべく、3系(スポーツ福祉系・教育福祉系・ソーシャルワーク系)体制へと移行した。それに伴い、2013(平成25)年度卒業生より卒業論文を必修化している。3年・4年と2年間続く専門演習を通して、課題探求能力、課題解決能力、情報の収集・分析・伝達能力の育成とゼミ生同士の横のつながりを強固なものにすることを目指している。卒業論文は、それぞれの系ごとに卒業論文審査会(発表会)を行い、複数の教員によって適切に審査されている。

B) 資格試験合格率

健康福祉学部の国家試験合格率は、社会福祉士では、2010(平成22)年度が3.8%、2011(平成23)年度が8.0%、2012(平成24)年度が13.3%、2013(平成25)年度が25.0%であった。また精神保健福祉士では、2010(平成22)年度が27.3%、2011(平成23)年度が31.3%、2012(平成24)年度が15.4%、2013(平成25)年度が33.3%と、全国平均と比べて低い結果となっている。また、国家試験の受験者数も減少し、福祉の学部として大きな課題となっている。本学部では、実習指導室を中心として常時、学生の支援を行っている。また、2006(平成18)年4月に「国家試験受験支援講座対策委員会」を設置し、以来継続して学生への受験ガイダンス及び相談支援体制の強化を図っている。具体的には、「国家試験対策自習室」を設置し、参考図書を配置するなど学生の自主的な国家試験対策を支援するとともに、学習支援チューターを配置し、学生の便宜を図っている。

これらの教育の成果としての資格取得者の数は、2013(平成25)年度卒業生では、保健体育教員免許状68名、特別支援学校教員免許状13名、小学校教諭1種免許状3名、社会福祉士国家試験受験資格取得者3名、精神保健福祉士国家試験受験資格取得者2名となっている(資料4(4)-9)。

C) 就職率・教員採用試験合格者数

健康福祉学部の2012(平成24)年度就職率は96.6%と高い。そのうち、教員採用試験合格者数は8名、うち特別支援学校合格者数が4名である。教職支援センター主催のセミナーに加え、特別支援学校を希望する学生に向けた学部内での自主勉強会での成果も上がっており、合格者数は増加傾向にある(資料4(4)-7)。

<スポーツ科学研究科>

大学院の目標は「大阪体育大学中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度）」において明確に定められている（資料 4(4)-10 p8）。前期課程の目標は高度専門職業人の養成であり、後期課程では博士の学位を取得してスポーツ領域の研究者の養成を目的にしている。

2010（平成 22）年度の学位修了者は博士前期課程で 17 名、博士後期課程で 2 名であった。前期課程修了者の進路は、教育機関への就職が 5 名、企業が 8 名、公務員が 1 名、また本学後期課程への進学は 1 名であった。後期課程修了者の進路は高等教育機関への就職が 2 名であった。2011（平成 23）年度の学位修了者は博士前期課程で 29 名、博士後期課程で 2 名であった。博士前期課程修了者の進路は、教育機関への就職が 10 名、医療・福祉機関が 2 名、企業が 7 名であり、また本学博士後期課程への進学者は 8 名であった。博士後期課程修了者の進路は教育機関への就職が 2 名であった。2012（平成 24）年度の学位修了者は博士前期課程で 33 名、博士後期課程で 3 名であった。博士前期課程修了者の進路は、教育機関への就職が 20 名、医療・福祉機関が 2 名、企業が 4 名、公務員が 1 名であり、また本学博士後期課程への進学は 2 名であった。博士後期課程修了者の進路は教育機関への就職が 2 名であった（資料 4(4)-11）。

また、大学院学生が国内外の学会で優秀論文として表彰される機会が多くなったのも、大学院の教育の成果の現れと言えよう（資料 4(4)-12）。

このように、2010（平成 22）年から 2012（平成 24）年度までの進路状況からみると、博士前期課程と博士後期課程の目的である高度専門職業人と研究者の養成を目標とする教育成果は概ね良好である。

（2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

<大学全体>

本学では、学士の学位授与については、学則第 23 条に「本学に 4 年以上在学し、第 14 条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定め、さらに第 24 条で「学長は、前条により卒業を認定された者に卒業証書及び学位記を授与する」と明確に定めている（資料 4(4)-13 p11）。スポーツ科学研究科修了者への学位授与については、大学院学則第 28 条に「博士前期課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士前期課程の修了を認める」と定め、第 29 条には「博士後期課程に 3 年以上在学し、10 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士後期課程の修了を認める」と定めて、第 33 条に「本大学院の課程を修了した者に対し、修士または博士の学位を授与する」と明確に定めている（資料 4(4)-14 p355）。

これらの学位授与に関する規定に基づいて、各学部の卒業判定教授会を開催し、各学部で定められた卒業要件を満たした者に対し卒業を認定し、学長がそれぞれの学士の学位を授与している。また、博士前期課程・博士後期課程の大学院生に対しても、スポーツ科学研究科での審議を経て、学長が学位を授与している。これら学位授与手続きは、厳密かつ適切に行われている。

また、本学では、学部・研究科の卒業・修了の要件は、各々の学部・スポーツ科学研究科の「履修要項」によってあらかじめ学生に明示されている。

＜体育学部＞

4年以上在学し、所定の単位を取得した者には卒業資格が与えられる。卒業に必要な単位数の合計は124単位であり、卒業までに必要な最低修得単位数は次の通りである。基礎教養科目（日本語技法、自然科学基礎、情報処理実習、英語、ドイツ語・中国語）13単位を含む教養科目30単位、実技科目を含む学部共通の「専門基礎科目」41単位、演習（ゼミ）を含む学科共通の「発展科目」22単位、コース別に分けられた「応用科目」14単位、「関連科目」17単位の合計124単位である（資料4(4)-15）。

学位授与（卒業）判定は、教授会において厳正に行われている。学位授与判定を行う教授会の開催時点において「単位保留」のために124単位を満たしていない者については、単位認定の期限を設定し、期限までに124単位を満たせば学位を授与することとしている。各科目における単位の認定は各教員に任されている。同一科目を複数コマ開講している場合に、そのコマを複数の教員で分担している場合は、評価基準を統一するよう担当教員に通知している。

＜健康福祉学部＞

4年以上在学し、所定の単位を修得した者には卒業資格が与えられる。卒業に必要な単位数の合計は124単位であり、卒業までに必要な最低修得単位数は次の通りである。健康教育科目4単位を含む教養教育科目で構成される「総合教育科目群」32単位、福祉関連の科目10単位と教育福祉・スポーツ福祉関連科目10単位を含む「専門教育科目群」42単位、「専門応用科目群」14単位、「専門応用科目」14単位、福祉現場実習や教育実習等を含む「専門教育科目群の最低所要単位を超えて修得した選択科目」22単位の合計124単位である（資料4(4)-16）。

学位授与（卒業）判定は、体育学部同様の手続きで教授会において厳正に行われている。また、履修要項等によって、あらかじめ学生にその内容を明示し、周知徹底をはかっている。

健康福祉学部の卒業率（入学者から退学者と留年者を除いた比率）は、2007（平成19）年入学生73.28%、2008（平成20）年度生77.19%、2009（平成21）年度生が76.55%だったものが、2010（平成22）年度生では87.23%と大きく改善した。中途退学者数が大幅に減少した結果である（資料4(4)-2）。

＜スポーツ科学研究科＞

「学位（修士）の申請の要件と審査委員選出に関する申し合わせ」では、「学位（修士）論文の内容の一部が関連学会または研究報告会で発表されていること」と定めている（資料4(4)-17）。この規程に沿って、前期課程では、修了年次に修士論文の進捗状況を関連学会または研究会において中間報告の形で行っている。関連学会または研究会で発表した後に、修士論文は学内で実施される修士論文発表会を経て提出される。修士論文の審査にあたっては、指導教員が主査となり、副査2名の教員によって口頭試問を行っている。その後、大学院研究科委員会において修了認定の審査が適切に行われている。

後期課程では、課程3年次に10月末日までに博士論文の提出を受けて博士委員会から指名された後期博士課程の担当教員によって、博士論文に係る書類審査が行われている。適切な審査を経て博士論文の受理が決定される。博士論文の審査にあたっては、指導

教員を主査として、他2名の副査を担当する教員が決定され、研究科会議で承認された後、博士論文の審査が行われる。博士論文の公開発表会の後に、指導教員が主査となり、副査2名の教員によって口頭試問が行われている。その結果を博士委員会で審議して、承認した後に研究科長より研究科委員会において博士号の授与が決定されたことを報告している。

満期退学者については単位修得退学後、3年以内の論文提出を可能としていたが、2010（平成22）年に単位修得満期退学者は満期退学後の年数に関わらず再入学し、所定の研究指導を受け、博士論文を提出できる規程改正を行った。また、後期課程においては、指導教員の指導を受けて、博士論文の審査を受けるための条件が満たされていれば、審査を受けて博士号の学位を取得できるシステムも定めている。博士論文の予備審査を経て博士論文の受理が決定された後に、課程博士の審査と同様な手順で審査が行われる。

以上の論文審査は、「大阪体育大学大学院学位規程」「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科修士及び博士の学位審査取扱要綱」「複数の筆頭者による論文を関連論文として認めるための条件に関する申し合わせ」「学位（博士）申請の要件と審査委員選出に関する申しあわせ」によって規定されている（資料4(4)-18、19、20、21）。学位授与はこれらの規程に沿って厳正に行われている。

2. 点検・評価

●基準4-4の充足状況

それぞれの学部および研究科で、教育目標に沿った成果が確認できており、学位授与（卒業・修了認定）も適切に行われていることから、同基準はおおむね充足されている。

①効果が上がっている事項

<大学全体>

- ・学部ではカリキュラム委員会や教務委員会、FD委員会、キャリア支援部等で、学生の学習の成果を多様な視点で、継続的に点検・評価する体制が整備されている。
- ・取得単位数だけでなくGPAで成績の変化を個人的にも学科・学部単位でも追跡でき、それに基づいて適切な学習指導が可能となっている。
- ・授業の理解に困難を感じている学生や就職・進学に向けた学習指導を目的として学習支援室を設けていることは評価できる。
- ・学部・大学院ともに高い就職率を達成していることは学修の成果として評価できる。
- ・教員採用試験の高い合格者数は、本学の教育力を確認し、アピールする大きな要因である。より一層全学的な受験支援を行っていくことが大切である。
- ・卒業・修了の審査と認定、学位授与のシステムが整備され、適切に機能している。

<体育学部>

- ・成果の評価指標は数値的に客観化できる内容としてGPA、卒業論文の数、就職率・進学率、教員採用試験合格者数、免許・資格等取得者数等であるが、これらはほとんどでその数値が伸びている。
- ・本学の教育目標である「社会に貢献できる力の獲得」「能動的・自立的行動力の獲得」に関わる科目として全コースにおいて「インターンシップ」が設けられ、必修あるいは選択必修となっている。
- ・「能動的・自立的行動力の獲得」に関わる科目は必修・選択とも多く、その集大成といえ

るのが、ゼミ研究レポート（必修）と卒業論文（選択・履修率約 10%）である。「ゼミ研究レポート」は、コース毎に発表会を行って成果を共有し、全て製本され図書館に保管されている。

- ・教員免許状（保健体育）の取得者数は 360～400 名である。卒業後教員を目指す学生が 150～170 名であることを考えると多過ぎる数とも言える。実際、ほとんどの学生が教職課程の授業を履修しており、大人数授業の数が多くなっているのが現状である。しかしながら、体育学部カリキュラムの特色の一つが全学生に教員免許を取得する機会を与えている点であり、その特色が受験生確保の大きな要因になっていると考えられる。したがって、360～400 名という多くの学生が毎年教員免許状を取得しているのは大きな成果であるとする。
- ・90～98%と高い就職率を維持できていること、また、本学部の大きな教育目標である教員の養成では、教員採用試験の現役合格者数が年々増加していることは評価できる。
- ・学位授与の手続きが厳格に守られ、かつ学位授与率が高い比率を維持できているのは評価できる。

<健康福祉学部>

- ・卒業論文が必修化され、よりきめ細かな学習指導が行われるようになった。
- ・教員採用試験の合格者数、特に特別支援教育の分野は年々増加している。
- ・就職率が高い水準を維持できている。
- ・2010（平成 22）年度入学者の卒業率が前年度に比べて 15%近く改善している。

<スポーツ科学研究科>

- ・卒業生の進路から見て、前期課程では教育・医療機関・企業への就職の安定や後期課程への進学者数も安定していることから、高度専門職業人の育成という目標は概ね達成している。
- ・後期課程では、修了者の大半は高等教育関連に職を得ており、博士課程の主たる目的を果たしている。
- ・近年、国内外の学会で大学院生が優秀論文として表彰される機会が増えてきた。
- ・課程修了と学位授与は、「大阪体育大学学位規程」と「学位（修士）申請の要件と審査委員に関する申し合わせ」「学位（博士）申請の要件と審査委員に関する申し合わせ」に則り、明確に成文化された学位審査基準に則って厳正かつ適切に行われている。

②改善すべき事項

<大学全体>

- ・学生生活実態調査で、約 20%の学生が授業について行けないと答えており、「授業方法や教員の指導・助言が不十分である」とする者が 31.6%、「授業内容が高度すぎて理解できない科目が多い」とする者が 29.2%いたことは、教員の授業の内容や方法に大きな反省を促す結果である。
- ・カリキュラム委員会や教務委員会、FD 委員会、キャリア支援部等で、学習の成果について常に点検・評価する体制が整っているが、それらをまとめて、日常の教育活動に反映させる工夫が求められている。
- ・全体的な就職率は高い割合で維持されているが、体育学部ではスポーツ関係企業、健康福祉学部では福祉系企業や団体への就職者数の割合が低いのは、企業自体の厳しい現状

のもたらす結果ではあるが、本学教育の専門性からは残念な結果である。

<体育学部>

- ・学生生活実態調査で授業について行けない学生が20%程度いたことは、4年間で卒業できない学生が13%程度いることの大きな理由の一つだと考えられる。入試のあり方や入学後の学習指導も含めて早急な対応が求められている。本学は学習支援室を設置してこれらの学生への対応に当たっているが、教員の授業内容や方法についてもFD委員会等で検討する必要がある。
- ・2009(平成21)年度の4年生から発展科目の演習(ゼミ)の単位認定に「ゼミ研究レポート」の提出が義務化された。しかし、「卒業論文とゼミ研究レポートの区別が不明瞭である」「ゼミ研究レポートの質に対する教員間の格差が大きすぎる」等の問題は、いまだ改善されず、卒業論文演題数も、2009(平成21)年度は54題、2010(平成22)年度51題、2011(平成23)年度51題、2012(平成24)年度38題、そして2013(平成25)年度は42題と、やや減少気味である。

<健康福祉学部>

- ・社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験合格率が低率のまま推移している状況は、学部教育にとって大きな問題であり、早急に原因の究明と対応策の検討を図らなければならない。全国平均に近づける努力が必要である。
- ・学部の卒業率が低い状態が続いていることは、学部教育のあり方に大きな反省を求めるものである。

<スポーツ科学研究科>

- ・博士前期課程修了生で後期課程に進学する者の割合が少ない状況が続いている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<大学全体>

- ・学生の教育目標の達成度をより直接的に評価できる指標開発のためにカリキュラム委員会、FD委員会、教務委員会などで協議して進めていく。
- ・高い就職率を維持する中で、本学学生に希望の多い保健体育教員や特別支援学校教員、小学校教員の採用試験サポート対策を、教職員一体となってより充実させていく。卒業生で講師をしている学生への支援も一層充実させていく。

<体育学部>

- ・運動部の練習との兼ね合いでインターンシップを必修にするのが難しいコースもあるが、学生の教員以外の将来への視野を広げるためにも、運動部活動がオフになる期間を有効に活用するなどして、インターンシップに取り組む学生を増やしていく取組みをコースで検討する。
- ・保健体育教員免許取得に関わる講義科目では大人数の授業が続いている。新規教員の採用や若手教員を学内で養成するなどして、できるだけ授業規模を小さくし、授業の密度を高める取組みを大学として早急に検討する。

<健康福祉学部>

- ・卒業論文が必修化され、卒業率の向上等にその教育的効果も表れてきた。今後は、論文の質の向上や学部としての論文発表会の開催等の課題に取り組んでいく。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・2013（平成25）年度から博士の学位授与者は博士論文の全文をインターネットで公開することが義務付けられたため、その公開システムの構築に取り組む。

②改善すべき事項

＜大学全体＞

- ・授業内容が理解困難な学生に対しての指導の充実を図る必要がある。授業の理解を助ける方策や就職実現の方策としてこの学習支援室の更なる充実と学生への周知を行うことと担任制度、カウンセリングルームなどとの連携を強化し、なお一層の環境整備を行う。
- ・これ以上委員会を増やさない形で、各委員会や附置施設等の学習の成果を点検・評価する取組みを全体的に分析し、総合的な取組みにつなげる取組みについて、FD委員会で検討を始める。
- ・FD委員会の取組にとどまらず、大学全体として授業能力向上のための研修への参加を義務付ける等の取組みを早急に実施する。

＜体育学部＞

- ・コース教育の中で学生の意識を啓発し、ゼミ研究レポートにとどまらず卒業論文作成に目を向けさせる取組みを行う。

＜健康福祉学部＞

- ・社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験合格率を高めるため、ゼミを含めた学生の支援活動の内容を見直して、改善に取り組み、合格率をアップさせるように学部として取り組む。
- ・卒業率は、2010（平成22）年度入学生から大きくアップした。現在の取組みをより充実させることで、卒業率のさらなる向上につなげていく。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・現在、後期課程に論文指導担当者がいない人文科学・社会科学系の教員の補充に早急に取り組み、後期課程への学内進学者を増やしていく。

4. 根拠資料

- 4(4)-1(既出 4(3)-14). 大学ホームページ「情報公開」の「成績評価の方法」
- 4(4)-2(既出 4(1)-28). 学部・学科の退学者数
- 4(4)-3(既出 4(2)-18). 学生生活実態調査 平成24年度
- 4(4)-4. GPA平均
- 4(4)-5. 卒業論文数（体育学部）
- 4(4)-6(既出 2-14). 就職・大学院進学状況
- 4(4)-7. 教員採用試験 現役合格者数
- 4(4)-8. 小学校免許取得者数
- 4(4)-9(既出 4(2)-19). 国家試験合格率
- 4(4)-10(既出 1-25). 「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」
- 4(4)-11. 大学院生進路先一覧 2010～2013年度

- 4(4)-12. 大学院生の優秀論文等の表彰について
- 4(4)-13(既出 1-5). 大阪体育大学 学則
- 4(4)-14(既出 1-8). 大阪体育大学大学院学則
- 4(4)-15(既出 4(2)-11). 大阪体育大学 学則 第 14 条関係 別表 (1)
- 4(4)-16(既出 4(2)-6). 大阪体育大学 学則 第 14 条関係 別表 (2)
- 4(4)-17. 学位 (修士) 申請の要件と審査委員選出に関する申し合わせ
- 4(4)-18. 大阪体育大学大学院学位規程
- 4(4)-19. 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科修士及び博士の学位審査等取扱要綱
- 4(4)-20. 複数の筆頭著者による論文を関連論文として認めるための条件に関する申し合わせ
- 4(4)-21(既出 4(2)-15). 学位 (博士) 申請の要件と審査委員選出に関する申し合わせ

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか

<大学全体>

大学全体としての建学の精神と学是、教育目標である「体育・スポーツ及び健康福祉に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い見識を備える実践的、創造的な人材を養成し、国民の健康とスポーツ文化の向上に寄与すること」を学則上で明示し（資料5-1 p7）、また、本学のホームページ上で明示している（資料5-2）。そして、本学の「入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）」は、2011（平成23）年5月の大学評議会において「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に定めて（資料5-3）、ホームページ上で明示し（資料5-4）、オープンキャンパス、学内外で実施している保護者説明会や入試相談会においても説明をしている。

当該学部や研究科に入学するために修得しておくべき知識や能力、その基準等については、本学が実施する各種入試制度において定め、「学生募集要項」等に明示している（資料5-5、6、7）。また、障がいのある学生の受け入れ方針については、「学生募集要項」で必要なサポートについて受験時の個別相談を求めている。そして、2007（平成19）年度より障がい学生支援委員会を設け（資料5-8）、学内のバリアフリー化や要約筆記講習会の開催と講習修了者（学生）の障がい学生への派遣制度の整備などを行い、受験生、在学生の便宜を図っている（資料5-9）。

以上の学生の受け入れ方針にかかわる事項は、当該学部と研究科に設置された入試委員会および入試実施部会が検討・確認・検証し、当該学部教授会と研究科会議で審議している。

<体育学部>

体育学部では、「体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材の養成」を教育目標としている。また、スポーツ教育学科は「体育、スポーツを科学的に学び、的確な実践理論と指導法を身につけた、体育、スポーツの指導者の養成」、健康・スポーツマネジメント学科は「運動、スポーツ、レクリエーションの実践現場で必要とされる知識と技能を有する専門家や指導者の養成」を教育研究上の目的としている。

そして、本学部の入学者の受け入れ方針を明確に示すために、以下のような「入学者受け入れ方針」を定めている（資料5-3 p46）。

「体育・スポーツ・健康に関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材を養成することを教育の目標としており、入学者の受け入れ方針は次の通りである。

- (1) 本学の建学の精神と体育学部の教育の目標を理解し、学ぶ意志・意欲を有する学生
- (2) 体育学部での人材養成に必要な基礎的学力・技能を有する学生
- (3) 豊かな教養を修め、調和のとれた人格、社会に貢献する力、能動的・自立的行動力を伸ばさせようとする意志・意欲を有する学生」

また、以下に示す「入試種別アドミッションポリシー」を『大学入試ガイド』と『募集

要項』、ホームページに明示している（資料5-4）。

① A0入試

優れたスポーツ競技歴・競技力を有する受験生や、スポーツマインドに富み、大阪体育大学で教育活動、研究活動、社会活動等に積極的に参加する意欲の高い受験生を求めている。

② 推薦入試

スポーツに関心が高く、高い競技力を有していたり、大阪体育大学の教育内容に高い関心がある受験生を求めている。

③ 一般入試

高い学力を有し、かつ高等学校時代スポーツに親しんでおり、大阪体育大学で体育・スポーツ活動に参加できる能力を有する学生を求めている。

<健康福祉学部>

健康福祉学部では、2007（平成19）年6月から3年にわたって、全教員の参画による社会福祉学科会議やカリキュラム見直し委員会、教学委員会を通じて継続的に学部教育の見直しを行った。その結果、従来の体育・スポーツと福祉の融合のみならず、教育を加えて、それぞれのライフステージ（乳幼児の子育て支援から、少年・少女期、青年期、壮年期、高齢期）に応じた支援が行える福祉人材の養成を目指すこととなった。この見直しに伴い、従来の3コース制（社会福祉コース・精神保健福祉コース・福祉マネジメントコース）を廃止し、学生の多様な選択を可能にする履修モデル制へと移行することとなった。具体的には、社会福祉履修モデル、教育福祉履修モデル、スポーツ福祉履修モデルを設定し、従来の保健体育教員免許、福祉科教員免許に加えて、2009（平成21）年4月入学生から「特別支援学校教諭一種免許」の取得が可能となる課程の整備を行った。

これらの一連の改革を受けて、教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の作成がカリキュラム委員会を中心に検討され、2011（平成23）年2月、及び3月の教授会で検討され、5月の大学評議会で承認された。「入学者受け入れの方針」は、以下に示す通りである（資料5-3 p48）。

「社会で求められる幅広い教養を持ち、人間と社会に対する深い理解と洞察力を有し、スポーツ・教育・福祉に貢献できる専門性と実践力に富んだ人材の養成を目的としている。このため本学部では、次の資質と素養を持つ学生を求めている。

（1）豊かな教養

学問を修めるための基盤となる力、多角的に物事を思考・判断する幅広い学識

（2）専門的な知識・技能

スポーツ・教育・福祉に関する幅広い知識、スポーツ・教育・福祉に関する基本的技能と実践力、スポーツ・教育・福祉の特定領域における深い知識・技能

（4）調和のとれた人格

豊かな人間性、専門家としての自覚と誇りに裏付けられた倫理観、高い人権意識

（5）社会に貢献できる力

地域社会に貢献できる、人々の生きがいに貢献できる、健康づくりに貢献できる

（6）主体的に考え行動できる力

問題発見および解決能力、情報の収集・分析・伝達能力、コミュニケーション能力、キ

キャリア能力」

さらに、本学部の学生の受け入れ方針をより明確に示すために、以下に示す「入試種別アドミッションポリシー」を大学入試ガイドと募集要項、ホームページに明示している。

① A0入試

健康・福祉の分野に高い関心と学習意欲を持ち、福祉で大切なコミュニケーション能力が高く、大阪体育大学で社会的活動やボランティア活動等に積極的に参加する意欲の高い受験生を求めている。

② 推薦入試

健康・福祉に強い関心を持ち、かつ高いコミュニケーション能力と学力を有する受験生を求めている。

③ 一般入試

高い学力を有し、健康・福祉に関心のある受験生を求めている。

<スポーツ科学研究科>

スポーツ科学研究科においても教育の目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針について、大学ホームページ上に明示している。「入学者受け入れの方針」については、2011（平成23）年4月の研究科委員会で以下のような原案が決定され、5月の大学評議会において承認された（資料5-3 p49）。

「スポーツ科学に関する高度な知識を持ち実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者を育成することを教育研究の目標としており、入学者受け入れ方針は次のとおりである。

- （1）大学院への進学目的が明確な学生
- （2）大学院の教育研究の目標やシステムを理解し、活用できる学生
- （3）各専門分野に必要な基礎的知識・技能を有する学生

これらの方針は、大学ホームページに明示している。さらに、受験生には希望する指導教員との事前面談を進めており、希望する研究や習得能力と指導教員とのミスマッチが起らないように努めている。

（2）学生受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

<大学全体>

学生の募集は、本学における学習、学生生活、教養支援、就職状況等を広く受験生に伝えるため、大学案内、入試要項、入試相談会、オープンキャンパス、学内見学会、大学ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）など様々な媒体を通して情報を提供して行っている。さらに、教員による教育実習校訪問や高校スポーツ大会訪問において大学案内と入試要項を用いた説明等を行っている。また、本学クラブ活動見学や練習参加も本学を理解する機会となっている。

入学選抜に関しては、本学の建学の精神、基本方針、各学部のアドミッションポリシーに基づいて学生を受け入れるため、一般選抜、推薦選抜、A0選抜など特色ある入学者選抜制度を設けるとともに、公正かつ適切な選抜を行っている。また、スポーツ科学研究科においても「入学者受け入れの方針」に基づいて学生を受け入れるため、一般選抜、スポーツ

優秀者特別選抜、社会人・外国人特別選抜、外国人特別選抜により公正かつ適切な選抜を行っている。

入試に関する委員会としては、各学部、研究科委員会に、入試に関する重要事項を審議する入試委員会が設置されている。また、入学試験ごとに入試実施部会が設置されて、当該年度の入試実施に関する事項を審議している（資料5-10、11）。入試問題の作成は、入試実施部会において入学試験毎に入試出題作成委員会が組織され、それぞれの入試における学科試験の内容、実技・面接試験の採点方法などについて、あらかじめ確認をしている。

入学者選抜方法の適切性の確保は、以下のように行っている。

- ① 試験科目は、入学試験要項で示し、『入試ガイド』、大学ホームページ等で公表している。
- ② 合格者の判定は、入試委員会で判定資料に基づいて厳密に審議し、教授会に報告される。判定資料は氏名を除いた形で作成され、各試験科目の総合点により上位から順に合格を出しており、判定の公平性は確保されている
- ③ 種目別の実技試験においては、あらかじめ採点基準を定め、種目間に得点のバラツキが生じないように努めている。体力プロフィールテストでは、受験生の種目選択の判断資料とするため、あらかじめテスト毎の得点基準をホームページ等に公表し（資料5-12）、またテスト時に結果を受験生にも知らせることで公平性、透明性を確保している。
- ④ 面接試験、論文試験の採点は複数教員で行い、またあらかじめ統一した判定基準を確認し、文章にして明示することで、試験官によって得点に差異が出ないように努めている。
- ⑤ 入試問題は、入学試験終了後、問題・解答集を発行し、学外への公表を行っている（資料5-13）。

<体育学部>

体育学部では、前述の「入学者受入れの方針」に基づき、一般選抜、推薦選抜、AO選抜などの入学者選抜を行っている。本学部の「入学者受入れの方針」に適合する受験生を学力だけでなく、以下のような多様な選考方法によって公正かつ適正な入学者選抜を行っている。

- ① 一般選抜
一般入試A（体力重視型）と一般入試B（学力重視型）
- ② 推薦選抜
一般推薦入試A（実技重視型）、一般推薦入試B（総合型）、指定校推薦入試
- ③ AO選抜
タイプA（競技能力重視）、タイプB（健康・スポーツマネジメント学科：スポーツ関連活動歴と学科関連学問への学習意欲重視）、タイプC（本学卒業生の子女対象）、スポーツ特別AO（本学強化指定種目を対象とした競技能力重視）
- ④ 編入学選抜
- ⑤ 外国人選抜

各入学者選抜にはそれぞれ入試部会を設置しており、大学全体の項で述べたように入試における学科試験の内容、実技・面接試験の運営、採点方法や採点基準及び得点分布等に

ついて、入試終了後検討・チェックを行い、その適切性について入試委員会で確認する作業を行っている。

＜健康福祉学部＞

健康福祉学部は、前述の「入学者受入れの方針」に基づき、一般選抜、推薦選抜、A0選抜などの入学者選抜を行っている。本学部の「入学者受入れの方針」に適合する公正かつ適正に入学者選抜を行うため、以下のような多様な選考方法によって公正かつ適切な選抜を行ってきた。

① 一般選抜

② 推薦選抜

一般推薦入試、競技力優秀者推薦、指定校推薦入試、卒業生子女推薦

③ A0選抜

④ 社会人特別選抜

⑤ 編入学転入学選抜

入学者選抜の適切性については、大学全体の項で述べたような方法で実施している。また、入試制度については、入試委員会、関係部局、教授会でチェックする仕組みとなっており、定期的な検証システムが構築されている。

＜スポーツ科学研究科＞

本研究科の学生募集は、公式には大学院パンフレットや大学ホームページ、学生募集要項を通して行っている。また、学会・研究会等での案内や紹介ブースの設置、学内ではゼミナールや授業内での研究指導を通じて紹介している。学内外を問わず本研究科の受験を決意する場合は、指導を求める教員との事前面談を求めており、授業内容や指導方法に関する情報を十分に提示し、指導教員と受験生の関心分野や研究テーマにずれが生じないように配慮している。募集活動は、大学院広報委員会が大学院事務室と共に担い、必要に応じて研究科委員会にて随時審議・決定している。

入学者選抜は、前述の「入学者受入れの方針」に基づき、博士前期課程は一般選抜、スポーツ特別選抜、社会人・外国人特別選抜を、博士後期課程は一般選抜を行っている。入試の実施方針や運営、試験問題作成の指針、問題作成の基本的取り決め等を含む入試実施の原案は、入試委員会で議論され決定された後、最終的に研究科委員会での検討を経て決定している。可否については名前を伏せて一覧表で示し、総合点の高い順に研究科委員会で決定されている。入学者選抜の全てのプロセスは可視化され、透明性は確保されている。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

＜大学全体＞

両学部とも、教員数や施設の状況に鑑み、教育の質を十分に保証できる定員を設定している。そして、各入試方法での目標定員および入学手続き率を勘案し、適切な合格者を算出している。過去4年間平均の入学者定員比率は、体育学部が1.07倍、健康福祉学部が1.15倍であり、定員に対して適正な数の入学者を受け入れている。また、2014（平成26）年度の収容定員充足率は、体育学部が1.07倍、健康福祉学部が1.04倍となっており、在学者数は収容定員に基づき適切に管理している（大学基礎データ 表4）。

スポーツ科学研究科においても、教員数や施設の状態に鑑み、教育の質を十分に保証できる定員を設定している。そして、収容定員数に対して適切な入学者数と在学者数を受け入れ、管理している。

＜体育学部＞

2006（平成18）年4月に学部改組を行った際の学科構成およびカリキュラム編成をもとに適切な教員数を配置し、適切な定員を設置している。

収容定員に対する在籍学生数と入学者比率は以下のようにになっている。

体育学部の定員は480人で、各年度の入学者数と入学定員比率は、2011（平成23）年度528人1.10倍、2012（平成24）年度497人1.04倍、2013（平成25）年度516人1.08倍で、入学定員比率の平均は1.07倍であり定員管理は適切に行われている。それぞれの年度の入試においては、2,000～2,300人の受験生を確保しており、本学部が教育充実のために入学者数を適切に管理していることがわかる。また、収容定員と在籍学生数および収容定員充足率は、体育学部の定員1,920人（480名/年）に対し、2011（平成23）年度2,044人1.06倍、2012（平成24）年度2,043人1.06倍、2013（平成25）年度2,031人1.06倍となっており、4年間平均でも1.06倍と適正に管理されている（大学基礎データ 表4）。

＜健康福祉学部＞

入学者定員120名に対して、入学者数は2011（平成23）年度135名（1.13倍）、2012（平成24）年度132名（1.1倍）、2013（平成25）年度135名（1.13倍）となっている。過去3年間の平均は1.12倍となる。それぞれの年度の受験生数はおおむね400～500人を確保しており、健康福祉学部においても入学者数を適正に管理してきたことがわかる。その結果、在籍学生数は、2014（平成26）年5月1日現在、編入学生を加えた収容定員500名に対して521名（1.04倍）となっており、収容定員に基づき適切に管理されている（大学基礎データ 表4）。

＜スポーツ科学研究科＞

収容定員は、博士前期課程48人（1学年入学者24名）、博士後期課程18人（1学年入学者6名）であり、前期試験・後期試験の2回の入学者選抜試験のそれぞれ前後に実施される入試委員会において入学者数を管理している。過去5年間（2009（平成21）年度～2013（平成25）年度）の入学定員に対する入学者数比率は、平均1.03（博士前期課程0.98、博士後期課程1.10）である。また、2014（平成26）年度の在籍学生数は収容定員の0.97倍である（大学基礎データ 表4）。

（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

＜大学全体＞

2007（平成19）年に、入試実施体制の適切性を審議点検する特別委員会として、入試改革プロジェクト委員会（委員長：学長）が設置され、学生の受け入れ、入試制度に関わる諸問題が検討された（資料5-14）。

学生募集および入学者選抜実施における公正さと適正さについては、大学評議会にて各学部の選抜制度の確認を行うとともに、各学部において学部長を委員長とし、入試実施部会、関連部署からの委員で構成する入試委員会を設置し、また、個々の入試実施において

は、各入試部会で定期的に検証している。各学部の教授会においても定期的に検証し、議論している。

＜体育学部＞

本学部の求める学生像、出願基準、推薦基準は大学入試ガイド、募集要項にも示されており、入試委員会の下部組織として「入試検討部会」を設置して、各種の入試が終了するごとにこれらの項目について検証作業を行っている。また、次年度の入試要項を検討する際に、入試委員会の下部組織である「A0 入試実施部会」「推薦入試実施部会」「一般入試実施部会」から入試に関する課題や問題点を出し合い、検討資料としている。

＜健康福祉学部＞

学生募集及び選抜は、学部長を委員長とする入試委員会及び関係部局において厳正に検討、審議し、その結果に基づいて教授会に報告、学長の承認を得て公表する。また入試制度や選抜方法については、定期的に入試委員会、関係部局、教授会でチェックする仕組みとなっており、定期的な検証システムが構築されている。

＜スポーツ科学研究科＞

学生募集方法、入学者選抜方法及びその検証体制は、研究科委員会、入試委員会で、入試ごとに検証しているが、長期的な検証体制は整備されていない。

2. 点検・評価

●基準 5 の充足状況

学生の受け入れについては、各学部や研究科でアドミッションポリシーを策定し、大学ホームページ等で公表するとともに、公正かつ適切に入学者選抜を行って、収容定員に対する学生数を適正に管理していることなどから、同基準はおおむね充足されている。

① 効果が上がっている事項

＜大学全体＞

- ・学生の受け入れ方針の明示は、大学案内やホームページに加えて SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）（資料 5-15）を開始し、より広域的確に理解が広がっている。そして、各学部やスポーツ科学研究科のアドミッションポリシーは、オープンキャンパスや担当者による説明会などを通して、志願者と直接触れ合うことのできる機会を活かして説明することによって、入学者の理解が進んでいる。
- ・学生選抜の手法や評価の適切性・透明性を適切に管理することによって、収容定員数に対する適正な在学学生数を維持している。

＜体育学部＞

- ・体育学部は、安定的に受験者数を確保し、収容定員数を大きく上回ることなく、入学者を受け入れ続けている。
- ・適切な情報開示によって、入学後に選択するコースを受験時から決め、面接でその旨を主張する受験生が増えた。

＜健康福祉学部＞

- ・健康福祉学部は、安定的に受験者数を確保し、収容定員数を大きく上回ることなく、入学者を受け入れ続けている。そして、入試改革及び学部改革の成果として 2010（平成 22）年度 402 名、2011（平成 23）年度 403 名、2012（平成 24）年度 369 名、2013（平成

25) 年度 506 名、2014 (平成 26) 年度 509 名と、順調に志願者数が増加した。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・スポーツ科学研究科は、適切な情報開示に加えて受験生に希望指導教員との面談を進めていることもあって、安定的に受験者数と在籍学生数を確保できている。

② 改善すべき事項

＜大学全体＞

- ・「学位授与の方針」と「入学者受入れの方針」の整合性の検討と見直しを議論する時期に来ている。現在は、これらが機能して適切な受験生数や在学学生数に成果を上げている。しかし、今後、18 歳以下の人口減少などに伴う社会の大きな変化に備えて、また健康福祉学部の廃止と教育学部の新設という大学の変革期を迎えて、これまでの本学の歩みと今後の歩みを見据えたくえで入試制度について議論を進めて、本学が求める学生の確保に努める必要がある。

＜体育学部＞

- ・体育学部は、特に A0 入試と推薦入試の整合性を検討する必要がある。共に、競技力重視の入学選抜を行っているが、この数年でこれらの選抜方法間の入学学生の特長（特に競技力）に差が見られる。特に推薦入試において競技力の高い受験生を獲得できているかを検証し、各入試選抜のあり方について議論する必要がある。

＜健康福祉学部＞

- ・健康福祉学部は、大学基準協会の 2009 (平成 21) 年の認証評価において助言項目として指摘された「編入学定員」に対する編入学学生比率が低い。本来なら更なる改善が必要と思われるが、2014 (平成 26) 年度入試をもって健康福祉学部の入試は終了しており、2015 (平成 27) 年度からの学生募集は行われない。

＜スポーツ科学研究科＞

- ・スポーツ科学研究科は、全体的に安定して在学学生数を確保しているが、博士後期課程の受験者数と在学学生数、そして、博士前期課程の受験者数が減少傾向にある。これらの問題を含めて、長期的な視点で入試制度の改善・改革を図る委員会を研究科委員会の中に設置する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

＜大学全体＞

- ・これまで以上に受験生に対して「入学者受入れの方針」や入試選抜方法、学生生活、就職状況、研究活動、課外活動などの情報を明確かつ的確に伝えることに努める。具体的には、大学ホームページと共に関係部署が運営している SNS の活用を促進する。そして、公正かつ適切な学生募集および入学者選抜を行うとともに、収容定員数と同等の入学学生数と在籍学生数の確保に努めていく。

＜体育学部＞

- ・これまで通り、安定的に受験者数を確保し、収容定員数を大きく上回ることなく、入学者を受け入れ続けるよう努める。

- ・情報提供については、本学での学び、研究、地域貢献活動などの情報をより魅力的に伝えていくことに努める。特に、高校生が主に活用しているSNSツールでの情報提供を強化する。

<健康福祉学部>

- ・健康福祉学部は、すでに健康福祉学部の廃部が決定しており、新たな学生を受け入れることがないため将来に向けた発展方策は示すことができない。

<スポーツ科学研究科>

- ・スポーツ科学研究科は、これまでの情報開示や受験生とのコミュニケーションの強化を促進することによって、より安定的な受験生と在学学生数の確保に努める。

② 改善すべき事項

<大学全体>

- ・大学全体として「学位授与の方針」と「入学者受入れの方針」の整合性の検討と見直しの議論を始める。本学は、2015（平成27）年に開学50周年を迎え、60周年へ向けてのビジョン策定が進められている。そのビジョンに沿って「学位授与の方針」と「入学者受入れの方針」を再検討し、その整合性を再検討することによって、本学がこれから求める人材の確保に努める。

<体育学部>

- ・体育学部は、AO入試と推薦入試の「学位授与の方針」と「入学者受入れの方針」の整合性の検討と見直しの議論を早急に始める。特に、両入試で実施している競技力重視の入学選抜について、現在検討している大学のビジョンに沿って検討し、体育学部が求める人材の確保に努める。

<健康福祉学部>

- ・特になし。

<スポーツ科学研究科>

- ・長期的な視点で入試制度について検討する委員会を設置する。
- ・スポーツ科学研究科は、現在、ホームページと大学院パンフレットが主な情報提供ツールとなっている。今後は、学部が実施しているSNSの活用を検討する。また「学位授与の方針」と「入学者受入れの方針」の整合性の検討と見直しについて議論する。

4. 根拠資料

- 5-1(既出 1-5). 大阪体育大学 学則
- 5-2(既出 1-9). 大学ホームページ 「大学の教育研究上の目的」
- 5-3(既出 1-7). 大阪体育大学における教育充実のための取組方針
- 5-4. 大学ホームページ 「アドミッションポリシー」
- 5-5. 平成26年度 学生募集要項（体育学部・健康福祉学部）
- 5-6. 2014年度学生募集要項 大学院（博士前期課程）
- 5-7. 2014年度学生募集要項 大学院（博士後期課程）
- 5-8. 大阪体育大学障がい学生支援委員会規程
- 5-9. 現時点でのサポートの状況

- 5-10. 大阪体育大学体育学部入試委員会規程・入試委員会部会規程
- 5-11. 大阪体育大学健康福祉学部入試委員会規程・入試委員会部会規程
- 5-12. 大学ホームページ 「入試案内」
- 5-13. 平成 26 年度版 入試問題と解答（体育学部）
- 5-14. 入試改革プロジェクト特別委員会からの報告 2008.12.24
- 5-15. 大学ホームページ 「SNSリンク集」

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることが出来るように学生支援に関する方針を明確に定めているか

本学では「学生が学習や研究活動、スポーツ活動に専念し、安定した学生生活を送ることが出来るようにする」という方針のもと、学生支援を行ってきた。その達成のため、「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価報告書 2010」で、①学生の学習支援に取り組む、②経済状態が不安定な学生に対して安定させるための配慮を行う、③学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮を行う、④課外活動への支援を充実する、⑤進路選択への支援体制を整備する、という5つの具体的目標を設定している（資料 6-1 p107）。

そして、目標達成のための具体的方策を協議する委員会として、「教務委員会」「学生委員会」を両学部を設置し、学部共通の課題については、事務担当の教学部とともに大学全体で取り組む体制をとっている。また、学生の修学、生活の支援に関わる様々な委員会と附置施設を設置し、これらと連携しながら学生支援を行っている。

体育学部では、修学支援に関しては、「教務委員会規程」「学生委員会規程」を定めている。教務委員会では、主に①教育課程の運営に関する事項、②授業計画に関する事項などを取り扱っている（資料 6-2）。学生委員会は、主に①学生の福利・厚生に関する事項、②学生の奨学金制度及び奨学金に関する事項を取り扱っている（資料 6-3）。学生への支援体制はクラス担任制をとり、1・2年次は10～15名の学生を1クラスとして専任教員がクラス担任となり、3・4年次はゼミ担当教員が担任となっている。また、本学の特長としてクラブ指導教員が、クラブに所属している学生の修学指導を競技力向上委員会、運動部強化センターと連携を取り合いながら行っている点である。

担任は学生生活全般にわたる相談役であり、修学支援（履修指導など）はもとより、生活支援、進路支援などを行っている。

また、新入生オリエンテーションに引き続き、健康・スポーツマネジメント学科では宿泊オリエンテーションを実施し、学生と教員、学生同士といった大学での新たな人間関係を形成すると共に、学びの方向性を見定めることができるような支援も行っている。

健康福祉学部は、保健体育、福祉科の教員免許、特別支援学校教諭免許、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格、福祉レクリエーション・ワーカー資格、障害者スポーツ指導者資格等の資格取得を前提としたカリキュラムを実施し、これら資格取得を柱に修学支援を行ってきた。入学時のオリエンテーションでは、各資格の内容、その取得までの履修の流れをていねいに説明する時間枠を設け、年次ごとのキャリア支援プログラムへの参加を義務づけている。日常的には1年次の「基礎演習Ⅰ」、2年次の「基礎演習Ⅱ」においてクラス担任制を敷き、3・4年次はゼミ教員で、日常的な修学支援体制をとっている。また、専任教員全員が、シラバスにおいてオフィスアワーを明示し相談をうけつける体制をとっている。

修学支援に関しては、教務委員会を置き、「教務委員会規程」を定め、実施している（資料 6-4）。教務委員会は、前・後期開始からの一定時期に各講義の欠席調査を行い、問題を抱えていると思われる学生については各担任に連絡し、担任は面談等個別的な支援を実施している。学生の生活等の支援については、学生委員会を置き、「学生委員会規程」を定めて（資料 6-5）、体育学部と

同様の支援を行っている。その他個別的な履修に関する相談は、教学部が日常的に受け付けており、全学生に周知させている。事務組織としては、教学部に教務担当をおいて修学支援に関する窓口になっている。

スポーツ科学研究科では、学生への修学支援に対して、大学院スポーツ科学研究科担当教員で構成される大学院スポーツ科学研究科委員会のもと、学生の研究及び教育に関する事項を審議する研究教育委員会、学生の福利・厚生、奨学金、進路等の学生生活全般にわたる事項を審議する学生委員会が組織されている。(資料 6-6)

また、本研究科では、大学院事務室が、授業科目の履修、試験、成績、学籍、証明書等を含めた学修全般に関する事項を取り扱っている。休・退学等の学籍関係については、大学院事務室が担当窓口となり、学生の休・退学等の状況把握に努めている。

また、障害学生の修学支援については、障がい学生を受け入れて、大学全体の取組の中で修学支援を行う体制をとっている。

奨学金等の経済的支援の実施については、本学が定めた学内の奨学金制度と独立行政法人日本学生支援機構が募集する学外の奨学金制度がある。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

本学の修学支援は、「教務委員会」「学生委員会」を体育学部、健康福祉学部の両学部を設置し、両学部共通の課題については、事務担当の教学部とともに大学全体で取り組む体制をとっている。また、学生の修学支援が適切に行われるように、キャリア支援委員会・キャリア支援部、教職支援センター、学生相談室運営審議会・学生相談室・スポーツカウンセリングルーム、ハラスメントの防止等対策委員会、学習支援室運営委員会・学習支援室、生涯スポーツ実践研究センター運営委員会・生涯スポーツ実践研究センター、大阪体育大学診療所、運動部強化センター運営審議会・運動部強化センター等、様々な委員会と附置施設を設けている(資料 6-6)。そしてこれら委員会や附置施設の運営上の規程を定めて、相互に連携しながら学生支援を行える体制を整備し、修学支援に取り組んでいる。

本学の修学については、体育学部、健康福祉学部のそれぞれに「学科履修規程」を設け、1年間に取得できる単位数の上限を体育学部 48 単位、健康福祉学部 50・56 単位に定めて、適切に管理をしている。(資料 6-7、8)。また、大阪体育大学学則第 38 条第 6 号に「当該年度に履修した授業科目につき 15 単位以上を修得できない者は、除籍する」との規定を設けて、学習の不足する学生に厳しく対応してきたが(資料 6-9)、体育学部は 2013 (平成 25) 年度入学生から、健康福祉学部は 2014 (平成 26) 年度入学生から、次のとおり改訂し、修学にむけてよりきめ細かく対応することにした。

< 1 年次生についての取扱 >

- ① 1 年次終了時に 15 単位未修得の場合、教務委員会が当該学生を呼び出し、「除籍警告」を行う。(警告の際、3 年次への進級条件の説明を含めた指導を行う。) 同時に保証人あてに「除籍警告書」を送付する。
- ② 学生からは、本人と保証人連署の「誓約書」の提出を求める。
- ③ 呼び出しや「誓約書」提出に応じない場合は、学則の規定に則り除籍手続を進める。

< 2 年次生についての取扱 >

- ① 1 年次生と同様に上記①、②、③のとおり取扱う。

② 3年次への進級条件を設定し、進級の可否判断を行う。

具体的には、「2年次終了時に30単位以上を修得している」こととする。(誓約書が提出されていても、30単位以上修得していなければ3年次への進級は出来ない。)

③ 2年次のコース・ゼミ選択は全員を対象に行う。

④ 前期成績により進級条件クリアが厳しいことが予想される学生には、教務委員会が面接指導を行う。

<3年次生についての取扱>

① 1年次生と同様に上記①、②、③のとおり取扱う。

<4年次生についての取扱>

① 15単位未修得による除籍規定の適用は、原則として行わない。

1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

<体育学部>

体育学部における卒業率は、2007(平成19)年度入学生は86.1%、2008(平成20)年度生は88.3%、2009(平成21)年度生は85.2%、2010(平成22)年度生は85.4%であった。また、留年率は、2010(平成22)年度は3.7%、2011(平成23)年度2.1%、2012(平成24)年度2.7%、2013(平成25)年度2.5%であった。また退学者は、2010(平成22)年度は65名(3.16%)、2011(平成23)年度38名(1.86%)、2012(平成24)年度54名(2.64%)、2013(平成25)年度27名(1.33%)であった。なお、入学後進路変更を希望し退学する学生は僅かである。(資料6-10)

<健康福祉学部>

健康福祉学部における留年者は、2010(平成22)年は21名(4.1%)、2011(平成23)年は28名(5.4%)、2012(平成24)年は19名(3.6%)、2013(平成25)年13名(2.5%)と5%以下で推移し、休学者は2010(平成22)年8名(1.6%)、2011(平成23)年は8名(1.5%)、2012(平成24)年は2名(0.04%)、2013(平成25)年0名と減少している。退学・除籍者は、2013(平成25)年10名(2.7%)である。卒業率は、一時低下(退学率の増加)がみられたが、最近年には好転している(資料6-10)。

2) 補習・補充教育の実施

修学上問題がある学生のサポートについては、GPAによる成績状況の把握に加えて、「出席状況調査」や「修得単位調査」を通して修学上問題がある学生をできるだけ早期に発見し、クラス・ゼミ担任からの呼び出しや電話連絡を行って、相談・指導をできるだけ早期に行えるよう努めている。また、成績を保護者に郵便で通知することで、保護者とも一体となった対応ができる体制をとっている。

補習・補充教育に関する支援体制については、本学は、「大阪体育大学学習支援室規程」(資料6-11 p183)に基づき、学生の基礎学力および学士力の向上を目的とし、2009(平成21)年10月より学習支援室(以下支援室)を設置し、学修支援と教育改善に関する組織的取組を実施している。支援室の開室時間は、午前9時から午後5時15分までであり、その間、主任とチューターが指導に当たっている。チューターは6名の本学非常勤講師が曜日・時限ごとに分担を決め業務を担当している。利用者は週におよそ300人から400人である。(資料6-12 p111)

学習支援室の業務には、主として、①基礎学力向上の取り組みと、②学力上位層への学習支援の二つがある。①基礎学力向上の取り組みとしては、(1)課題送付と対面型授業を織り交ぜた新

入生対象の入学前指導、(2)習熟度別クラス編成のためのプレースメントテストの実施、(3)英語の補習授業(週70人程度)、(4)基礎教養科目に関わる個別指導(週100人程度)などがある。また、②学力上位層への学習支援としては、(1)日本語アカデミックライティング力の向上指導(週2名程度)、(2)大学院進学希望者のための英語指導(週1～5名程度)、(3)公務員試験対策講座の実施(週100名程度)、(4)教員採用試験や公務員試験のための個別指導(週50名程度)などを行っている(資料6-12 p110)。

また、健康福祉学部の担任制による「基礎演習Ⅰ」は、大学教育の導入的学習と位置づけ基礎学力の補充となる学習も実施している。

スポーツ科学研究科では研究助手制度を採用している。各博士後期課程論文担当教員に1名の研究助手が配置され、学生の研究活動のサポート等を行っている。

3) 障がい学生に対する修学支援の実施

本学には、スポーツに関心を持つ障がいを持った学生が毎年のように入学している。本学は、これら学生の修学を支援するため、「障がい学生支援委員会」を設置している(資料6-13)。具体的な取組みとしては、施設のバリアフリー化の推進、ノートテイク講習会の実施、有償ボランティア制度の創設等の取組を行っている(資料6-14)。

その他、発達障害をはじめメンタル面や家庭環境に問題を抱えている学生に対しては、教学部長を学生支援の責任者として、教務委員や学生委員などの学生支援担当者が学生相談室・カウンセリングルームの専門の資格をもったカウンセラーと連携して対応している。

4) 奨学金等の経済的支援の実施

本学の学生が利用できる奨学金は、日本学生支援機構や各自治体などの学外奨学金と、本学が設けた学内奨学金の2種類に分けられる。学内奨学金は、スポーツ優秀者に対する「スポーツ奨学金」と家計急変者に対する「緊急奨学金(貸与)」、入学試験の成績優秀者と2年次生以上の成績優秀者を対象とした「学業成績優秀者奨学金」、大学院生を対象とした「研究奨学金」である。2013(平成25)年の奨学金受給者は、学外奨学金が1,583名、学内奨学金が126名となっている(資料6-15)。

また、東日本大震災(2011(平成23)年)に際しては、実家が被災した学生に支援を実施した。

各種奨学金の取扱い事務は学生支援担当が行っており、学内奨学金については「大阪体育大学奨学金支給要項」「大阪体育大学緊急奨学金規程」を基に(資料6-16)、「スポーツ奨学金」については競技力向上委員会で、「緊急奨学金」は緊急奨学金委員会で、受給者の決定をしている。新入生の「学業成績優秀者奨学金」は、入学試験成績優秀者を対象として、両学部入試委員会で決定をしている。「研究奨学金」は、「大学院研究奨学金制度の選考基準」に則って学業成績と研究能力の優れた学生に月5万円を返還の義務を課すことなしに支給するもので(資料6-2 p409)、博士前期課程は各学年5名、博士後期課程は各学年3名に支給されている。また、学外奨学金の内「特に優れた業績による返還免除候補者(日本学生支援機構第一種大学院奨学生)の推薦学内選考に関する規程」及び選考基準を設け、大学院学生委員会で審議して決定している(資料6-17)。

その他、授業料の納付については分納や延納を認めることで、家計が苦しい家庭の支援を行っている。

5) 課外活動の支援の実施

体育系大学である本学は、課外活動も大学教育の重要な柱として位置づけている。2013(平成25)年度の大学公認の団体数は42団体で、これらの団体に参加している学生の割合は約70%に

達する（資料 6-18 p39, 40）。全ての課外活動部は学友会に所属し、学友会は「大阪体育大学学友会会則」に則って運営されている。会長は会員（学生）から選出され、基本的には学生の自主的な自治組織として運営されている（資料 6-19）。運営の助言や指導は、学生委員会学友会部会が行っている。全ての課外活動部には専任教員を部長とすることが義務づけられており（資料 6-19 p99）、あらゆる段階で教職員の指導や助言が受けられる体制となっている。定例の会議の他、年に1度、学友会役員、クラブ主将・主務、クラス（ゼミ）代表者などと、学長や教職員が宿泊を伴うリーダー研修会を通じて、意見交換を行っている。

また、運動部活動の重要性に関する全学的な認識から強化指定クラブを定め、その種目を専門とする専任教員が指導・強化に当たっている。強化指定クラブは、法人理事長を委員長とする「運動部強化センター運営審議会」（資料 6-20）と教員組織である「競技力向上委員会」（資料 6-21）が統括し、支援を行っている。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか

本学では、在学する学生の生活や学修上の悩み等に対応するため、「学生相談・カウンセリングルーム」を設置して支援に当たっている。また、「大学評議会規程」第10条に基づき、本学学生の健康管理を総合的に推進するため、健康管理委員会を設置し（資料 6-22）、「大阪体育大学診療所」や「大阪体育大学トレーニング科学センター」と連携しながら、学生の健康管理を行っている。

その他、隔年で後期授業開始時期に、学生全員を対象に「学生生活実態調査」を実施し、学生の生活実態の把握が進んできた（資料 6-23）。調査結果を生かして、具体的な生活支援の課題が把握できつつある。

1) 身体の健康支援

毎年、4月はじめのオリエンテーションを実施する時期に健康診断が実施され、全学生の健康状態について把握がなされている。また、全学生を対象に体力テストが実施され、4年間の体力変化が追跡されている。その結果は、大学紀要に報告されるとともに、教育活動やクラブ活動に活かされている（資料 6-24 p129-142）。

また、本学では学内に診療所があり、二次検査を行ったり継続的な治療を受けたりすることも可能である。学生が教育研究活動中に被った災害については、「学生教育研究災害障害保険」で対応しており、保険対象外の災害については「大阪体育大学教育後援会」が助成している（資料 6-25）。また、麻疹対策として新入生に対して全員抗体検査を実施している。病気や怪我の治療だけでなく、社会福祉実習や精神保健福祉実習、教育実習、介護体験等実習に取り組む学生たちには、感染症にかかっていないかのチェックが義務づけられており、本学において診療所の果たす役割は大きい。診療所の運営は、法人が法人規程の中に「大阪体育大学診療所規程」を設け、大学と協力して運営に当たっている（資料 6-26）。

また、クラブ活動を中心にスポーツに取り組む学生が多数を占める本学においては、学生の体力づくりに対する関心は高く、トレーニング、リハビリも含めて「アスレティックトレーニングルーム」の果たしている役割は大きい。トレーニングルームには専属のストレングス・コンディショニングトレーナーとアスレティックトレーナーが常時配置されて、学生の相談や指導に応じ、学生トレーナーの養成に当たっている。本学は、「トレーニング科学センター規程」を設けて、これの適切な運営に当たっている（資料 6-11 p180）。

その他では、学生委員会を中心としたマナーアップ委員会により、喫煙マナー、交通安全マナーなど向上のための取り組みを前期と後期の開始時に各1週間行っている。また学生委員会と学友会が共同開催するAED講習会には各クラブ・同好会より学生責任者が出席し、緊急事態に備え実施訓練を行っている。

2) 心の健康支援

精神的な健康を維持していくための支援については、「学生相談室・スポーツカウンセリングルーム」を中心に、教職員がそれぞれの立場で学生への支援を行っている。カウンセリングルームにはインターカーを配置し、学内教員を含む6名のカウンセラーが月曜日から土曜日まで、交代で終日入室して学生の相談に応じている。主な活動内容は、以下の通りである。①相談活動（関連機関との連携の強化。週6日開室）、②スクリーニングテストの実施。重篤事例の早期発見、③教育・啓発活動（新生入生に対するガイダンス、教育セミナー）、④実践活動（競技力向上のためのチームへのサポート）、⑤調査・研究活動（学生の精神健康度に関する理解）である。

相談件数は年々増加しており、相談内容も多様化・複雑化・深刻化の傾向にあり、年度末に実施している学生相談室運営審議会には学長をはじめ学部長や学科長、教学部長など多数が出席し、そこでの活動報告や議論を通じた点検・評価を基に、本学における心の健康に関わる学生支援の在り方が検討されている（資料6-27）。

3) ハラスメント防止

本学は、「大阪体育大学ハラスメントの防止等に関する規程」の中で（資料6-28）、ハラスメントの防止及び排除のための措置やハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して必要な事項を定めて、本学の教職員及び学生等の教育、研究または就労、就学における環境等を保護することに努めている。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションの際にハラスメントについての講義を実施している。

本学がハラスメントの防止等に関する規程で定めている主な内容は、①セクシャルハラスメント、②パワーハラスメント、③アカデミックハラスメントについてであり、全学の相談窓口を学生相談室・スポーツカウンセリングルーム及び教学部に、部局等からの相談窓口を各部局において対応している。学生からの相談に対応すべく、「ハラスメントの防止のために」というリーフレットを配布して意識を高め、自分自身や友人がハラスメントだと感じるような言動に出会った場合には、教職員から選ばれたハラスメント相談員を訪ねるよう働きかけている。相談員は、学生等からハラスメントに関する相談を受けた場合、ハラスメント防止等専門委員会とも連携して、相談者の了解を得たうえで解決のために必要な調査や調停など、その解決に向けたサポートを実施している。

なお、「大阪体育大学ハラスメントの防止等専門委員会規程」は、2013（平成25）年5月に改正され、調査・調停委員会の委員長には、外部の法律専門家等を当てることとなった（資料6-29）。

（4）学生の進路支援は適切に行われているか

本学は、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」の中で、就職力を高めることを重点目標の一つにあげ、5つの達成目標・20の行動目標を掲げて、全学あげて取り組んできた。重点目標は、①教員・公務員試験の現役合格者の増大、②健康・スポーツ関連企業への就職者数の増大、③社会福祉士・精神保健福祉士国家試験合格率全国平均の達成、④大体大力を積極的に打ち出した企業への就職の支援、④就職率95%以上の安定的確保である。

その目標の達成に向かって行われている大阪体育大学の進路支援は、体育学部と健康福祉学部の両学部から選ばれた教員で構成する「キャリア支援委員会」および各学部はその部会を設置し、事務組織であるキャリア支援部と協力してキャリア支援プログラムを作成し運営している。両学部のキャリア支援プログラムは、講義、各種ガイダンス、キャリアカウンセリング、各種スキルアップのための講座などにより、1年次より段階を追って、就職への意識づけと希望の就職実現へ向けたプログラムを配置している（資料 6-30 p4, 5）。

また、インターンシップは、体育学部ではスポーツ教育学科「体育科教育コース」、健康・スポーツマネジメント学科「スポーツマネジメントコース」では必修科目として、スポーツ教育学科「コーチ教育コース」「スポーツ心理・カウンセリングコース」、健康・スポーツマネジメント学科「アスレティックトレーニングコース」「健康スポーツコース」では選択科目として設けられており、体育学部全体の履修生の数は、2012（平成 24）年度で 383 名にのぼっている。健康福祉学部では、特別支援学校インターンシップの他、社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得に関わる現場実習が行われている。

その他、学生たちが自主的な活動として年間を通して学校現場に出向き授業やクラス運営、クラブ活動等のサポート活動に取り組んでいる「スクール・サポーター」は、2010（平成 22）年に国際的な女性経営者の組織である国際ソロプチミスト大阪から優れた取り組みとして認定され、活動に対する助成金をいただきながら活動を継続している（資料 6-31）。2012（平成 24）年度は 74 名、2013（平成 25）年度は 96 名の学生が登録し、教職支援センターなどのサポートを受けながら活動を続けている。

学生のキャリア支援に関する機関および教職員組織としては、キャリア支援センター（専任スタッフ 6 名）を中心に、教職支援センター（専任スタッフ 5 名）、学習支援室、キャリア支援委員会、教職課程委員会が設置されている。これらの機関等が互いに連携し、個々の学生の希望や適性に配慮しながら、きめ細かい指導や支援を展開している。併せて、学士課程カリキュラムの中に、2～3 年次生を対象にした自由科目「キャリアセミナー A・B・C・D（健康福祉学部は A・D）」と体育学部 3 年次生を対象とした「インターンシップ」を置き、所定の成績評価を受けた学生には単位を認定している。

学生に提供されている主なキャリア支援プログラムは、全新入生を対象とした進路ガイダンスを皮切りに、2 年次のグループ面談（全学生）、3 年次の個別面談（全学生）などであり、全学生に対してキャリア指導を継続的に実施している。併せて、3～4 年次には、公務員講座、教員試験対策講座、企業研究など、年 103 回の学内セミナーを実施し、参加者は 1787 名である（2013（平成 25）年度実績）。さらに学生のキャリア意識の涵養や進路選択の動機づけをより一層図るために、1～3 年次の全学生（参加率約 90%）を対象とした「キャリアフェスタ」（短期集中講座）を全学的な教職員組織によって企画・実施している（資料 6-32）。学生のキャリア支援に資するため「キャリアハンドブック」を作成し、全学生に対して毎年度、配布している（資料 6-31）。さらに年間 10 数回、各地で開催される保護者会においても、就職活動に関する多様な情報を積極的に提供し、相談に応じている。

一方、2009（平成 21）年度から 3 年間にわたり、文部科学省の「学生教育・支援推進事業」の補助金を受けて、「教職を志す体育・健康福祉学部学生への総合的就職支援体制の確立」をめざす事業に取り組んだ。そこでは、キャリアウィーク（資料 6-33）とし、単なる就職活動スキルにとどまらず、意識づけ、基礎学力を含む社会人としての基礎力形成を図るプログラムが用意された。

また、学生に自ら考え、文章にするという主体的取り組みを促すため、キャリア計画ノート、毎時間の学習記録、学習点検ノートを学生に作成させた。この事業は、文部科学省から「S」（目標に沿った取組が実施されており当該目標を十分に達成している）として評定された。これらの事業の大部分は、補助金対象期間の終了後も継続して行われている。

これらの取組の結果として本学学生の就職率は毎年95%前後の高い就職率であり、特に本学学生に希望者の多い教員、公務員の現役合格者数は、2011（平成23）年以降、全国体育系大学・学部でトップクラスの成績を残すことができた（資料6-34 p45）。

スポーツ科学研究科では、4月の新入生オリエンテーションの際に、キャリア支援部によるガイダンスが行われている。また、恒常的な就職支援はキャリア支援部の他に、学生委員会がその任にあっている。委員長は大学（学部）のキャリア支援委員会の委員も兼任しており、学部生を対象とした学内の各種セミナー・面談等を大学院生も受講できるよう学部間との調整にあっている。また、指導教員が個別に相談に乗り、個人的なネットワークを通じて就職を斡旋するケースもみられる。その他、大学庶務部が大学・研究所等の公募案内を掲示したり、直接的に学生に情報提供を行うこともある。このように、キャリア支援部、学生委員会、指導教員および大学院事務室による包括的な支援がなされている。

学生の就職状況では、前期課程の大学院生は教育機関または企業に就職するか、進学するケースが大半で、後期課程の大学院生は、ほぼ教育機関へと就職し、自らの専門性を活かして研究職に就いている（資料6-35）。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

それぞれの学部と研究科の委員会と附置施設、教職員が連携し、学習支援、心身の健康管理、障がい者支援、課外活動支援等々のさまざまな学生支援を行っている。また、実態調査を実施し、学生の現状を把握し、学生支援にフィードバックできるようにしているなどから、おおむね同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

- ・修学支援では、前期・後期ごとに各1回、体育学部では非常勤を含む全教員に対して、健康福祉学部では必修科目と担任制をとっている科目に対し、教学部より出欠調査を依頼し、その結果を各クラス担当教員に通知することで、問題状況の早期発見とその後の支援に結びつけている。
- ・生活支援・進路支援については、基礎演習・専門演習によるゼミ単位の対応および、全教員によるオフィスアワーの設定、キャリア支援部による支援により、手厚い体制作りが行われている。
- ・進路指導では、キャリア支援センターおよび教職支援センターの両センターの設置と、専任スタッフの充実により、2～3年次の全学生を対象として、グループ面談および個別面談を全面的に実施できるようになった。その結果、スタッフと学生とが直接面談する中で、個々の学生の希望や個性を個別に把握し、その後の継続的な進路支援に取り組むことができるようになった。
- ・本学の事業「教職を志す体育・健康福祉学部学生への総合的就職支援体制の確立」が文部科学省の「学生教育・支援推進事業」の補助金を受けたうえ、その評価結果「S」（目標に沿った取

組が実施されており当該目標を十分に達成している)として評定された。

そして、評定理由として、「キャリア計画ノート」「毎時間の学習記録」「学習点検ノート」を学生にさせている点が挙げられ、学生の主体的取り組みを促すものとして高く評価されている。

- ・教員をめざす学生たちの自主的な活動として行われている「スクール・サポーター」の取り組みが、国際ソロプチミストから優れた活動として認定されるとともに、学生たちの現場実習の貴重な機会として機能している。
- ・それらの取組の結果、本学の学生に希望の多い教員や公務員への就職者数が、2012（平成24）年以降、全国の体育系大学・学部で1・2を争うような実績を残すことができた。
- ・学習支援室、学生相談・スポーツカウンセリಂಗールーム、トレーニング科学センター、診療所などの附置機関が、それぞれの専門性を活かしながら相互に連携し、学生の進路支援や健康管理に当たる体制が整備されている。
- ・健康診断や体力測定、診療所による二次的診断や継続的治療、災害傷害保険や教育後援会によるサポートなど、学生の健康の保持・増進への対応は適切に行われている。
- ・障がい学生の受入れについては、規程の整備、サポート体制の整備が進み、本学の場合、特にスポーツを志す学生の受け皿となりつつある。
- ・課外活動の支援については学友会、競技力向上委員会、運動部強化センター審議会を中心に、適切に行われている。

② 改善すべき事項

- ・体育学部では、3・4年次のゼミ担当教員がクラス担任の機能を果たしているが、1・2年次のクラス担任制については、十分に機能しているとは言いがたい。
- ・健康福祉学部では、2年次の担任による基礎演習Ⅱは、学習効果を高めるため6名の教員によるオムニバス形式の授業としているため、各学生は担任との日常的なかわりが薄く、この点の改善が必要である。
- ・運動部強化が、多くの大学で経営戦略的視点から行われる状況のもとで、これまでの強化方法では今以上の強化は難しく、抜本的な運動部強化戦略の見直しが必要である。
- ・スポーツ科学研究科においては、学生委員会が設置され、学生サポートは一步前進したが、規程の改正が遅れている。
- ・ソフトの整備に加えて、校舎の新設・改築時にバリアフリー化をすすめているが、車いす使用学生がまだ十分活用できない教室、設備もあり、その整備が必要である。
- ・学生に対する進路支援の形態が、かつての就職斡旋型の就職指導から、幅広いキャリア形成支援やキャリア教育へと変わりつつある。一方で、大学は今、教育の質が問われるようになり、就職実績も大学教育の成果として認識されるようになってきた。将来の大学淘汰の時代を控え、旧来の進路支援の理念やあり方だけでは、4年間を通じた進路支援や幅広いキャリア形成支援に十分な対応が難しくなろうとしている。今後は、中長期的な視点に立って、大学の進路支援の在り方や理念を根本的に見直し、改めて再定義することが望まれる。
- ・キャリア教育を専門とする教員がいない。専門的背景のない教員が持ち回りで委員を務める体制では、今後のさらなる体制充実化に向けて限界がある。
- ・個人カードを紙媒体として作成しているが、他の学生支援や就学支援と並行した指導の充実を考えると、将来的には電子化し、他の学生情報等とクロスさせて活用できるようにすることが

望ましい。

- ・スポーツ科学研究科では、2011（平成23）年度以降、前期課程の大学院生は就職先が未定の学生はいないものの、専門性を活かした就職が実現できるよう、早い時期からキャリア教育を実施することが求められている。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- ・キャリア支援センター、教職支援センター、学習支援室の各機関、および関係委員会どうしの連携を図り、相互のシナジー効果を従前以上に高められるよう、制度の改革や委員会の設置等について検討する。
- ・現在の高い就職率、教員採用試験の現役合格者数、公務員試験の合格者数を今後とも維持するとともに、健康づくり関連の企業への就職も含めてより広い視野で自らの将来を考えることができるように、キャリア支援の活動を今後とも、一層充実させていく。
- ・「スクール・サポーター」の活動を今後とも支援するなどして、学生たちの教員になりたいという希望をかなえるサポート活動をより充実させる。
- ・身体障がいの学生の支援に関しては、規程の整備やサポート体制はかなり進んできたが、聴覚障がい、視覚障がいの学生への支援はまだ十分でないことが多い。今後とも、障がい学生支援委員会や学生委員会を中心に、必要なサポートを進めていく。

② 改善すべき事項

- ・体育学部においては、1・2年次クラス担任制について2011（平成23）年10月に「クラス担任制度検討部会」が設置された。部会で検討された結果、担任制度の大幅な見直しや拡充は行わず現行の制度を基本的に踏襲する旨確認された。今後は細部についての見直しを進め、制度をより充実させる方向で取り組む。
- ・健康福祉学部においては、学年ごとの担任制の活用を教員間で徹底するとともに、授業担当者との連携を勧め、教員全体で大学方針の更なる徹底を図っていく。
- ・運動部強化については、大阪体育大学の特色を活かした運動部強化の位置づけと強化戦略を策定し、積極的に取り組む。また運動部を指導する教員の世代交代については、定年退職をする教員の後任として、実技系若手教員の積極的な採用を実施しており、今後も計画的に取り組む。
- ・本学のキャリア支援やキャリア教育の理念や全体像について再定義し、それを全教職員及び全学生が共有できる仕組みを検討する。
- ・今後ますます必要となる広義のキャリア教育を指導できる専任の教員を任用することを検討する。
- ・キャリアカードを電子化し、他の学生関連情報と共有する方途について検討する。
- ・クラブの所属学生への進路支援について、各クラブ単位に適切に対応方法を変えるなど、より丁寧な進路指導の在り方について検討する。
- ・スポーツ科学研究科では、包括的な就職支援を実施するため、キャリア支援部、学生委員会、指導教員および大学院事務室による連携をより一層密にしていく。
- ・前期課程の大学院生を対象とした大学院独自の就職支援について、新入生オリエンテーション以外に機会を設ける必要性および実施可能性を検討する。

- ・身体障がいのある学生に対する学内設備については、2012（平成24）年から計画され、2014（平成26）年3月に新設した第6体育館は館前に車いす用駐車場（2台）があり、入り口は横開き自動ドアである。また館内はバリアフリーでエレベーター及び車いす利用者対応トイレが各階に備えてある。教室を含めて、今後とも一層施設のバリアフリー化を進めていく。

4. 根拠資料

- 6-1(既出 1-22). 大阪体育大学の現状と課題「自己点検・評価年次報告書 2010」
- 6-2. 大阪体育大学体育学部教務委員会規程
- 6-3. 大阪体育大学体育学部学生委員会規程
- 6-4. 大阪体育大学健康福祉学部教務委員会規程
- 6-5. 大阪体育大学健康福祉学部学生委員会規程
- 6-6(既出 3-8). 組織図
- 6-7(既出 4(3)-3). 大阪体育大学体育学部学科目履修規程
- 6-8(既出 4(3)-4). 大阪体育大学健康福祉学部学科目履修規程
- 6-9(既出 1-5). 大阪体育大学 学則
- 6-10(既出 4(1)-28). 学部・学科の退学者数
- 6-11(既出 2-4). IV 図書館及び附置施設等
- 6-12(既出 4(2)-3). 大阪体育大学紀要 第44巻
- 6-13(既出 5-8). 大阪体育大学障がい学生支援委員会規程
- 6-14(既出 5-9). 現時点でのサポートの状況
- 6-15. 奨学金給付・貸与状況
- 6-16. 大阪体育大学奨学金支給要項・緊急奨学金規程
- 6-17. 特に優れた業績による返還免除候補者（日本学生支援機構第一種大学院奨学生）の推薦
学内選考に関する規程
- 6-18. 学生生活ガイドブック 2013
- 6-19. 大阪体育大学学友会会則
- 6-20(既出 3-27). 運動部強化センター運営審議会規程
- 6-21(既出 3-28). 大阪体育大学競技力向上委員会規程
- 6-22. 大阪体育大学健康管理委員会規程
- 6-23(既出 4(2)-18). 学生生活実態調査 平成24年度
- 6-24. 大阪体育大学紀要 第45巻
- 6-25. 大阪体育大学教育後援会会則
- 6-26. 大阪体育大学診療所規程
- 6-27. 学生相談室・スポーツカウンセリングルーム運営審議会（報告会）（平成25年度）
- 6-28. 大阪体育大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 6-29. 大阪体育大学ハラスメントの防止等専門委員会規程
- 6-30. 「キャリアハンドブック」2014
- 6-31. 「国際ソロプチミスト SI 大阪一りんくうΣクラブ 支援金贈呈式」(平成22～25年度)
- 6-32(既出 4(2)-12). キャリアフェスタ（平成25年度）
- 6-33. 「大学教育・学生支援推進事業」（学生支援推進プログラム） 教職を志す体育・健康福

祉学部学生への総合的就職支援体制の確立 最終報告書（平成 21～23 年度）P19～35

6-34(既出 1-26). 第 3 回外部評価委員会資料

6-35(既出 4(4)-11). 大学院生進路先一覧 2010～2013 年度

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

本学は、体育・スポーツや健康、福祉に関する研究活動を通じて、教育、スポーツ、健康、福祉の発展に寄与することを重要なミッションとして、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成19年度～22年度）」及び「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」に示された施設・設備の整備方針に基づいて、教育研究環境の整備を進めている。

平成19年度～22年度の中期計画に示された施設・設備は、以下のようなものである。（資料7-1 p14）

- ① 陸上競技場第3種公認更新工事
- ② 陸上、サッカー、ラグビースタンドの建設
- ③ OUHS中央棟建設追加工事
- ④ 多目的体育館の建設
- ⑤ 室内野球練習場の建設
- ⑥ 学内緑化、美化の格段の推進
- ⑦ OUHS中央棟建設に伴う既存棟改修工事の計画的実行
- ⑧ 体育館、ロッカールーム等、既存施設の改修及び管理システムの整備
- ⑨ 屋内プールや新教育棟の建設についての検討

これらの計画は、継続的な取組みが必要な⑥～⑧を除けば計画通りに遂行された。そして、継続的な取組みが必要な計画に加えて、2011（平成23）年度～2014（平成26）年度の中期計画においては、

以下の計画が加えられた（資料7-2 p23）。

- ① 大学事務のIT化の推進
- ② プール・多目的体育館の建設
- ③ 新教育棟建設計画、資金計画の策定
- ④ 大学院教育研究環境の改善（大学院生の自習室等を含む研究環境の整備）
- ⑤ スポーツ施設の整備、中長期の施設整備計画の策定（体育館・グラウンドの補修）
- ⑥ 消防設備改修、AEDの設置

これらの計画に基づき、第6体育館（プール・多目的体育館）が2014（平成26）年3月に完成した。新教育棟の建設についても、飽和状態にある大規模教室の対策として、650名収容可能な大教室等の建設を2016（平成28）年の完成を目指して、法人と施設検討委員会が具体的な施設整備計画を策定した（資料7-3）。⑤の既存のスポーツ施設の計画的な整備改修、中長期の施設整備計画は、現在、法人と施設委員会が中心となって検討中である。

本学では、2003（平成15）年に健康福祉学部が開設され、福祉教育が本学教育の柱の一つとなっている。そのため、大学の規程の中に「大阪体育大学障がい学生支援委員会規程」を設け、障がい学生の修学支援に取り組んできた（資料7-4）。2007（平成19）年に建設された中央棟は、バス道路を挟んでエレベーターが設置され健康福祉学部校舎から車椅子移動が可能のように造られた陸橋（プロムナード）でつながれている。また、第6体育館は、

館前に車いす用駐車場（2台）があり、入り口は横開き自動ドアである。また館内はバリアフリーでエレベーター及び車いす利用者対応トイレを各階に備えるなど、バリアフリー化を前提とした施設づくりが行われた。施設・設備のバリアフリー化は、既存教室棟でもエレベーターやスロープ、障がい者用トイレの設置など段階的に進めているが、体育館等については費用の面で難しさがあり、車いす利用者には十分なバリアフリー化がなされていない。

（2）十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

本学は大阪府泉南郡熊取町に位置し、JR 阪和線「熊取駅」からバスで13分の高台にある。2014（平成26）年5月1日現在の校地等総面積は179,444㎡、校舎延面積は24,187㎡であり、校地面積は、学部・大学院の学生一人当たり69.8㎡であり、大学設置基準第7条の10㎡という基準を十分に上回っている。校舎面積も大学設置基準第37条の2に規定する校舎面積15,878㎡を十分に上回っている（大学基礎データ 表5）。各講義室・演習室には冷暖房設備やAV機器が完備されているが、施設・設備の老朽化、安全対策に伴う改修作業、AV機器の老朽化やICT環境整備に伴う買い替えが順次行われている。

本学では、施設・設備等の環境整備は、大学全体及び両学部、スポーツ科学研究科に設置された施設検討委員会が中心となって、法人事務局（施設担当）と連携しながら中長期の施設建設計画と毎年の事業計画を作成し、大学評議会の審議・承認を得て実施に移されている。施設検討委員会は、①教育に関する施設、②研究に関する施設、③福利・厚生に関する施設、④競技力向上に関する施設、⑤学園又は学園が設置する学校との共有の施設、⑥その他の施設など、本学の施設全般について審議する委員会であり、教育研究等環境整備を施設・設備面から推進する中心的委員会である（資料7-5）。

1）教室の稼働率等について

教室の整備・充実は年々進んでおり、良好な環境が出来上がりつつある。体育学部では大規模教室の稼働率が77.2%と運用に余裕がない状態であり、大規模教室の建設が求められている。また、少人数教育の推進により、小規模授業に対応する教室も不足している。健康福祉学部の教育課程の特長は総合教育科目（教養・情報・コミュニケーション・健康）、専門教育科目（専門基礎・応用・発展・応用科目）および自由科目の科目区分のなかでの講義・実技・実習・演習という多様な授業形態と、コース別（2年次より）の選択方法および少人数教育にある。そのような授業形態に対応する講義室の実質的な稼働率は小教室では52.9%程度である。また、必修講義科目では受講者数が130人を超えている場合が多く、その受講者数に対応できる中教室は2教室のみであるが、実質稼働率は62.1%程度で効率よく稼働している。しかし、基礎演習・専門演習（2～4年次配当）は学年別に同一の曜日時限で開設しており、演習室だけでは室数が足りないため、小教室（可動式机）も利用して授業を行っている。（資料7-6）。

2）実験・実習等の施設・設備について

実験・実習室は、体育学部にはスポーツ医学実験室、顕微鏡室、試料分析室、生理学実験室、生化学実験室、冷温実験室、動物実験室（実験室、洗浄室、飼育室）、総合実験室などのスポーツ医学・生理学・栄養学関係実験室群、画像分析室、バイオメカニクス実験室などのバイオメカニクス関係実験室群、社会調査室、社会調査データ処理室などのスポー

ツ社会科学実験室群、スポーツ心理学実験室、コーチ学実験室、視聴覚実験室が設置されている。

健康福祉学部には、調理実習とベッド介助実習のための実習室、模擬面接室、近隣の障がい児のための教育相談を通して特別支援教育を行うための特別支援教育演習室が設置され、2011（平成23）年度からスポーツ福祉演習室が増設された。

大学院棟には、R棟及びB棟の一部に、演習室が6室、学生自習室が12室用意され、実験室には、学部実験室の共用利用を基本に、健康科学実験室、スポーツ医学実験室、運動科学実験室、社会科学実験室が整備されている（資料7-7）。

3) スポーツ施設について

体育・スポーツの専門大学という特性から、スポーツ施設は適切に整備されている。グラウンドには第3種公認陸上競技場・同スタンド・レクチャールーム、サッカー場（人工芝）・同スタンド・レクチャールーム、国際ラグビーボード公認人工芝ラグビー場・同スタンド、多目的グラウンド（ソフトボール、アメリカンフットボール等利用）、屋内・外ハンドボールコート、テニスコート（人工芝コート8面）、屋内野球練習場があり、総面積は51,058㎡である。

体育館は5つあり、第1体育館は延面積2,883㎡、第2体育館は延面積1,188㎡、第3体育館は延面積4,226㎡、第4体育館は延面積1,357㎡、第5体育館は延面積1,192㎡である。また、バリアフリー化した汎用性の高い多目的体育館と屋内温水プール（延面積3,810㎡）は2014（平成26）年度に第6体育館として建設され、授業やクラブ活動、健康福祉学部を中心とした地域貢献活動に活用されている（資料7-8）。

さらに、体力測定システムや多種多様なトレーニングマシンを完備したアスレティックトレーニングルームが整備されており、授業やクラブ活動、学生トレーナーなどの研修のために活発に活用されている。トレーニングルームの総面積は1,230㎡である。体育・スポーツの専門大学という特性から、診療所、トレーニング科学センター、アスレティックトレーニングルーム等の有機的連携システムが構築され、学生アスリートのサポートはもちろん、アスレティックトレーニングコースのトレーナー志望学生の実習教育施設として利用されている。トレーニング科学センター、アスレティックトレーニングルームにはストレングス・コンディショニングトレーナーとアスレティックトレーナーが常時配置されて、学生の助言や指導、学生トレーナーの養成に携わっている。

4) 管理棟及びキャンパスアメニティ施設について

2007（平成19）年に建てられたOUHS中央棟は、本部事務機能と図書・情報処理センター機能を配置し、既存棟をバリアフリーで繋ぐ陸橋（スカイプロムナード）で接続し、延床面積5,896㎡の建物として整備された。その中には、教職・一般企業就職を志望する本学学生・卒業生等の支援のための教職支援センターとキャリア支援センターが設置されている。また、OUHS中央棟から0号館1階に入試部が移転し、健康福祉学部の調理実習やベッド介助実習室、模擬面接室などが整備された。

学生のキャンパス・アメニティに関する環境としては（資料7-9 p5,6）、OUHSセミナーハウスの1階にセミナーハウス学生ホールとヤマザキYショップが完備されている。また、N号館1階にはOUHS HALLと食堂が、C号館1階に学生ホール（レストラン）、給品部、コピーサービスコーナー、キャッシュコーナーが、P号館1階にも学生ホールが2か所が完備さ

れて、学生に利用されている。また、OUHS セミナーハウスは指導者用宿泊室 4 室、宿泊室 32 室（宿泊定員 160 人）、ミーティングルーム・会議室（5 室、収容定員 126 名）、シャワールーム、ランドリー設備等を完備しており、学生の合宿や教員の研修、学外団体の合宿・研修等に利用されている。学生が使用する男子更衣室、女子更衣室、シャワールームが第 3 体育館 1 階と P 号館 1 階・地階に整備されている。また、トイレについては学内の要所に身障者用トイレが完備されている。

以上のように、本学の校地及び校舎面積は、大学設置基準等の法令上の基準を十分に満たしており、バリアフリー化の一層の推進という課題は残るものの、運動場等を含めて施設・設備は教育研究活動のために適切に整備されている。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

図書館は、「大阪体育大学図書館規則」第 3 条に示すように、教育・研究上必要な図書及びその他の資料を収集・提供することにより、教育・研究及び学習活動に資するとともに、学術の発展に寄与することを目的として運営業務を行い、図書館で提供しているサービスを利用して、迅速かつ幅広い資料収集を通して利用者の情報リテラシーの向上に務めている（資料 7-10 p161）。

図書館は、OUHS 中央棟の 4・5 階にあり、閲覧室の座席数は 286（資料 7-11）、4 階は開架閲覧室・グループ学習室・オープン端末席・集密書架で延床面積は 1,534 m²であり、4 階図書館から繋がる 5 階は個別閲覧室と閲覧席・集密書架（洋書専用）で延床面積は 288 m²である。加えて、書庫 2,158 m²が D 号館にある。図書館の蔵書数は 2014（平成 26）年で、和書 137,775 冊と洋書 45,314 冊と教育・学習用資料を中心に収集し利用者サービスを行っている（資料 7-12）。2009（平成 21）年度より図書館運営業務の一部を（株）丸善にアウトソーシング（外部委託）していたが、2012（平成 24）年度より図書館運営業務を（株）丸善に全面委託し、図書館運営業務を実施している。また、2009（平成 21）年度から、専任スタッフ（事務長）11 名、委託スタッフ 7 名で業務を行ってきたが、2010（平成 22）年度から、委託スタッフを 7 名から 8 名に増員した。スタッフは全員司書資格を有し、各業務に経験者を配置している。蔵書検索性用パソコン 5 台、自習用のパソコン 90 台が図書館に設置されている。開館時間は、平日 9:00～20:00、土曜 9:00～15:00（8・3 月は、平日 9:00～17:00、土曜 9:00～13:00）の時間帯で開館してきたが、2010（平成 22）年度から土曜日の開館時間を 2 時間延長し 17:00 までとしている。2013（平成 25）年度の延べ利用者数は 11 万人程度で推移している（資料 7-13）。

2008（平成 20）年度から熊取町立熊取図書館と連携協力し、閲覧・複写等の利用と図書の相互貸借が可能（資料の貸出と契約により制約されている電子ジャーナルは除く）となり、学内利用者と同様のサービスを提供している。

本図書館は、図書館システム CARIN により資料の登録を行っており、学内外を問わず Web 上で OPAC による蔵書検索が可能である。2009（平成 21）年度からは国立情報学研究所の ILL 文献複写等料金相殺サービスを開始し、2013（平成 25）年度では、文献複写依頼件数 515 件、受付件数 1,093 件となっている。また、2010（平成 22）年度に図書館システムを更新し、図書館ホームページのリニューアルに伴い、蔵書・雑誌の検索・予約がオンラインで行え、2013（平成 25）年度より、学術認証フェデレーションを利用し、学外から電

子ジャーナルへのアクセス利用が可能になった。

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

教育研究環境の整備に関する方針は「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度）」に大体大力を高めるための 9 の方針、18 の達成目標として示されている（資料 7-2）。この方針に基づき、教育研究に関する方法や規程、運営面に関する環境整備はカリキュラム委員会、教務委員会、研究委員会などの関連委員会が中心となって検討している。

学生サービスの充実のため、全学的に学生の出席確認やレポート提出などの機能を備えた e ポートフォリオを 2012（平成 24）年度から導入し、履修登録、教員の成績入力や成績発表も 2013（平成 25）年度から Web 上の Campusmate ポータルサイトでの運用を開始している。また、学内無線 LAN を設置し、メールシステムを UNIPROVE/CW から Google Apps へ変更し、教学関係の作業の利便性を高め、効率化に務めている。学生による授業評価も、担当教員がリフレクションペーパーを提出し Web 上で公開する FD 活動が実施されている。一方、2009（平成 21）年度から学生の基礎学力をサポートする目的で設置している学習支援室では、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで開室し、常時主任が在室しその他 6 人のチューターと来室者に対応し指導を行っている（資料 7-14）。

1）研究専念時間の設定等、教員の研究機会の保障

全教員の研究室には、冷暖房の完備した個室（15 m²～16 m²）が与えられており、学内 LAN に接続した端末も全ての研究室に設置されている。体育学部では、2005（平成 17）年度に実験室に関する問題点や改善点を知ることが目的として「実験室の利用状況に関する調査」を行い、2008（平成 20）年度からの完全実施に向けての研究室・実験室の再配置を行なった。なお、大学院担当教員は全員学部と兼任であるため、上記の研究室を使用している。教務補佐、実習助手、大学院研究助手は、資料整理室や実習指導室を数名で共同使用する場合や、実験室の一部を使用しており、十分に準備されていない状態である。また、運動部担当教員の前倒し人事等のために教員研究室が飽和状態にあり、早急な対応が必要である。

専任教員は、週 4 日以上、かつ 6 コマの授業を 30 週行うことが義務づけられている（年間平均毎週授業時間数 13.3±3.3 時間）（資料 7-15）。

本学での研究費は、予算委員会において学部ごとの予算配分を決め、教授会の承認を得て執行される。各学部の教員の研究費については、研究委員会が毎年各教員から提出される研究計画書に基づき配分している。各教員は、申請額 20 万円以下の A 申請と 20-100 万円以下の B 申請のどちらかの基礎研究費に申請する。B 申請は、各教員の研究業績による業績点と科学研究費補助金への応募状況を学内審査し、その結果で分配率が決定される。また、体育学部では、併せて 300 万円以下の特別備品の申請ができる。B 申請と特別備品の申請には 3 年以内に研究成果の報告が義務づけられている。

スポーツ科学研究科においては、学部の研究予算に加えて、博士前期課程担当者に基礎配分として教員一人当たり 17 万円と、博士前期課程の大学院生一人当たり 13 万円の研究費が支給されている。さらに博士後期課程担当者には、基礎配分として 24.5 万円、論文担当者には 33 万円に加えて、後期課程大学院生一人当たり 18 万円の研究費が支給されている。

2012(平成24)年より、特色あるプロジェクト研究を推進するための特別予算を設定し、学内研究プロジェクトを推進している(資料7-16)。また、特色ある研究プロジェクトの推進のため、教員間の情報交換を促す教員談話会が実施されている。

本学の研究旅費は、国内出張と海外出張の二つの旅費規程によって執行されている。海外出張の場合は、体育大学の特殊性に鑑み、海外研究旅費と海外スポーツ研究旅費に分かれている。学術研究は「体育学部海外研究出張規程」と「健康福祉学部海外研究出張規程」、在外スポーツ研究旅費は「体育学部海外スポーツ出張規程」と「健康福祉学部在外スポーツ出張規程」に従って研究委員会で審議され、教授会の承認によって執行される(資料7-17、18)。大学院スポーツ科学研究科の研究旅費も学部規程が適用されている。

① 国内研究旅費：

両学部の専任教員は職位や研究分野に関係なく、学会や研修会・調査研究等の国内出張旅費は、原則として年間1人あたり、上限7万円×5回の研究旅費が支給される。ただし、5回の中の1回のみ、必要書類を提出することで、7万円を超える研究旅費が支給される。また、上記の基準に満たない近隣への研究出張には、調査研究として年間合計5万円を上限に支給される(資料7-19)。大学院スポーツ科学研究科では、国内研究旅費を研究予算に申請した場合に限り、大学院スポーツ科学研究科の研究費を調査出張旅費に当てることができる(博士前期課程担当者の基礎配分を上限とする)。

② 海外研究旅費・海外スポーツ研究旅費・在外研究旅費：

専任教員は職位や研究分野に関係なく出張を申請できる。さらに、61日以上滞在する海外については在外研究員規程に則り、在外研究員の申請があれば、1人に付き上限200万円+往復旅費を上限として支給される。これらは、研究委員会で審議され、教授会の承認によって執行される(資料7-20)。

2) ティーチング・アシスタント(TA)等の人的支援

体育学部では、2つの学科にある6つのコース及び教育実習と野外実習の担当として13名の教務補佐を配置している。主に、授業時の配付資料の印刷、インターンシップ、教育実習などの受け入れ先との調整の補助、教室のAV機器のセッティングの準備、出席票の配付・回収・整理などの業務を担当し、担当教員の支援体制を整えている。それ以外に、大学共通の組織として、教養教育センターに1名、情報処理センターに2名、トレーニング科学センターには教務補佐2名の他、研究員2名、ストレングス&コンディショニング専門スタッフ1名、ATルームには専門スタッフ2名、そして生涯スポーツ実践研究センターに研究員1名が配置されている。また、講義科目で受講生が200名以上、実技科目で受講生が60名以上の多人数授業では、TAを置くことができ、教育補助業務を担うことにより、教育環境の向上を図っている。2014(平成26)年度では、前期・後期・通年の8つの科目に延べ10名のTAの配置が行われた(大学基礎データ表2)。

健康福祉学部には教育実習・教育相談担当の教務補佐が3名配属されている。また、社会福祉援助技術現場実習、精神保健福祉援助実習の支援体制として、実習指導室を設置し、2名の実習助手を配属している。また、健康福祉学部の特徴として、点字資料作成ソフトの整備(2011(平成23)年度)や、ノートテイカーの配置・養成講習を実施している。

スポーツ科学研究科には、2012(平成24)年には11名、2013(平成25)年には9名の研究助手が配置され、学生・教員の研究活動等のサポートを行っている(大学基礎データ

表 2)。

3) 国際交流等

国際交流については、記念式典への参加のような単発のものや競技を通じた交流、単に国際交流についての方針を示すだけではなく、具体的な国際交流の推進と成果が望まれている。スポーツ科学研究科では、2008（平成20）年度より研究・教育の国際交流や複数教員による教育・研究プロジェクトの推進のため、大学院の海外学術交流・総合研究事業が実施され、2010（平成22）年度以降も活発に行われている（資料7-16, 21, 22, 23, 24）。外国人客員教授を迎え、大学院生も参加する国際共同研究も盛んに行われている。これらのプロジェクト研究がきっかけとなり、教員グループでのプロジェクト研究や国際共同研究プロジェクト、日本学術振興会の科学研究補助金や国際交流事業の申請・採択数や、地域交流社会貢献事業と受託研究事業の増加につながっている。

また、2010（平成22）年度より、優れた研究に対する表彰制度の制定のため、博士前期課程の優れた学位論文を表彰する学長表彰制度が始まった。また、国内・外での大学院生の学会発表に助成される教育後援会の教育助成費が2009（平成21）年度に認められ、海外学会発表には3万円、国内学会発表には1万円（2014（平成26）年度現在）が助成される制度が設けられている。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

本学には「研究倫理審査委員会規程」があり、本学教員が「ヒト」を対象とした研究を実施する際に研究の対象となる者の固有の権利を確保し、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもとで研究が計画され実施されるよう審査している（資料7-25）。委員会は本学の体育学部、健康福祉学部及びスポーツ科学研究科の教員と事務職員で構成されている。医師免許を有する専任教員が必ず構成員となり、委員会には男女両性の委員が含まれるようにしている。また、必要に応じて学長が指名する者を委員として加えることができる。申請された計画の内容に応じて、委員会を招集し開催する場合と書類審査とする場合を委員長が判断するよう規定している。委員長が書類審査とした場合でも、委員会の構成員が委員会開催を必要と考えた場合には委員会を開催できる。委員会での審議結果は学長に文書で報告され、審査申請者には学長より研究計画の審議結果が通知される。2008（平成20）年7月には、動物実験並びに実験動物の飼養及び保管等を適正に実施する事を目的として、「大阪体育大学動物実験規則」が整備され、「ヒト」を対象とした研究倫理審査委員会とは別に、動物実験審査委員会が組織された（資料7-26）。

上記の審査委員会において承認を得た研究計画書は、2011（平成23）年度は「ヒト」に関わるもの31件、「動物」に関わるもの6件、2012（平成24）年度は「ヒト」に関わるもの41件、「動物」に関わるもの7件、2013（平成25）年度は「ヒト」に関わるもの29件、「動物」に関わるもの2件、2014（平成26）年度は6月20日現在、「ヒト」に関わるもの15件、「動物」に関わるもの7件となっている。

研究者倫理（研究費の不正使用、論文の改竄・剽窃等々）については、2014（平成26）年度から説明会を行ない、大学ホームページにも公開して、注意喚起に努めている（資料7-27）。また、ヒトを扱う研究においては、研究者自身が験者・被験者の不慮の事故などに対応できるようにするために、一次救命救急に関する知識編と実技編の講習会を開催して

いる。

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

「大阪体育大学の中期の目標と計画」に基づいて、大学の施設・設備が関係委員会を中心に計画的に整備が進められており、校地・校舎をはじめとする施設・設備が大学設置基準を十分に満たしていることや、図書館や学術情報サービスが適切に機能していること、さらには教育研究を支援する環境や条件が適切に整備されていることなどから、同基準はおおむね充足されている。

① 効果が上がっている事項

- ・「大阪体育大学の中期の目標と計画」に基づき、施設・設備の整備については、中央棟の建設、第6体育館の建設、陸上競技場やサッカーグラウンド等のスタンド建設、施設のバリアフリー化の推進等、概ね計画通りに整備されてきている。
- ・2012（平成24）年度のeポートフォリオの導入等により、出席確認及び授業の振り返りなどについて教員と学生が双方向のやりとりをするなど、教育の質の向上に寄与している。
- ・2010（平成22）年度より学長賞（優秀論文賞）による博士前期課程の修士論文の評価を制度化し、大学院生への研究発表の助成制度が設けられた結果、大学院生の学会発表が活性化し、国内・外の学会で学会賞・奨励賞を受賞する研究成果が報告されている（資料7-28）。
- ・大学院の海外学術交流・総合研究事業によって、国際交流協定を結んでいる中国の西安体育学院との研究発表交流や体力測定に関する共同研究、カナダのウエスタン大学との共同研究や講演（日本とカナダにおける高齢者の健康・体力づくり）が実施されている。また、国際陸上競技連盟やフィンランドユバスキュラ大学、フランスのマルセイユ大学との国際共同研究や国際シンポジウム（フィンランドと世界各国の体育・スポーツに関する教育と研究）が実施され、国際学術交流事業が推進されている。
- ・2010（平成22）年度より図書館システム
- ・更新し、図書館ホームページのリニューアルを行い、Web上から希望資料の申請、新着資料の通知登録、各個人の貸出・予約状況、貸出履歴の確認等ができるようになり利便性が高まった。また、各種お知らせ・利用案内・蔵書検索・電子資料利用等ポータルサイトとしてのコンテンツ拡充にも努めている。開館時間の延長による来館者も増加し成果を上げている。
- ・研究者倫理（研究費の不正使用、論文の改竄・剽窃等々）について、説明会を行ない注意喚起に努めるとともに、大学ホームページで公表している。
- ・研究者自身が、被験者の命を守るために一次救命救急に関する知識編と実技編の講習会を開催している。

②改善すべき事項

- ・体育学部では学生数の増加や少人数教育の推進に伴う小教室の不足が続き、逆に健康福祉学部では中教室が不足している。体育施設の使用頻度の高さと相まって学生の履修に配慮した時間割編成を困難にしており、中長期的な施設建設の計画の策定とその推進が

求められる。

- ・学生食堂について、2012（平成24）年度実施の「学生生活実態調査」において、メニューの改善、混雑緩和の要望が数多く寄せられており、メニューや席数等の改善などの増改築が必要である。
- ・体育館等の既存施設でバリアフリー化が進んでいない。
- ・増築スペース不足や退官予定教員の後任の前倒し人事などによる研究室の飽和状態が続く、助手、教務補佐の部屋や大学院自習室及び演習室にしわ寄せがきており、改善すべき事案として挙げられる。
- ・スポーツ競技施設や講義室近くだけでなく、ヒトを対象とした測定を行う実験系演習室の近くに、万一の事態が発生した際の一次救命救急に対応するための自動体外式除細動器（aed）の設置が望まれる。
- ・大学院生の在籍者の増加に伴い、毎年、院生の自習室の割り振りが調整され、大学院担当教員の研究室と離れた教室に自習室が設けられることも多く、院生の自習室等を含む研究環境の整備が必要な状況が続いている。
- ・外部研究資金や科学研究費を獲得するための支援体制としては、大学庶務部に研究支援担当部署が設置され、研究助成募集の情報の教員への提供や申請時の事務手続きを支援する体制が整備された。しかしながら、科学研究費の申請件数・採択件数は2011（平成23）年をピークに減少し伸び悩んでいる。外部研究資金を獲得した教員の負担軽減措置や個人研究奨励費の支援、優れた研究に対する表彰制度など優遇策を講じ研究の活性化が求められる。
- ・大学院との兼任、カリキュラムやその他の要因により教員のコマ数に偏りが生じ、7コマ以上の授業数を強いられている教員もいる。更に委員会活動、管理・運營業務や、運動部指導と、教員間の業務格差について十分に検討できていない。教員の持ちコマ数や研究専念時間の確保の観点からも教員間の業務格差に関する改善が求められる。
- ・本学には研究者倫理（研究費の不正使用、論文の改竄・剽窃等々）の規程の整備が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・Campusmate ポータルサイトの周知・利用を推進し、より迅速かつ効果的な情報提供手段となるようPRに努める。さらに、学内教務関係のシステムのIT化に伴い、情報環境を利用できる者とできない者との間で情報格差が生じることが考えられる。関連授業科目や附置センターでのサポートだけでなく、講習会やeラーニングなど情報リテラシーを高める方策によって、ICTの活用による情報格差が生じないようにする。
- ・提携校との国際交流の推進として、カナダ・ウェスタン大学での語学研修留学プログラムに関する交流協定を結び、短期海外留学プログラムを、留学補助のサポートを含め検討している。
- ・蔵書や電子ジャーナルの検索システムのWeb環境が整備され、今後の発展的方策として、学術雑誌の電子化・多様化に伴い、学内の電子ジャーナルの利用動向などの定期的な調査を行い、不要雑誌と新規購読雑誌を選別し、本学の学術的専門性を活かしたコンテン

ツ拡充を検討し、適時契約形態を見直すなど戦略的な方策が重要となる。

- ・2013（平成 25）年以降に博士の学位を授与された博士論文は、研究機関がその知的生産物を電子的形態で集積し保存・公開する必要がある、同様に、紀要など大学が発行する学術資料にメタデータ（目録情報）を付して電子化して行く必要がある。本学でも学術情報サービスについて、関連委員会が電子アーカイブシステム（機関リポジトリ等）について検討し、2015（平成 27）年度までに整備を急ぐ必要がある。

②改善すべき事項

- ・新しい施設の建設だけでなく、既存施設のバリアフリー化を含めた改修を計画的に進めていく。
- ・大教室・中教室の建設計画と食堂の増築は検討されているが、新たな小教室等の増設計画は検討されていない。今後、演習室・小教室（60～90 人程度収容）の増設計画を、施設検討委員会を中心に検討を進める。
- ・講義、スポーツ施設の耐震・消防設備改修や AED の設置が進められているが、研究施設・設備の耐震・安全確保の対策や AED の設置は進んでいない。施設検討委員会で耐震対策と A E D の設置について検討する。
- ・教員の教育・研究の支援のために、授業で使うコンテンツの作成の支援やコンテンツ作成に最適な方法の案内や、eラーニングシステムの利用について実践的かつ具体的な方法を案内する個別相談を常時受け付けるコンテンツアドバイザーの配置や、研究機器の高度化・専門化に伴う実験実習や測定技術指導・管理体制を構築し、体育・スポーツ科学の実験実習・測定支援業務を担う技術者の配置について検討する。
- ・教員の授業数の偏りや委員会活動、管理・運營業務や、運動部指導と、教員間の業務格差について調査し、各種委員会の統合や会議の効率化を図る方法、負担度を勘案した研究時間確保への適切な対応を検討する。
- ・科学研究費や外部研究資金の獲得の増加に伴う教員の負担軽減措置（受講生数に関係なく授業の T A による支援、個人研究奨励費の支援、優れた研究に対する表彰制度など優遇策）について検討し、研究の活性化を図る。
- ・研究者倫理（研究費の不正使用、論文の改竄・剽窃等々）の規程の整備を研究倫理審査委員会で検討し、2015（平成 27）年度から規程に明記する。

4. 根拠資料

- 7-1(既出 1-24). 「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 19 年度～22 年度）」
- 7-2(既出 1-25). 「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度）」
- 7-3. 施設検討委員会 資料
- 7-4(既出 5-8). 大阪体育大学障がい学生支援委員会規程
- 7-5. 大阪体育大学施設検討委員会規程
- 7-6. 講義室・演習室使用状況
- 7-7. 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模
- 7-8. 平成 26 年度（建物）一覧
- 7-9(既出 6-18). 学生生活ガイドブック 2013

- 7-10(既出 2-4). IV 図書館及び附置施設等
- 7-11. 学生閲覧室数
- 7-12. 図書・資料の所蔵数及び受け入れ状況
- 7-13. 図書館利用状況
- 7-14(既出 4(2)-3). 大阪体育大学紀要 第 44 巻
- 7-15. 教員個別票
- 7-16. 平成 26 年度特別予算計画調書の提出について
- 7-17(既出 3-18、23). 体育学部海外研究出張規程・健康福祉学部海外研究出張規程
- 7-18(既出 3-19、24). 体育学部海外スポーツ出張規程・健康福祉学部在外スポーツ出張規程
- 7-19(既出 3-30). 旅費と経費 申請・使用ハンドブック 2014
- 7-20(既出 3-17、22). 体育学部在外研究員規程・健康福祉学部在外研究員規程
- 7-21. 大阪体育大学・西安体育学院大学院学術交流報告書
- 7-22. 西安体育学院・大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科特別企画
大学院若手研究者ジョイントミーティング報告書大学院学術交流報告書
- 7-23. 台湾国立体育大学・大阪体育大学大学院国際研究交流会報告書
- 7-24. フィンランドと世界各国の体育・スポーツに関する教育と研究
～大阪体育大学スポーツ科学研究科国際シンポジウム報告書～
- 7-25. 大阪体育大学研究倫理審査委員会規程
- 7-26. 大阪体育大学動物実験委員会規程
- 7-27. 大学ホームページ「情報公開」の「その他－研究倫理指針」
- 7-28(既出 4(4)-12). 大学院生の優秀論文等の表彰について

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会の連携・協力に関する方針を定めているか

「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」の中で、社会貢献活動を9つの達成目標の一つとして位置づけ、「社会貢献活動は、教育、研究とならぶ大学の重要な役割の一つである。ボランティア活動等の社会的活動に対して、学生が積極的に参加・活動できる環境及び支援体制を整備する。また、生涯スポーツ実践研究センターやトレーニング科学センター等の附置施設の活動を活発化し、大学の人的・物的資源を積極的に活用して、地域社会と連携協力しながら、地域のスポーツや福祉の振興、青少年の健全育成、健康・体力づくりに貢献する活動を推進する。」と、連携・協力の方針について示している（資料8-1 p36）。そして、5つの取組の指針を掲げ、社会との連携・協力の取組を推進している。

<5つの指針>

- ① 大学の資源（人的、知的、環境的資源）や教育・研究の力を活かして、積極的に社会貢献に取り組めます。
- ② 教育・研究活動とのシナジー（相乗）効果が期待できる各種事業を行い、大阪体育大学の教員・学生の教育・研究活動を支援します。
- ③ 学生が主体的に取り組む社会貢献活動を支援します。
- ④ 子どものスポーツ活動を支援します。
- ⑤ 社会貢献活動を積極的に社会に発信します。

この方針のもと、「生涯スポーツ実践研究センター」と両学部、大学院の「国際・地域交流委員会」、「健康福祉実践研究センター（旧大阪ソーシャルサービス研究所）」が中心となり、それぞれが役割を分担しながら、大学が有する様々な資源（知的資源、教職員・学生・卒業生などの人的資源、施設・設備など）を社会に還元する活動に取り組んでいる。また、健康福祉学部では、教員のサポートを前提とした学生のボランティア活動に予算をつけて支援する「学生チャレンジプロジェクト」事業を実施して効果をあげてきた。2012（平成24）年度から「学生チャレンジプロジェクト」を発展的に解消し、全学対象の「学生“夢”プロジェクト」を立ち上げた。それぞれの活動については、「大阪体育大学生涯スポーツ実践研究センター規程」、「健康福祉実践研究センター研究所規程」、両学部の「国際・地域交流委員会規程」、「学生“夢”プロジェクト委員会規程」に定められている（資料8-2 p171, 172、8-3、8-4）。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

本学が取組む教育研究の成果を基にした社会への貢献活動の主なものは、以下の通りである。

1) 教育活動への貢献事業

<教育委員会との交流協定に基づく事業>

本学は日ごろから開かれた大学として地元の熊取町をはじめ、近隣の地方自治体、泉南エリアの各種学校と連携をとり地域貢献に取り組んでいる。これまで、2005（平成17）年に熊取町、2008（平成20）年に大阪府教育委員会、2009（平成21）年に大阪市教育委員会、2013（平成25）年には茨木市教育委員会、高槻市教育委員会、泉大津教育委員会、田尻町教育委員会、そして2014（平成26）年には、高石市教育委員会及び阪南市教育委員会と、それぞれ相互に連携協力し、大学の及び市町村における教育・研究等の充実および発展に資することを目的とし、協定を締結した（資料8-5）。

<高大連携事業>

本学は、主に体育学部が中心となって、高大連携事業を行っている。各高等学校の講師派遣依頼に基づいて「国際・地域交流委員会地域交流部会」が、講師の派遣を行っている（資料 8-6）。派遣先等は、以下の表に示す。

年度	派遣先	授業科目	講師
2010年	大阪府立大塚高等学校	専攻研究	学内教員 3 名
		体験授業	学内教員 2 名、 大学院生
2011年	大阪府立大塚高等学校	専攻研究	学内教員 3 名
	大阪体育大学浪商高等学校	スポーツ科学模擬授業	大学院生
		体験授業	
	兵庫県立伊丹北高等学校	体験授業	大学院生
	大阪府立東百舌鳥高等学校	体験授業	大学院生
大阪府立渋谷高等学校	体力測定	大学院生	
2012年	大阪府立大塚高等学校	専攻研究	学内教員 2 名
		体験授業	学内教員 2 名、 大学院生
	大阪体育大学浪商高等学校	スポーツ科学模擬授業	大学院生
		体験授業	
	兵庫県立伊丹北高等学校	体験授業	大学院生
	大阪府立東百舌鳥高等学校	体験授業	大学院生
	堺西高等学校	体験授業	大学院生
	柳学園高等学校	スポーツ科学模擬授業	大学院生
	兵庫県立西宮今津高等学校	体験授業	大学院生
和歌山県立和歌山北高等学校	体験授業	大学院生	
2013年	奈良県立生駒高等学校	体験授業	大学院生
	大阪府立高槻北高等学校	スポーツ科学模擬授業	大学院生
	その他、大阪体育大学浪商高等学校、兵庫県立西脇工業高等学校、笠田高等学校、阿倍野高等学校へも講師を派遣した。		

<教員免許更新講習会の開催>

本学では、2011（平成 21）年の教員免許更新制の導入に伴って、2011（平成 21）年から毎年、教員免許更新講習会を実施している。講習会は講義と実技から構成され、本学教員が講師を務めている。受講生は、本学卒業生を中心に年々増加し、2013（平成 25）年度も 2 日間の講習で延べ 172 名が受講した。（資料 8-7）。

<地域教育への貢献活動>

学生が主体的に取り組む社会貢献活動の一つに「スクールサポーター」の活動がある。教員を志望する学生が、年間を通して学校教育の現場に出向き、先生方の指導を受けながら体育授業やホームルーム、クラブ活動、朝遊び（始業前に体を活発に動かして遊ぶ活動）等のサポート活動を行う「スクールサポーター」は、2009（平成 21）年に国際的な女性経営者の団体である国際ソロプチミスト大阪から優れた

社会貢献活動であると認定され、毎年助成金をいただいて活動を行っている。「スクールサポーター」として、延べ2012（平成24）年は85名、2013（平成25）年は113名の学生が、教職支援センターや生涯スポーツ実践研究センターのサポートを受けながら活動している（資料8-8）。

同じく「大阪体育大学学生“夢”プロジェクト」は、健康福祉学部で行われていた「学生チャレンジプロジェクト」を、全学的事業として2012（平成24）年から立ち上げたものである。学生の主体的活動であることを条件に、年6件、1件につき最大20万円まで活動費を補助するものである。2013（平成25）年度では2014（平成26）年2月2日～3日、京都府南丹市美山町内にて、「豪雪地帯にも若い力を（Ⅱ）～大体大雪かきプロジェクトとして～」の活動が行われた。（資料8-9）。

健康福祉学部では、学内外の関係者に対して研修会等を定期的に開催し、専門領域の情報交換を行う機会を設けている。教育福祉系では、「特別支援教育トワイライト研修会」を、2010（平成22）年度より月1回程度の頻度で、近隣の教員及び本学卒業生で教員になっている者に対して、事例研究報告を行っている（資料8-10）。スポーツ福祉系では、2011（平成23）年度より年間10回程度の頻度で「スポーツ福祉系研究会」を開催し、研究者、教員、学生等にスポーツと福祉にかかわる学際的実践的な情報提供を行った。健康福祉実践研究センターでは、2011（平成23）年度から年1回の頻度で教育講演会を開催し、地域教職員等に対し講演やパネルディスカッションを通じて情報提供を行った（資料8-11）。

<調査研究活動>

本学の教員の多くは、国や都道府県、市町村等の自治体のスポーツや健康づくり、あるいは地域福祉推進関連委員会等の委員や各種団体の役員として、体育・スポーツ・福祉に関わる調査研究活動や政策立案、遂行に関わる活動に取り組んでいる（資料8-12）。

2) 地域活動の推進

本学では、朝遊びボランティア、スポーツキャンプ、子どもキャンプ、体大学生“夢”プロジェクトなど、様々な地域活動を、教員・学生が一緒になって積極的に展開している。現在、「生涯スポーツ実践研究センター」、「国際・地域交流委員会」、「トレーニング科学センター」が中心となって、以下の公開講座や地域事業を通じて教育研究の成果を社会に還元している。

「OSAKA 大阪スポーツ大学」：毎年、大阪市スポーツ・みどり振興協会が主催する市民公開講座に対して、「国際・地域交流委員会地域交流部会」が連携して、企画協力及び講師の派遣を行っている。OSAKA スポーツ大学では、現在、健康学科とスポーツ学科の2つのコースが開設されている。講義はスポーツ・健康医科学に関する高度でかつ専門的な内容であり、全26回で実施されている。また、OSAKA スポーツ大学は健康運動指導士等の公的資格の講座にも指定されているため、講師派遣は、大学院担当教員が中心となっている（資料8-13）。

「高槻スポーツ大学」：本学では高槻市みどりとスポーツ振興事業団が主催する市民向けの公開講座に対して、毎年、企画の協力と講師の派遣を行っている。2014（平成26）年度は8名の学内専任教員などが講師を務めている（資料8-14）。

「大阪府高齢者大学」：大阪府高齢者大学の「運動・スポーツ・健康づくりコース」の運営及び講師の派遣を行っており、本学教員が中心となって講師を務めている（資料8-15）。

「公認上級指導員養成講習会」：日本体育協会主催、大阪体育協会主管の講習会にも、本学教員が中心となって講師を務めている（資料8-16）。

「堺市教育スポーツ振興事業団との共同事業」：2012（平成24）年度から、本学トレーニング科学センターと堺市教育スポーツ振興事業団の共同事業として、ジュニア育成プログラムを堺市の体育館で実施した。本学教員が講師を務め、スポーツ科学の研究成果を基に最新の情報を提供した（資料8-17）。

「熊取町まちスポ支援事業」：本学では熊取町の高齢者を主な対象として、運動・スポーツ、レクリエーションの楽しさを熊取町全体にひろげることを目的にした3つの事業（「まちスポ新聞」、「おはようスポーツ」、「タウンスポーツを応援しよう」）を展開している。生涯スポーツ実践研究センターが中心となり、学生と講師の派遣や企画を行っている（資料8-18）。

「熊取町の生涯学習」：「ふれあい元気教室」や高齢者を対象とした「はつらつ講座」の講師派遣や企画協力を行っている（資料8-19）。

「体力若返り講座と地域リーダー養成講座」：2013（平成25）年より、本学では「体力若返り講座」と「地域リーダー育成講座」を開催している。この講座は熊取町の中高齢者を主な対象として、健康維持のための正しい知識と安全かつ効果的な運動プログラムを提供すると同時に、熊取町民が自立して健康づくりをできるよう、地域リーダーを養成することを目的としたプロジェクトである。講座は全11回で実施され、健康づくりに関する座学と運動習慣を身に付けるための運動実技から構成されており、座学と実技は学内教員が講師を務めている（資料8-20）。

「お元いきいき教室」：健康福祉実践研究センターでは、忠岡町地域包括支援センターと連携しながら、町が主催する運動に主眼を置いた介護予防事業「お元いきいき教室」を2012（平成24）年度及び2013（平成25）年度に開催している。町が抱える高齢者の健康課題に対応すべく、運動指導の内容を本学教員がオーダーメイドで考案し、10ある地区のうち3地区にて福祉保健会館や集会所等を利用して指導を実践した。なお、この教室の取り組みは、2013（平成25）年12月に活動報告として「保健師ジャーナル」に掲載され、全国に事業の成果を発信している（資料8-21）。

「子ども運動教室」：健康福祉実践研究センターが2012（平成24）年度より未就学児から小学校低学年程度の者を対象に「子ども運動教室」を定期的に開催し、多くの子ども達や保護者が参加して好評を博している。（資料8-22）。

「車椅子ハンドボール教室」：健康福祉学部では、地域交流事業の取組として、2013（平成25）年3月、八尾市において障がい者スポーツの理解と普及を目的に、車椅子ハンドボールを利用した市内小学生と本学学生との交流事業を行った。

「社会福祉・精神保健福祉実習施設連絡協議会」：健康福祉学部のソーシャルワーク系では、年に1回の頻度で内容は、本学学生による実習報告、鼎談（関係機関から3名の討論者による）及び連絡協議会（分野別分科会）といった構成になっており、このように大学と実習施設との連携強化を図る機会を設けることで、ソーシャルワーカー養成や施設間における情報交換を行うことに大きく貢献している（資料8-23）。

3) ボランティア活動の推進

生涯スポーツ実践研究センターと学生達を中心になって、東日本大震災で被災した大阪府下に在住している小学生・中学生を対象に「Sunrise camp in 2011 -輪-」を2011（平成23）年度から実施しており、2012（平成24）年度は、「Sunrise camp in 2012 -輪-」、2013（平成25）年度は「サンライズキャンプ2013 イン福島」と題して、福島県南相馬市などで本学学生および教職員が、ボランティア活動を行った（資料8-24）。

4) 図書館活動を通じた社会貢献活動

本学は、2008（平成20）年度から熊取町立熊取図書館と連携協力し、閲覧・複写等の利用と図書相互貸借が可能（資料の貸出と契約により制約されている電子ジャーナルは除く）となり、熊取町民を対象に学内利用者と同様のサービスを提供している。

5) 国際交流事業を通じた社会貢献活動

体育学部・スポーツ科学研究科では、海外学術交流事業の一環である大阪体育大学国際シンポジウムを「日本とカナダにおける高齢者の健康・体力づくり」と題して、2013（平成25）年3月9日に開催した。シンポジウムにはカナダ・ウエスタン大学にある高齢者活動センターのプログラムディレクター、筑波大学教員をはじめ、本学の教職員、大学院生の他に行政の担当者、地域住民が参加した。このシンポジウムが契機となり、2013（平成25）年度以降、「健康づくり」をテーマとして地域住民を対象とした体力若返り講座が学部を中心に開催される運びとなった。講座では5名の大学院担当教員のほか学部教員が健康に関する内容の講義と実技を行い、地域との連携を行っている（資料8-25）。

本学の社会との連携・協力は、「大阪体育大学生涯スポーツ実践研究センター規程」、「健康福祉実践研究センター研究所規程」、両学部の「国際・地域交流委員会規程」、「学生“夢”プロジェクト委員会規程」「大阪体育大学図書館規程」等の規程に基づき（資料8-2 p171, 172, 161, 8-3, 8-4）、教職支援センターや「国際・地域交流委員会地域交流部会」「図書館委員会」などの委員会組織、トレーニング科学センター、生涯スポーツ実践研究センター、図書館などの附置施設、そしてスポーツマネジメントコース、健康スポーツコース、スポーツ福祉系、教育福祉系などの教育組織が、それぞれの制度や組織の特性を生かし、学生の主体的参加を引き出す形で行われた。それぞれの事業の内容や成果は当該委員会や組織によって適切に検証されている。

3. 点検・評価

●基準8の充足状況

「大阪体育大学の中期の目標と計画」や関係委員会規則によって基本的な活動方針が定められ、関係する委員会や附置施設等によって活動が計画され、検証されていることや、地域自治体等との交流協定に基づく活動や学生が主体的に取り組む活動など、社会貢献、地域交流活動が活発に展開されていることなどから、同基準はおおむね充足されている。

①効果が上がっている事項

- ・社会の連携・協力に関する方針は、中期計画や委員会規則に基本的な活動方針が明記されており、関係する委員会や附置施設等によって活動が計画され、検証されている。
- ・地域交流に関しては、生涯スポーツ実践センターや健康福祉実践研究センターが連携の拠点となり、本学の有する人的資源や物的資源を活用して円滑に社会貢献の役割を果たしている。
- ・教職支援センターが窓口となって大阪府下の自治体の教育委員会と交流協定を結び、スクールインターンシップなどの活動を通じて、連携・交流活動が展開されている。また、「国際・地域交流委員会地域交流部会」が中心になって高等学校との高大連携事業が活発に行われている。これらの社会連携・社会貢献活動は、保健体育教員の養成を教育の大きな柱とする本学の教育研究の成果がよく活かされている活動である。
- ・「OSAKA 大阪スポーツ大学」や「高槻スポーツ大学」など、地域自治体と連携して、指導者の養成や市民を対象としたスポーツ講座を運営し、大学として地域スポーツの振興に長年にわたって貢献してきていることは評価できる。
- ・「スクールサポーター」は、学校教育の現場と連携する学生たちの主体的な取り組みである。国際ソロプチミスト大阪から優れた社会貢献活動として認証され、活動に対する補助金をいただき、「教職支援センター」や「生涯スポーツ実践交流センター」が窓口となって、毎年のように多くの学生が参加する活動に成長している。

- ・ 体育・スポーツ・福祉の大学の専門性を活かし、地域自治体と連携して、高齢者の健康・体力づくり活動の支援や指導者の養成、運動が苦手な子どもの運動・スポーツ指導、スポーツキャンプなど、地域が抱える課題に継続的に取り組んでいる。
- ・ 東日本大震災の被災地の子どもの支援活動が、学生が主体的に取り組んで、毎年継続して行えていることは評価できる。

②改善すべき事項

- ・ 「国際・地域交流委員会地域交流部会」、「生涯スポーツ実践研究センター」及び「健康福祉実践研究センター」の取組が、子どものスポーツや健康づくり支援活動など一部重複している。
- ・ 地域交流に関しては、「生涯スポーツ実践研究センター」、「健康福祉実践研究センター」「教職支援センター」が連携の拠点となり、本学の体育・スポーツ・福祉を通じた地域社会との連携や貢献を強化してきたが、一層の強化を図るためには各センターへの人的サポートの支援が必要である。
- ・ 教育委員会との交流協定の実質化を図る取組みが遅れており、各教育委員会との連携を深めていくことが必要である。
- ・ 社会貢献事業が活発に行われているにも関わらず、「学生“夢”プロジェクト」への応募が停滞している。事業の趣旨を学生、教職員にわかりやすく伝える取組みが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- ・ 社会貢献・地域支援に関わる学内組織間の役割分担と連携を一層明確にし、強化していくために、組織間の連携・交流を促進する会議等を定期的に開催する。
- ・ 体育・スポーツの専門性を活かして、今後、産学官の連携と企業や国際社会への協力に貢献する事業を開拓していくための方策を、上記会議等において検討していく。
- ・ 高齢者の健康・体力づくり教室やこども運動教室の受講生等が、終了後運動が継続できるように、自治体や外部のスポーツ実施団体等との連携を図って、次の受け皿を確保できるように支援する。
- ・ 「スクールサポーター」の活動は、教職希望者の多い本学にとって教育効果が高く、かつ社会や教育現場から高い評価をいただいている活動であり、教職支援センター等が窓口になって、今後とも支援を強化していく。

② 改善すべき事項

- ・ 本学の社会貢献活動や地域事業の主な窓口である「生涯スポーツ実践研究センター」「健康福祉実践研究センター」「教職支援センター」の役割は、ますます大きくなっている。今後、職員の増員を含めて人的サポートについて検討する。また、外部との主たる窓口となる全学的な地域連携のためのセンター『地域連携センター、地域連携推進室』等の設置が必要である。
- ・ 交流協定を結ぶ自治体の教育委員会との連絡会議を定期的に開催し、交流の実質化を進めていく。
- ・ 「学生“夢”プロジェクト」の趣旨について学生、教職員の理解を深めるため、大学広報誌「OUHS ジャーナル」やポスターでの掲示、活動報告会等を開催して、学内に広く周知を図る。

4. 根拠資料

- 8-1(既出 1-25). 「大阪体育大学の中期の目標と計画 (平成 23 年度～26 年度)」
- 8-2. IV 図書館及び附置施設等
- 8-3. 大阪体育大学体育学部国際・地域交流委員会規程
大阪体育大学健康福祉学部国際・地域交流委員会規程
- 8-4. 大阪体育大学学生“夢”プロジェクト委員会規程
- 8-5. 大阪体育大学と市町教育委員会との交流協定一覧
- 8-6. 高大連携事業 事業計画申請書
- 8-7. 「大阪体育大学教員免許更新講習」 平成 25 年度
- 8-8. 「スクールサポーターについて」
- 8-9. 「学生“夢”プロジェクトについて」
- 8-10(既出 3-34). 特別支援教育トワイライト研修会
- 8-11(既出 3-35). スポーツ福祉系研究会 (教育後援会)
- 8-12. 教員の社会貢献活動一覧
- 8-13. 「OSAKA スポーツ大学実施要項」
- 8-14. 「高槻スポーツ大学開催に伴う講師派遣依頼・実施要項」 (平成 25 年)
- 8-15. 「大阪府高齢者大学校」実施要項・講師一覧
- 8-16. 「公益財団法人日本体育協会公認上級指導員養成講習会開催要項」 (平成 25 年度)
- 8-17. 「堺市ジュニア育成プログラム」受託研究委託申込書・仕様書・開催要項
- 8-18. 「熊取町まちスポ支援事業：まちスポプロジェクト」
- 8-19. ふれあい元気教室
- 8-20. 体力若返り講座 in 大阪体育大学
- 8-21(既出 3-37). 「お元いきいき教室」
- 8-22(既出 3-36). 子ども運動教室
- 8-23. 「大阪体育大学 健康福祉学部 社会福祉・精神保健福祉実習施設連絡協議会」平成 25 年度
- 8-24. 「ボランティア活動について」 (平成 24、25、26 年度)
- 8-25. 「日本とカナダにおける高齢者の健康・体力づくり」 (平成 24 年度)

第9章 管理運営・財務

9-1. 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

本学は、「大阪体育大学役員会規程」第4条に基づき（資料9(1)-1）、4年の学長任期ごとに学長とその諮問機関である大学役員会（学長、副学長、大学院研究科長、学部長、学科長、教学部長、事務局長で構成）が中心になって、各学部・大学院の委員会審議等で浮かび上がってきた教育・研究、大学運営上の課題や中長期的課題を踏まえて、「大阪体育大学の中期の目標と計画」（中期計画）を策定している（資料9(1)-2,3,4）。そして、大学評議会での審議・承認を得て、中期の目標、具体的目標項目、大学運営の基本的な考え方などを全教職員に示すとともに、研究科委員会、教授会等の審議を通して周知徹底を図ることにより全学一体となった取り組みを推進している。現在、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」で示された18の重点目標を中心に、大学の改善・改革が進んでいる（資料9(1)-4 p17）。

「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」では、達成目標、行動目標の中に「大学・法人の協力を高める」、「人事力を高める」を取上げ、「大学・法人の協力を高める」では「法人理事会、大学等運営協議会を通じた連携・協力の推進」、「大学の中長期計画による改革の推進」等が取り上げられている。外部評価委員会の設置と運営もその計画の一つとして達成されたものである。「人事力を高める」では、「教員人件費比率を帰属収入の50%未満とする。教員一人当たり学生数を全国平均以下とする」が目標として設定された。そして、体育学部は「教員一人当たり学生数を32.0人とする」、健康福祉学部は「教員一人当たり学生数を28.0人とする」ことを前提として教員採用計画を進めている（資料9(1)-4 p52～56）。このように、大学は管理運営の基本的な方針を中期計画で示して、その達成に向かって大学あげて取組んでいる。（資料9(1)-4 p21～56）

中期計画は、毎年度末に大学役員会で進捗状況を点検・分析し、その内容を報告書にまとめて教職員に周知するとともに（資料9(1)-5）、大学評議会の議論を経て必要な改善策を講じている。また、外部有識者5名からなる外部評価委員会を開催して、中期計画等の大学の重要事項について進捗状況等の点検・評価を受け、計画実行に活かしている（資料9(1)-6）。

大学評議会は、学長はじめ各学部長・研究科長、学科長、教学部長、図書館長、附置施設の長、各学部・研究科から選出された専任の教授で構成され、大学の最高の意思決定機関として全学に共通する大学の課題について審議、決定している（資料9(1)-7）。

大阪体育大学の設置者である学校法人浪商学園（資料9(1)-8～12）は、大学中期計画等を踏まえた「浪商学園経営の中期の目標と計画（3カ年計画）」を策定するとともに、法人経営の方針を明らかにして各設置校に示している。それらは、大学評議会、研究科委員会、教授会等で公表されて、全教職員に周知徹底が図られている（資料9(1)-13）。

大学と学校法人浪商学園との協議機関として法人に「大学等運営協議会」が設置されており、法人側は、理事長、常務理事（兼事務局長）、総務部長、財務部長、企画室長が、大学側は、学長、学部長、研究科長、事務局長、及び大学推薦教授が構成員となっている。

学長は学校法人浪商学園の理事を務め、法人評議員会には大学院スポーツ科学研究科長、副学長、学部長が評議員として出席している（資料9(1)-14）。大学と法人は、大学の自律的な意志決定について可能な限り尊重する姿勢のもと、経営と教学相互の連携協力によって大学の良好な運営に努めている。

本学の管理運営には上記のような様々な組織が連携協力し、大学の理念・目的の実現を図っている。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか

本学では、大学の管理運営（組織、意思決定、学長・学部長・研究科長・学科長の選任等）については学内関係諸規程に明文化されており、総務・人事・財務・施設等に関係する事項についてもそれぞれ必要な規程を整備し（資料9(1)-15）、適切な運営を行っている。

本学の管理運営は、大阪体育大学学則、大学院スポーツ科学研究科学則ならびに関連諸規則、細則等に則って行われている。「大阪体育大学学則」総則第4条の2には、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長等の職務（p7）について、V「人事」には、選考方法等（p190-201）について定められている。また、Ⅲ「全学委員会」には、外部評価委員会、大学評議会、大学役員会などの全学委員会に関する規程（p122-161）が定められている。「大学規程集」にはその他、両学部の教授会（p249, 308）、体育学部学科連絡会議（p298）、基本問題検討会議（p250, 309）、各種委員会、ならびに研究科委員会等（p365）の機能と権限等について定められている。関連諸規則等には、会議の定常招集、定足数、重要事項決定に必要な賛成者比率、構成員からの会議召集請求手続き等が明確に定められている。

大学と法人との連絡調整のための会議である「大学等運営協議会」では、予算や人事、学生募集に関すること、その他の大学等の運営に関わる重要事項が審議され、運営は法人の規程である「大阪体育大学等運営協議会規程」に則って行われている（p461）。また、「大阪体育大学診療所」、「運動部強化センター」についても、法人の規程である「大阪体育大学診療所運営委員会規程」（p462-463）、「運動部強化センター規程」（p483）に則って行われている。

また、緊急に検討すべき特別の課題等に対応するため、「大阪体育大学評議会規程」第10条の規定により、常設の委員会とは別に特別委員会を置くことがある。「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～平成26年度）」では、「大学・法人の協力を高める取組みの達成目標・行動目標」として「大学の中長期計画で提案された新しい学部・学科や教員養成課程開設の可能性について審議するため、大学・法人で検討委員会を立ち上げる」ことが提示された（資料9(1)-4 p52, 53）。教育学部の開設（2015（平成27）年度）は、理事長、学長を含む法人・大学の特別委員会である将来計画委員会で審議・決定し、法人理事会で承認されたものである（資料9(1)-16）。

大学の意思決定については、大学評議会と研究科委員会、学部教授会を規定上明確に分けて、意思決定の明確化と迅速化を図っている。大学評議会は、全学的な課題に関する大学の最高の意思決定機関としての役割を担い、研究科委員会、学部教授会は、教員人事やカリキュラム、学生の成績や身分等に関する審議を専一的に行い、決定する役割を担っている。また、「大学役員会」は学長の諮問機関として、中期計画の策定や全学的な課題について審議する役割を担っている。このように本学の管理運営は、全て明文化された規則に則って行われている。（資料9(1)-17）

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

学園事務組織として、法人事務局、大学事務局及び高等学校・中学校・幼稚園事務室を配置し、本学の事務組織は、庶務部、教学部、入試部、キャリア支援部、大学院事務室、図書館事務室からなっている。2012（平成24）年からこれまで入試広報部の中で取り扱われていた広報活動を法人事務局に移し、法人全体で大学広報を取り扱う担当ようになった。

庶務部は、大学評議会、各学部教授会に関する事務（p122, 249, 308）のほか、自己点検・評価委員会（p125）、予算委員会（p255, 314）、研究委員会（p270, 330）国際・地域交流委員会（p289, 344）等の各

種委員会に関する事務を所管している。また、教員の出張等のサービス管理や教員公募、研究支援等に関する事務も所管している。

教学部は、カリキュラム編成、授業計画、科目履修・試験・成績管理、授業実施に関する事務のほか、各種証明、学生の課外活動や生活支援など厚生補導に関する事務、カリキュラム委員会（p159, 320）、FD委員会（p127）、教務委員会（p260, 321）、学生委員会（p266, 323）、教職課程委員会（p154）等の各種委員会に関する事務を所管している。

このほか、入試部は入試委員会に関する事務を（p256, 317）、キャリア支援部はキャリア支援委員会（p184）、教職支援センターは教職志望学生の支援に関する事務を（p187）、図書館事務室は図書館委員会に関する事務（p161）を、大学院事務室は研究科委員会に関する事務を（p365）それぞれ所管しており、事務組織と教学組織との連携協力関係が確立されている。（資料9(1)-17）

また、オープンキャンパスや入試、就職支援講座の開催、各種講演会の開催などの大学行事の実施に際しては、事務組織と教学組織が一体となって取り組んでいる。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

大学運営の具体的な活動は、大学評議会や学部教授会、研究科委員会のもとに置かれる各種委員会活動の中で進められるが、これらの各種委員会の構成員には、教員以外に関連部局の事務局職員も参画している。各種委員会では、事務職員も教員と同じテーブルにつき、それぞれの立場から、あるいはその立場を超えて、検討事案についての討議を行っている。

学科会議、合同学科会議などは、学科に所属する教員のみでの連絡調整会議であり、事務職員は、幹部職員から成る事務連絡会議を任意に組織し、事務職員内の連絡調整を行なうとともに、各所属単位で定期的にミーティングを実施し、全体の意思疎通を図ることとしている。また、法人事務局との連絡会議も実施している。

大学評議会や各学部教授会、大学院研究科委員会で意思決定された内容については、事務組織においては、事務連絡会議において報告され、周知されることになっている。一般の職員に対しては、それぞれの職場のミーティングにおいて幹部職員から周知される。大学評議会や各学部教授会、研究科委員会には、幹部職員が出席しており、生の情報に直接触れている。会議の構成員等に対しては、後日、議事録が配付され、周知が図られる。

職員に対する職場研修は、OJTによるほか、集合研修については、日常業務の多忙によりその機会があまり多くはないが、部署ごとに実施している。また、学内で実施する講演会、外部で実施される研修会や講演会、講習会などにも積極的に参加させるようにして人材育成に努めている。また、大学職員の他大学との人事交流が行われ、職員の資質向上に大きな刺激となっている（資料9(1)-18）。

2009（平成21）年度には、学園・大学の将来を担う中堅若手職員を選抜して、プロジェクトチームを結成し、ほぼ7ヶ月間にわたる人材育成と組織の活性化を目的とする研修を実施した。研修の内容は、大阪体育大学のビジョン試案をまとめるというものであったが、この研修を通じて、ビジョン試案のとりまとめだけでなく、その背景となる状況を把握し、とりまとめに至るいろいろな手法・技法を学ぶとともに、各自の分担と結束による組織力・人間力について改めて理解を深めるきっかけとなった。とりまとめ結果は、理事長・学長等の出席する場で披露され、チーム全員が分担して発表した（資料9(1)-19）。

また、2014（平成26）年度より、法人企画室の指導のもと、若手職員の人材育成と発言の場を設けることを目的として、業務改善プロジェクトを立ち上げた。学校法人浪商学園では、事務職員の人材育成に寄与することを目的として、事務職員人事規程を定めており、職位、資格、適用本俸表などが規定さ

れている（資料 9(1)-20）。また、これとは別に事務職員人事評価制度を導入し、毎年、職務遂行能力、業務成績、勤務態度、個人目標の達成度などが評価され、人事処遇を行うための資料としている。

2. 点検・評価

●基準 9（1）の充足状況

本学は、法人の管理運営規定とは別に、大学として「大阪体育大学の中期の目標と計画」の中で管理運営の基本的な方針を明示して、その達成に取り組んでいる。また、大学の管理運営は、大阪体育大学学則、大学院スポーツ科学研究科学則ならびに関連諸規則、細則等に則って適切に行われており、法人との連絡・調整や必要な意思決定等も、大学等運営協議会や法人理事会・評議会を通じて適切に行なわれている。また、庶務部や教学部などの事務組織が適切に整備されて大学の管理運営のスムーズな展開が図られており、同基準はおおむね充足されている。

① 効果が上がっている事項

- ・基本的には、学部で生じた問題は極力、学部長及び学部教授会で解決し、両学部や研究科に跨って発生し、適切な対応を要する問題や全学的な課題については、学長（大学役員会）及び大学評議会で解決を図るようにし、学部・研究科と全学の役割分担を明確にした運営を推進する体制が整備された。
- ・2008（平成 20）年度に「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」を定め、規程集のほか（資料 9(1)-21）、ホームページにも掲載するなどして、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を内外に明らかにした。また、2009（平成 21）年度には、研究者の研究活動に関し遵守すべき基本的な事項を「研究倫理に関する指針」として定め、研究者の責務、とるべき行動等を明らかにした（資料 9(1)-22）。
- ・2010（平成 22）年度には「大学役員会」を規程上明確にし、全学的な学務についての調整・執行機関として学長を補佐し、機動的に役割を果たせるよう位置づけた（資料 9(1)-1）。
- ・2012（平成 24）年度にハラスメントの防止等専門委員会規程を改正し、調査・調停委員会の委員長に弁護士等の学外専門家を当てることで、ハラスメントの防止及び排除のためにより適切な対応が可能になった（資料 9(1)-23）。
- ・大学の管理運営を含めた大学の教育研究の現状について外部有識者による点検・評価を受けるための「外部評価委員会」をスタートすることができた。
- ・他大学との事務職員の人事交流が行われるようになり、職員の資質・能力の向上に大きな刺激となった。

② 改善すべき事項

- ・大学評議会の各学部及び研究科選出の専任教授は、大学評議会設置の目的に沿って、学部の利益代表者に留まることなく、より全学的な立場で審議に対応することが求められている。
- ・事務職員の研修活動が OJT 中心で、新たに SD 活動を実施する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- ・現在、教員が中心になって「将来構想委員会」が立ち上がり、大学の中長期の将来構想が作成されている。大学を取り巻く厳しい環境条件の変化に対応して、長期的な見通しのもとに、教員・職員が一

致協力して大学づくりに取り組むことができる将来構想づくりを推進する。

- ・他大学との職員の人事交流を今後とも継続実施する。

② 改善すべき事項

- ・OJTによる研修だけでなく、個々の事務職員の能力、専門性の向上を図るため、職員研修に対する補助制度、大学職員養成のための大学院で学ぶ機会を提供することなどを検討する。
- ・教員がすべきこと、事務職員ができることを区別して洗い出し、教員と事務職員との相互理解と連携体制の充実を図り、大学運営の車の両輪のように教職協同をさらに推進する。そのため、事務職員は、教員の教育研究活動への理解を一層深めるとともに、自らも精進し、自己の確立を図る必要がある。
- ・事務職員は、教員や学生に目を向けると同時に大学経営や大学改革にも目を向けなければならない立場にある。このような観点からも事務職員の一層の意識改革と能力開発を推進する。また、経営戦略に利用するための事務情報の重要性を認識し、学内外の状況を理解し、内部情報の蓄積とともに外部情報の活用のための事務情報システムの確立を図り、的確な資料提供と提言を行う。

4. 根拠資料

- 9(1)-1. 大阪体育大学役員会規程
- 9(1)-2(既出 1-23). 「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 14 年度～平成 18 年度）」
- 9(1)-3(既出 1-24). 「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 19 年度～平成 22 年度）」
- 9(1)-4(既出 1-25). 「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～平成 26 年度）」
- 9(1)-5. 「大阪体育大学の中期の目標と計画Ⅱ（平成 21 年度～平成 22 年度）」
- 9(1)-6(既出 1-26). 第 3 回外部評価委員会資料
- 9(1)-7(既出 3-9). 大阪体育大学評議会規程
- 9(1)-8. 理事会名簿
- 9(1)-9. 監査報告書 2009（平成 21）～2014（平成 26）年度
- 9(1)-10. 事業報告書 2009（平成 21）～2014（平成 26）年度
- 9(1)-11. 財産目録
- 9(1)-12. 計算書類 2009（平成 21）～2014（平成 26）年度
- 9(1)-13. 「浪商学園経営の中期の目標と計画（3カ年計画）」
- 9(1)-14. 学校法人浪商学園寄附行為
- 9(1)-15. 学校法人浪商学園事務組織規程
- 9(1)-16. 平成 24 年度第 3 回将来構想委員会 資料
- 9(1)-17. 大阪体育大学規程集（目次）
- 9(1)-18. 公立大学法人大阪府立大学と学校法人浪商学園との人事交流協定書
- 9(1)-19. 大阪体育大学ビジョン（試案）策定プレゼンテーションプログラム
- 9(1)-20. 学校法人浪商学園給与規程（大学教育職員）
- 9(1)-21(既出 1-6). 大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程
- 9(1)-22(既出 3-29). 大阪体育大学における研究倫理に関する指針
- 9(1)-23(既出 6-29). 大阪体育大学ハラスメントの防止等専門委員会規程

9-2 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の財政基盤は、法人理事会の計画的な運営の上に成り立っている。2013（平成 25）年度の法人理事会の予算編成方針は、法人中期計画の目標である各設置校の財政的自立を基本とし、支出については、修繕費、委託料等金額の大きな科目や政策判断を要する科目については、中期計画を勘案しながら法人が予算を査定し、その他の科目については、ゼロシーリングを基本とすることになっており、概ねこの方針に沿った予算編成が実施されている。

具体的には、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」「施設・設備関係支出」のうちの経常的経費は、過去3年間の平均額（当該年度のみをの臨時的経費を除く。）の範囲内とし、「施設・設備関係支出」のうち、臨時的経費（特別予算、新規・更新に係る施設・設備）については、その計画性、必要性、緊急性等を勘案して査定することなどが予算編成方針となっている（資料9(2)-1）。

これらの予算方針に基づいて法人理事会で決定された予算案が、大学評議会に提示され、大学評議会では、体育学部の予算（大学院予算を含む。）案、健康福祉学部の予算案が示され、審議の上予算案が決定される。学部の予算は、学部長が議長である各学部の予算委員会において予算配分案を決め、教授会の承認を得て最終決定し、執行している。スポーツ科学研究科の予算は、体育学部予算の中から配分された後、大学院の予算委員会（研究教育委員会）で詳細の予算配分案を決めている。

本学が行った近年の主要な事業として中央棟の建設（2007（平成 19）年）、第6体育館・プールの建設（2013（平成 25）年）がある。本学の帰属収入は2007（平成 19）年度の36億円から2013（平成 25）年度の36億64百万円へと比較的安定的に推移しているものの、これらの施設建設の影響もあって、帰属収支差額比率は、2009（平成 21）年度の18.5%から2013（平成 25）年度の8.9%へと大きく低下しており、財政の健全化が大きな課題となっている。一方、資産の状況は、総資産が2007（平成 19）年度の225億94百万円から2013（平成 25）年度の228億49百万円へと伸びている（資料9(2)-2）。

2008（平成 20）年度の大学基準協会の認証評価の総評において、「今後は、『その他複数学部を設置する大学』の平均より低い教育研究経費比率などの改善に向けて、補助金、寄付金など収入の多様化を図る努力が必要である」との指摘があった。

本学の帰属収入に対する教育研究経費の比率は、2005（平成 17）年度24.2%が、2009（平成 21）年度には30.0%に、2013（平成 25）年度には35.9%と着実に伸びており、学生数が本学と同規模（2,000～3,000人）の大学の平均と比較すると上回っている（資料9(2)-3, 4, 5）。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算の編成は以下のように行っている。まず予算編成に先立って、各教員から教育予算計画書、研究予算計画書、施設・設備関係予算要求書の提出を受けるほか、事務局においても臨時的経費予算の要求書を取りまとめている。施設・設備関係については、高額となるものが多いことから、「大学役員会」で学長・学部長等が協議して優先順位をつけたうえで、特別予算として要求書を取りまとめ、他の予算とともに法人に要求書を提出している（資料9(2)-6）。

法人理事会から予算の内示を受け、大学評議会、教授会で各学部に振り分けられた予算案は、教育予算については、各教員から提出された教育予算計画書に基づき、学科連絡会議、系長会議において教員

ごとの配分案が作成され、研究費については、各教員から提出された研究予算計画書に基づき、研究委員会において教員ごとの配分案が作成され、それぞれ教授会の承認を得て執行されることになる。

また、割り当てられた予算の中から、学部全体あるいは学科全体に共通する事項に対応するための共通予算を生み出しているほか、研究委員会、国際・地域交流委員会、競技力向上委員会、図書館、附置施設等の一部には、当該組織活動のための特定目的予算が準備されている。

予算の執行については「大阪体育大学における研究費等の管理・監査のガイドライン」(資料 9(2)-7)に従い、原則として大学庶務部研究支援担当が行っており、研究費等の不正使用の防止を徹底している。

本学の監査体制は、内部監査室長が学校法人浪商学園内部監査規程第 4 条並びに学校法人内部監査実施要領第 2 条の規定に基づき、毎年 5 月に監査計画を立案し理事長の承認を得て、6 月から 10 月にかけて内部監査を実施している。また、毎年 10 月には外部監査法人から理事長および監事、内部監査室長等に監査計画概要書が示され内容の説明がある。その監査計画概要書に基づき年間 357 時間の期中監査及び期末監査が実施される(資料 9(2)-8)。

本学では、大学ホームページの「情報公開」に消費収入、消費支出、財務比率の推移などの「財務情報」を公開している(資料 9(2)-9)。

2. 点検・評価

●基準 9 (2) の充足状況

健全な財政基盤の確立、適切な予算編成及び執行等によって、基準はおおむね充足されている。

① 効果が上がっている事項

- ・本学の 2013 (平成 25) 年度の収支決算をみると、収入の最も大本となる「学生生徒等納付金(授業料、入学金、施設費等)」が全体の 95% を占めており、ここ数年間、安定した収入となっている。その背景には、入試制度の改革や教員採用試験や公務員試験の全国的に高い合格者数など、大学の魅力の創出等により、入学定員をやや上回る一定数の志願者と入学者を確保できているところにある。
- ・支出の最も基本となる「人件費比率」は、2013 (平成 25) 年度は 47.8% で、ここ 5 年間にわたって 50% を下回っており、健全に推移している(大学基礎データ 表 7)。
- ・教育研究費支出の割合が伸びており、本学の教育研究の質の向上に貢献している。

② 改善すべき事項

- ・「学生生徒等納付金」の比率が高いということは、入学者数の変化の影響を受けやすいという不安定要素を抱えていることでもあることから、入学者数の確保に努めることはもちろん、「学生生徒等納付金」以外の外部資金の確保にもより一層努力する必要がある。
- ・大型教育施設の建設等の影響もあって、帰属収支差額比率が大きく低下しており、教育研究の質を高めながら、財務の健全化を図ることが大きな課題となっている。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- ・収入の安定のために今後とも入学定員の安定的確保に努める。
- ・財政の健全性とのバランスを考えながら、教育研究費比率の伸びを今後とも維持するように努める。

- ・教育の質の維持に配慮しながら、人件費比率を 50%以下の現状を維持するように努める。
- ・財務の健全化を目指して冗費の削減等の支出減少策を積極的に実施する。

② 改善すべき事項

- ・本学は、今後も大規模教室の建設や食堂の改築を検討している。財務の安定には学生納付金の増大に加えて、外部資金獲得のための方策を検討したり、新たな学部の新設により多くの受験生・学生を確保したり、入学定員増を図るなどの方策を検討する法人・大学による特別委員会の設置が必要である。
- ・学校法人浪商学園は、本学のほか、高等学校、中学校、幼稚園の設置者でもあることから、法人の財政基盤の確立には、これらの設置校を含めて、学園全体が総力を挙げて取り組むべき課題である。

4. 根拠資料

- 9(2)-1. 平成 26 年度 予算編成方針
- 9(2)-2. 貸借対照表 (学校法人浪商学園)
- 9(2)-3. 5 ヶ年連続資金収支計算書 (大学部門/法人部門)
- 9(2)-4. 5 ヶ年連続消費収支計算書 (大学部門/法人部門)
- 9(2)-5. 5 ヶ年連続貸借対照表
- 9(2)-6(既出 7-16). 平成 26 年度特別予算計画調書の提出について
- 9(2)-7. 大学ホームページ「大阪体育大学における研究費等の管理・監査のガイドライン」の規定
- 9(2)-8(既出 9(1)-9). 監査報告書 2009 (平成 21) ~2014 (平成 26) 年度
- 9(2)-9. 大学ホームページ 「財務情報」

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する責任を果たしているか

本学では、大学基準協会への「加盟・登録」申請書の作成と平行して、1学部時代の2001（平成13）年4月、体育学部に設けられていた大学評議会で「将来計画」についての審議が始まった。2002（平成14）年4月に同評議会の審議と点検・評価の成果を具体化する動きが見られ、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成14年度～平成18年度）」が策定された（資料10-1）。大学基準協会からの「勸告、助言、参考意見」などが、計画と目標の設定に活かされた。

以後、本学は、中期計画に基づいて大学改革を計画的に進めていくようになった。計画に基づき2003（平成15）年に健康福祉学部が開設された。教員の採用や施設建設等も中期的なスパンで計画的に行われるようになった。2002～2003（平成14～15）年の取り組みは、大学基準協会の加盟審査結果に対する改善状況の報告と合わせて「自己点検・年次報告書2004」としてまとめられ、公表された（資料10-2）。

2004～2005（平成16～17）年の取り組みは、全学的な自己点検・評価委員会である「大阪体育大学自己点検・評価委員会」が中心になって、大学基準協会の評価実施要領に準じて「自己点検・年次報告書2006」としてまとめられ、公表された（資料10-3）。

2007（平成19）年、第二次の中期計画に当たる「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成19年度～22年度）」が策定された（資料10-4）。中期計画は、学長とその諮問機関である「大学役員会」（学長、学長補佐、大学院研究科長、学部長、学科長、教学部長、事務局長で構成）が中心になって作成し（資料10-5 p123）、「大学評議会」の審議・承認を得て実行に移された。

2008（平成20）年、大学自己点検・評価委員会、両学部、大学院それぞれの自己点検・評価委員会が協力して「大阪体育大学自己点検・評価報告書2008」を作成し（資料10-6）、その結果に基づいて大学基準協会の2度目の認証を得ることができた。報告書は認証評価結果と合わせてホームページ等で公表した。

2010（平成22）年、第二次中期計画の実行状況と、認証評価で得られた助言項目の改善状況を点検・評価するため、「自己点検・評価報告書2010」を策定し（資料10-7）、ホームページ等で公表した。そして、点検・評価結果等を大学の改善・改革に生かすべく、第三次の中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～平成26年度）」を策定した（資料10-8）。現在この中期計画に基づいて改善・改革が進行中である。

大学院スポーツ科学研究科には、研究科長ならびに研究科に所属する教員と事務局長からなる自己点検・評価委員会が常設の委員会として設置されている。

「大阪体育大学における現状と課題—自己点検・評価年次報告書2004」作成のための点検・評価作業の成果として「大阪体育大学大学院の中期の目標と計画（平成16年～平成21年）」が作成された（資料10-1 p33-51）。そして、それに基づいて2005（平成17）年度の教員組織の再編、カリキュラム改革、「競技力優秀者の枠設置に関する委員会」等の諮問委員会の設置、2007（平成19）年の博士後期課程カリキュラムの改定への着手等の取り組みが行われた。これらの事実は、自己点検・評価の結果が大学院改革を先導する役割を果たしていることを示している。

2011（平成23）年には、2008（平成20）年に受けた大学基準協会による認証評価の際の助言項目への改善状況を報告書としてまとめ提出をした結果、再度報告を求められる事項はなく、本学の改善への意

欲的な取組みが認められた（資料 10-7 p178-181）。

（2）内部質保証に関するシステムを整備しているか

本学の内部質保証を担う主要なシステムを①学校法人浪商学園寄附行為（資料 10-9）、②大阪体育大学自己点検・評価委員会、③全学FD委員会の活動から説明する。

- ① 学校法人浪商学園では、寄附行為第 5 条に監事の設置が、第 8 条には監事の任期が、15 条には監事の職務が定められており、監事は「法人の業務」、「法人の財産状況」を監査すると定められている。すなわち、監事は、本学の業務や財務状況を含む学園全体の事業や財務状況を監査し、監査報告書をまとめ、理事会及び評議員会に提出すると定められており、本学を含む学園全体の内部質保証の役割を果たしている。
- ② 本学は、「大阪体育大学学則」第 1 条に教育研究の「目的」を定め、第 2 条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検し、評価する組織として大学自己点検・評価委員会を設ける。」と規定し（資料 10-10）、「全学委員会」の規程の中で「大阪体育大学自己点検・評価委員会規程」を定めている（資料 10-11）。規程には、第 3 条の 2 におおむね大学基準協会の認証・評価項目に沿って「大学の理念・目的・使命・教育目標」から「情報公開・説明責任」に至る 16 項目の点検・評価項目が定められており、第 5 条に「学長は、委員会を招集し、その議長となる」と定められている。その規定に基づいて大学、学部、スポーツ科学研究科のそれぞれに自己点検・評価委員会が設置され、2 年に 1 度、自己点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめて、公表してきた。
- ③ 「全学委員会」の規程の中に「大阪体育大学FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会」を置く」と定められ、その第 5 条では委員会の審議事項として「（1）学生の授業への関心を高める方策に関する事項、（2）教員の教育力を高める方策に関する事項、（3）教員の研究活動の充実方策に関する事項、（4）授業評価の結果を反映させる方策に関する事項、（5）カリキュラムの運用に関する事項、（6）その他教育・研究の充実に関する事項」を定めている（資料 10-12）。これらの規定に沿ってFD委員会は様々な取組みを行ってきたが、その一つに学生に対する「授業アンケート」がある。授業アンケートには、授業担当教員にリフレクションペーパーの提出が求められ、それらの結果は大学ポータルサイトで公開されている（資料 10-13）。それらは大学の授業運営に関する質保証のシステムの一部を構成している。

その他、外部有識者による「外部評価委員会」の規程に基づき（資料 10-14）外部評価委員会が設置され、学外者による点検・評価の仕組みが整備された。また、大学運営に関する情報公開請求に対しては、広報委員会が窓口となり、各委員会や部署と連携して適切に対応する体制を整えている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか

本学では、2 年に 1 度、学部・大学院に設置されている自己点検・評価委員会が、それぞれの学部や大学院、大学全体の改善努力と成果をとりまとめ、それを全学委員会として設置されている自己点検・評価委員会が集約したうえで全学的な自己点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価報告書」として公表しており（資料 10-2, 3, 6, 7）、内部質保証システムは十分に機能している。さらに、両学部設置されているカリキュラム委員会が、それぞれの教育活動を点検・評価し、それを新しいカリキュラムや教育体制につなげる努力を行っている（資料 10-15）。その成果が、2010（平成 22）年の健康福祉学部のコース制から系に基づく教育への大規模なカリキュラム改革や体育学部のカリキュラム改革につな

がっており、その面でも教育活動の内部質保証が機能しているといえる。また、学校教育法施行規則の改正を受けて、下記の項目についてホームページ上で公表している。「自己点検・評価報告書」「大学基礎データ」「専任教員の教育・研究業績」「大阪体育大学に対する認証評価結果ならびに認証評価結果」また、大学案内、授業科目等講義要綱等においても関連するデータ・内容についても、「教育情報」の中で公開している（資料 10-16）。

学校法人浪商学園の財務状況は、私立学校法に基づき、法人全体の毎年度の資金収支計算書、消費収支計算書、資金収支予算書、消費収支予算書、貸借対照表、財産目録概要、監査報告書を大学ホームページの「情報公開」「浪商学園」で公開し（資料 10-17）、学生・保護者と社会に対する説明責任を果たすべく努めている。大学の財務状況については、法人の中期計画とともに教授会で公開するとともに、教育後援会の会報に掲載し（資料 10-18）、大学ホームページに「財務情報」として公開するなどして周知に努めている（資料 10-19）。

教員個々の教育・研究活動の水準の評価や全般的な教育・研究活動の評価、大学・学部運営への貢献度、クラブ活動、社会的貢献活動等を含んだ大学活動全体について、客観的に評価する基準等についてはなお検討の必要はあるが、大阪体育大学においては、中期計画（学長・大学役員会）－大学評議会での審議・承認－教授会・各種委員会による実行－自己点検・評価委員会による点検・評価（報告書、ホームページによる公表）－中期計画への反映、という自己点検・評価に基づく改善・改革のシステム（PDCA サイクル）が制度的には健全に機能している。

2008（平成 20）年 3 月、本学は大学基準協会による認証評価を受けた。その際に、認証評価結果に 14 項目の「助言、参考意見」が付記された。それ以降、指摘された事項について、大学としてすみやかに対応すべき課題として取り上げ、その改善に取り組んだ。そして、その結果を「提言に対する改善報告書」としてまとめて、2012（平成 24）年に、大学基準協会に提出した。大学基準協会からは、「本学の改善報告書」に対し、「今後の改善計画について再度報告を求める事項」は「なし」との回答をいただいた。

2. 点検・評価

●基準 10 の充足状況

学則への明記、関連諸規定の整備、委員会の設置、自己点検・評価活動の定期的実施、大学ホームページ等への結果の公表等によって、同基準はおおむね充足されている。

①効果が上がっている事項

- ・学則への明記と「大阪体育大学自己点検・評価委員会規程」及び「大阪体育大学体育学部自己点検・評価委員会規程」「大阪体育大学健康福祉学部自己点検・評価委員会規程」の制定、大学院スポーツ科学研究科の自己点検・評価委員会設置によって、本学における自己点検・評価の実施体制は、制度として概ね確立している。
- ・「自己点検・評価報告書 2008」で改善の必要性が指摘された自己点検・報告書の大学ホームページ上での公開は実行された。同じく大学基準協会の認証評価結果の大学ホームページ上での公開も実行された。
- ・学校教育法施行規則で規定された項目についても、大学ホームページや大学案内、授業科目講義要項等を通じて外部に公開している。
- ・大阪体育大学の将来の発展に向けた改善・改革は、「大阪体育大学自己点検・評価委員会」の点検・評価の結果をもとに、学長（大学役員会）と大学の最高意思決定機関である大学評議会、教授会等と委員会が、PDCA サイクルを形成する形で有機的に結びついて進められており、事実、自己点検・評

価委員会から指摘された課題の多くは、中期計画に反映され、大学評議会の審議・承認を経て、教授会・各種委員会を通じてスムーズな解決が図られている。

- ・自己点検・評価結果に基づく発展方策の立案に携わる「大学役員会」の規程が整備され、その役割の制度的位置づけがなされた。
- ・大学院スポーツ科学研究科では、自己点検・評価を実施するための規程（大学院学則第3条）を整備し、常設の委員会を設置している。またその活動については、2年に1度の割合で報告書をまとめており、教育・研究水準を維持・向上させるための定期的な活動として位置づけられている。
- ・FD委員会による「授業評価」、担当教員の「リフレクションペーパー」の学生への公表が行われ、授業の質保証に効果的に機能している。
- ・外部有識者による「外部評価委員会」が設置され、学外者による点検・評価の仕組みが制度的には保証された。
- ・2009（平成21）年の大学基準協会による認証評価の際に付記された「助言、参考意見」について、大学としてすみやかに対応すべき課題として取り上げ、その改善に取り組んできた。

②改善すべき事項

- ・教育・研究活動等の評価基準の客観性、妥当性の確保については着実に前進しているが、大学活動全体への評価についてさらに検討を進める必要がある。
- ・自己点検・評価活動が、2007（平成19）年の「自己点検・評価報告書 2010」作成以降、行われていない。「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成23年度～26年度）」の作成があったとは言え、この間、2012（平成24）年の大学基準協会に改善報告書提出に際し、関連事項について点検・評価がなされたのみであり、内部質保証の点で課題として残された。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・「外部評価委員会」による点検・評価がより機能的・効果的となるように点検・評価の方法を改善し、自己点検・評価結果や課題の解決をめざす取組を第三者の視点で検証する仕組みを機能させるよう努める。
- ・大阪体育大学には、自己点検・評価委員会による点検・評価を大学の中期計画に反映させ、教育研究活動の改善・充実に生かすPDCAサイクルは、制度として整備されている。今後は、大学基準協会の認証評価において助言項目として指摘された「自己点検・評価で明らかになった課題を解決するためのシステムの構築」をめざして、PDCAサイクルを効果的に機能させるために、外部有識者会議による検証に加えて、全学的な討論会・意見交換会を開催する。そして、全ての教職員が自己点検・評価委員会等によって指摘された課題を共有し、解決のために必要な取組について議論し実行に移すための機会を設定する。
- ・前回の大学基準協会による認証・評価で「助言、参考意見」として付記された項目の中で、まだ十分に対応できていない項目があり、大学として早急に対応を進めていく。

②改善すべき事項

- ・自己点検・評価委員会に教育・研究活動等の点検・評価の客観性、妥当性をより確保する基準づくりに取り組むための作業チームの設置を検討する。

- ・今回の認証評価に伴う自己点検・評価を定期的な自己点検・評価を実施するための再スタートの機会と位置づけ、制度的に整備された「自己点検・評価委員会による点検・評価を大学の中期計画に反映させ、教育研究の改善・充実に結びつけるPDCAサイクル」の機能を高める。

4. 根拠資料

- 10-1(既出 1-23). 「大阪体育大学の中期の目標と計画 (平成 14 年度～18 年度)」
- 10-2(既出 1-19). 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2004」
- 10-3(既出 1-20). 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2006」
- 10-4(既出 1-24). 「大阪体育大学の中期の目標と計画 (平成 19 年度～22 年度)」
- 10-5(既出 9(1)-1). 大阪体育大学役員会規程
- 10-6(既出 1-21). 点検・評価報告書 2008(平成 20)年度 大学基準協会 認証評価結果
- 10-7(既出 1-22). 「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・年次報告書 2010」
- 10-8(既出 1-25). 「大阪体育大学の中期の目標と計画 (平成 23 年度～26 年度)」
- 10-9(既出 9(1)-14). 学校法人浪商学園寄附行為
- 10-10(既出 1-5). 大阪体育大学 学則
- 10-11. 大阪体育大学自己点検・評価委員会規程
- 10-12(既出 4(3)-18). 大阪体育大学FD (ファカルティ・ディベロップメント) 委員会規程
- 10-13(既出 4(1)-21). 大阪体育大学ポータルサイト eポートフォリオ
- 10-14(既出 2-12). 大阪体育大学外部評価委員会規程
- 10-15. 大阪体育大学体育学部カリキュラム委員会規程
大阪体育大学健康福祉学部カリキュラム委員会規程
- 10-16. 大学ホームページ 「教育情報」
- 10-17. 大学ホームページ 「浪商学園」
- 10-18. 教育後援会 会報 平成 23 年度、24 年度、25 年度
- 10-19(既出 9(2)-9). 大学ホームページ 「財務情報」

終章

本学は、昭和 40（1965）年 4 月に学校法人浪商学園を母体に大阪府茨木市に関西で初めての体育大学として設立されて以来、半世紀の歴史を積み重ねて、平成 27（2015）年に創立 50 周年を迎える。この間、本学は 4 次にもわたって大学の改革に取り組み、新しい学科、学部、大学院を開設してきた。本学が、大学を取り巻く厳しい社会状況の中で新たな 50 年に向かって今、力強く歩み始めることができるのは、開学以来一貫して、自学の教育研究の現状と大学に対する社会の要請を冷静に見つめ、本学に対する社会の期待に応えるべく不断の努力を怠らなかつたからである。

そして現在、本学は、第三次の中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 23 年度～26 年度）」の中で、教育力や研究力など大学の高めるべき「9 つの力」と 18 の達成目標を掲げ、教育研究の改善・改革に取り組んでいる。今回の大学基準協会による 3 度目の認証評価は、中期計画に基づく取り組みの成果を点検・評価していただくことになる。

本報告書では、大学基準協会の評価基準項目に沿って、10 項目について自己点検・評価を行った。点検・評価結果のすべてについて触れることはできないが、本学の教育理念、教育目標の達成状況は、おおむね良好であるとの結果であった。

自己点検・評価において「S 評価」をつけたのは、基準 6「学生支援」と基準 8「社会連携・社会貢献」である。社会連携・社会貢献活動は、平成 20（2008）年の認証評価でも大学基準協会から「S 評価」をいただいた取り組みである。今回、大学として「S 評価」を付けたのは、主に①生涯スポーツ実践研究センターや健康福祉実践研究センター、教職支援センターなどの附置機関と、「国際・地域交流委員会」などの委員会組織が連携して、体育・スポーツ・福祉の様々な分野で社会連携・社会貢献の多様な取り組みが展開されていることや、②東日本大震災の被災地支援活動が、生涯スポーツ実践研究センターが窓口となって、学生達の主体的参加によって継続的に行われていることなどを新たに評価したからである。

学生支援活動では、主に①本学の事業「教職を志す体育・健康福祉学部学生への総合的就職支援体制の確立」が文部科学省の「学生教育・支援推進事業」の補助金を受け、その評価結果が「S」（目標に沿った取組が実施されており当該目標を十分に達成している）として評定されたが、理由として、「キャリア計画ノート」「毎時間の学習記録」「学習点検ノート」を学生につけさせている点があげられ、学生の主体的取り組みを促すものとして高く評価されたことや、②教員をめざす学生達の自主的な活動として行われている「スクール・サポーター」の取り組みが、国際ソロプチミストから優れた活動として認定されるとともに、学生達の現場実習の貴重な機会として機能していることなどを評価したものである。

その他、全体を通して本学として特に高く評価できるのは、教育研究活動を含めた大学運営の様々な分野で PDCA サイクルが効果的に機能している点である。一例をあげれば、本学では、2 年に 1 度の大学あげでの自己点検・評価活動と報告書の作成、それに基づく中期計画の作成と実行、さらなる点検・評価という、改善・改革のための PDCA サイクルが確立されており、点検・評価に関わる自己点検・評価委員会やカリキュラム委員会、FD 委員会、外部評価委員会、中期計画の策定に中心的に関わる大学役員会、実行に関わる大学評議会や教授会、研究科委員会等の委員会組織が、それぞれの役割を果たしながらこのサイ

クルを動かしている点が高く評価できると考えたからである。これらの取組みの結果として、本学は定員の数倍の受験者を継続的に集めているが、過去4年間平均の入学者定員比率は、体育学部が1.07倍、健康福祉学部が1.13倍であり、定員に対して適正な数の入学者を受け入れて、教員一人当たり学生数を低く抑え、教育の質保証に努めていることも評価された。

もちろん高い評価ばかりではない。「B評価」となったのは教育研究環境である。施設の整備は厳しい財政事情の中でも計画的に進められてはいるが、体育学部では学生の増加や少人数教育の推進に伴う小教室の不足が続き、逆に健康福祉学部では中教室が不足している。体育施設の使用頻度の高さと相まって学生の履修に配慮した時間割編成を困難にしており、中長期的な施設建設計画の策定とその推進が求められていることなどが指摘された。

その他、特に指摘されたのは、健康福祉学部のカリキュラムが資格取得科目を中心に成されており、学部創設以来の「健康づくり、生きがいくりを支援する新しい福祉の人材養成」という教育理念に基づく人材養成が難しくなっていることや、特別支援学校等の教員採用試験合格者が増えつつある反面、健康福祉学部本来の人材養成のねらいであった社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験受験資格取得者数が減少し、国家試験合格率が低下していることである。中期計画では、浪商学園創立百周年（2021年）までの長期ビジョンの中で、「ほんとの教員をめざすなら大阪体育大学」を目標に「小学校教員養成課程開設の可能性を検討する」をあげたが、これらの結果の積み重ねが、学部として十分な数の受験生を安定的に確保できていながらも、平成27（2015）年から健康福祉学部の学生募集を発展的に廃止して、教育学部を開設することにつながった。

本学は、今年、開学50年の記念の年を迎えた。今後も引き続き、本学の教育理念、教育目標の達成を良好な水準に保つために、取組み解決すべき課題は少なくない。現在、大学をあげて次の50年を見据えた将来計画（「大体大ビジョン2024」）づくりに取り組んでいる。今回の自己点検・評価の結果は、計画づくりの中に活かされることになるが、ビジョンは、「大体大力、新しい時代を切り拓く」をテーマに、この先10年間の本学の進むべき方向を示すものである。「大体大力」とは、建学の精神と草創期の志、体育・スポーツ・健康・福祉で社会の新たな価値創造に貢献してきた誇りを胸に未来社会のあるべき姿を見据え、その実現のために使命感を持ってチャレンジをし続ける「人間力」と位置付けた。2024年へ向けて実現を目指すビジョンは研究・教育・拠点づくりの3つのテーマで構成されている。

現在、50周年を記念する様々な記念行事を計画し、実行に取り組んでいるが、計画の目玉の一つに平成28（2016）年の日本体育学会の開催がある。これまでも大阪で開催されたことはあるが、本学が中心となって、本学を会場として開催するのは初めてである。日本体育学会の本学開催は、本学が開学以来、研究力を高めることで教育力を高め、社会に貢献していくことを大切にして教育研究に取り組んできたことや、中期計画の方針の一つに「研究力を高める」を掲げて、その目標達成に大学あげて取り組んできたこと、そして新しいビジョンで大学の将来像を「研究の力」に置いたことから、必然的に導かれたものである。本学は、ビジョンで示された大学の将来像の実現に向かって、法人・大学、教職員、学生が一丸となって取り組むことで、自らの未来を切り拓いていくことができると確信している。